

# 目 次

## ○第1号（2月27日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	4
日程第 2 会期決定について	4
日程第 3 諸般の報告について	4
村長挨拶並びに提出議案の概要説明	5
日程第 4 一般質問について	9
◇高田清一君	9
◇波多野宏美君	24
◇村上慎一君	35
◇栢井保夫君	48
日程第 5 議案第40号 榛東村学童保育所の指定管理者の指定について	60
散 会	69

## ○第2号（2月28日）

議事日程 第2号	71
本日の会議に付した事件	72
出席議員	73
欠席議員	73
説明のため出席した者	73
事務局職員出席者	73
開 議	74
日程第 1 一般質問について	74
◇早坂 通君	74
◇川田敏彦君	88

日程第 2	議案第 4号	榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について……………	100
日程第 3	議案第 5号	榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について……………	101
日程第 4	議案第 6号	榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	103
日程第 5	議案第 7号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	104
日程第 6	議案第 8号	榛東村消防団設置条例の一部を改正する条例の制定について……………	105
日程第 7	議案第 9号	榛東村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	107
日程第 8	議案第10号	榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定について……………	108
日程第 9	議案第11号	榛東村消防団員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	109
日程第10	議案第12号	榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について……………	110
日程第11	議案第13号	榛東村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………	112
日程第12	議案第14号	榛東村手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	113
日程第13	議案第15号	榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について……………	114
日程第14	議案第16号	榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	115
日程第15	議案第17号	工業標準化法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について……………	117
日程第16	議案第39号	榛東村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	119

日程第17	議案第41号	榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について……………	120
日程第18	議案第18号	平成30年度榛東村一般会計補正予算（第5号）に ついて……………	121
日程第19	議案第19号	平成30年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 （第3号）について……………	128
日程第20	議案第20号	平成30年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予 算（第2号）について……………	130
日程第21	議案第21号	平成30年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第 3号）について……………	132
日程第22	議案第22号	平成30年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補 正予算（第1号）について……………	134
日程第23	議案第23号	平成30年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予 算（第3号）について……………	135
日程第24	議案第24号	平成30年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正 予算（第2号）について……………	137
日程第25	議案第25号	平成30年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 （第3号）について……………	139
日程第26	議案第26号	平成30年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4 号）について……………	140
日程第27	請願・陳情について……………		141
散 会……………			142

### ○第3号（3月1日）

議事日程 第3号……………	143
本日の会議に付した事件……………	143
出席議員……………	144
欠席議員……………	144
説明のため出席した者……………	144
事務局職員出席者……………	144
開 議……………	145
日程第 1 議案第27号 平成31年度榛東村一般会計予算について……………	145
日程第 2 議案第28号 平成31年度榛東村国民健康保険特別会計予算につ	

		いて……………	149
日程第 3	議案第 29 号	平成 31 年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算に ついて……………	151
日程第 4	議案第 30 号	平成 31 年度榛東村介護保険特別会計予算について……………	152
日程第 5	議案第 31 号	平成 31 年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予 算について……………	154
日程第 6	議案第 32 号	平成 31 年度榛東村公共下水道事業特別会計予算に ついて……………	155
日程第 7	議案第 33 号	平成 31 年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算 について……………	158
日程第 8	議案第 34 号	平成 31 年度榛東村学校給食事業特別会計予算につ いて……………	159
日程第 9	議案第 35 号	平成 31 年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算に ついて……………	160
日程第 10	議案第 36 号	平成 31 年度榛東村上水道事業会計予算について……………	161
散 会		……………	164

#### ○第 4 号（3 月 12 日）

議事日程 第 4 号	……………	165
本日の会議に付した事件	……………	166
出席議員	……………	167
欠席議員	……………	167
説明のため出席した者	……………	167
事務局職員出席者	……………	167
開 議	……………	168
日程第 1	議案第 2 号 公平委員会委員の選任について……………	168
日程第 2	議案第 3 号 人権擁護委員の候補者の推薦について……………	169
日程第 3	議案第 4 号 榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について……………	170
日程第 4	議案第 5 号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について……………	171

日程第 5	議案第 27 号	平成 31 年度榛東村一般会計予算について……………	172
日程第 6	議案第 28 号	平成 31 年度榛東村国民健康保険特別会計予算につ いて……………	173
日程第 7	議案第 29 号	平成 31 年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算に ついて……………	174
日程第 8	議案第 30 号	平成 31 年度榛東村介護保険特別会計予算について……………	175
日程第 9	議案第 31 号	平成 31 年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予 算について……………	176
日程第 10	議案第 32 号	平成 31 年度榛東村公共下水道事業特別会計予算に ついて……………	177
日程第 11	議案第 33 号	平成 31 年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算 について……………	178
日程第 12	議案第 34 号	平成 31 年度榛東村学校給食事業特別会計予算につ いて……………	179
日程第 13	議案第 35 号	平成 31 年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算に ついて……………	180
日程第 14	議案第 36 号	平成 31 年度榛東村上水道事業会計予算について……………	181
日程第 15	議案第 37 号	村道の路線の認定について……………	182
日程第 16	議案第 38 号	群馬県市町村総合事務組合規約を変更する協議につ いて……………	183
日程第 17	議案第 42 号	自動車交通事故による対物損害賠償について……………	184
日程第 18	議案第 43 号	平成 30 年度榛東村上水道事業会計補正予算（第 5 号）について……………	185
日程第 19	選挙第 1 号	榛東村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙につい て……………	186
日程第 20	委員会の閉会中の継続調査に係る中間報告について（文教厚生常任 委員会）……………		188
日程第 21	総務産業建設常任委員会に付託の陳情第 4 号について……………		189
日程第 22	総務産業建設常任委員会に付託の請願第 2 号について……………		190
日程第 23	議会運営委員会の閉会中の継続調査について……………		193
日程第 24	総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について……………		193
日程第 25	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について……………		193
日程第 26	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について……………		193

日程第 27  渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について	194
議長挨拶	194
閉  会	194

平成 3 1 年第 1 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 1 号

2 月 2 7 日 (水)

# 平成31年第1回榛東村議会定例会会議録第1号

---

平成31年2月27日（水曜日）

---

## 議事日程 第1号

平成31年2月27日（水曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
  - 日程第 2 会期決定について
  - 日程第 3 諸般の報告について
  - 日程第 4 一般質問について
  - 日程第 5 議案第40号 榛東村学童保育所の指定管理者の指定について
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ



## 出席議員（14名）

1番	波多野 宏美 君	2番	善養寺 孝 君
3番	蜂 巢 實 君	4番	村 上 慎一 君
5番	川 田 敏彦 君	6番	小野関 治義 君
7番	高 田 清一 君	8番	清 水 健一 君
9番	枡 井 保夫 君	10番	小 山 久利 君
11番	山 口 宗一 君	12番	岸 昭勝 君
13番	早 坂 通 君	14番	南 千晴 君

## 欠席議員（なし）

---

## 説明のため出席した者

村 長	真 塩 卓 君	副 村 長	倉 持 直美 君
総 務 課 長	清 村 昌一 君	企 画 財 政 課 長	早 川 弘行 君
税 務 課 長	岩 田 彦一 君	住 民 生 活 課 長	山 本 正子 君
健 康 保 険 課 長	安 田 睦 君	産 業 振 興 課 長	狩 野 宏記 君
建 設 課 長	久 保 田 邦夫 君	上 下 水 道 課 長	山 口 誠一 君
会 計 課 長	浅 見 英一 君	教 育 長	阿 佐 見 純 君
教 育 委 員 会 長	小 池 賢一 君		
事 務 局 長			

---

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	飯 塚 邦 守	書 記	志 岐 英 代
---------	---------	-----	---------

## ◎開会・開議

午前9時開会・開議

○議長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

平成31年第1回榛東村議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日、ここに第1回定例会が招集されましたところ、議員各位にはご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

3月を間近に控え、寒さを感じる中においても三寒四温の天候が続き、梅のつぼみの膨らみや日が長くなるのを感じるきょうこのごろでございます。

本年は、本村にとりまして村制施行60周年の記念すべき年であります。合併当時、その調整に紆余曲折しながらも、これまで執行と議会というそれぞれの立場で切磋琢磨しながら、住民の安心と幸福を追求してきたという歴史を感じるところでございます。

また、本年5月には天皇陛下がご退位され、皇太子殿下がご即位される時代の転換期に当たり、国の内外、天地とも平和が達成されるという思いのこもった平成という時代から、次の時代へとバトンが引き継がれます。過日行われました天皇陛下御在位30周年記念式典にて、天皇陛下は、「平成の30年間、日本は国民の平和を希求する強い意志に支えられ、近現代において初めて戦争を経験せぬ時代を持ちました。しかし、それはまた、決して平坦な時代ではなく、多くの予想せぬ困難に直面した時代でもありました。」とお言葉を述べられました。

平成は、バブル崩壊、金融危機といった経済の低迷期、阪神・淡路大震災や東日本大震災など大規模自然災害の発生、少子・高齢化といった社会的背景の中で、多くの町村にあっては平成の大合併といった大きな荒波にもまれながらも、住民の要請に応えるべく、地域社会の振興と発展、地方議会制度の充実など、多くの課題に対し取り組んできたところであります。これからも新しい時代とともに、住民の福祉と安心をさらに高めるため、住民からの関心と信頼を寄せていただける議会活動を展開していくことが大切であると考えております。そして、天皇陛下の平和を願う気持ちを胸に刻み、新しい時代が明るく希望に満ちた時代となることを心から願うところであります。

さて、本年2月6日に開催されました全国町村議会議長会定期総会において、しんとうむら議会だよりが第33回町村議会広報全国コンクールの編集・デザイン部門で奨励賞を受賞いたしました。本議会にとって初めてとなる表彰を、過日行われました群馬県町村議会議長会定期総会にて受け取ってまいりました。これも議会広報常任委員会の委員の皆様のご尽力のたまものであり、また、ご協力くださいました議員、村民皆様のおかげであります。深く感謝を申し上げます。今後も、村民に読みやすく、わかりやすい、そして親しまれる議会だよりを目指してまいりたいと思っております。

なお、本定例会は、平成31年度の予算の審議を行う議会であります。予算審議に当たっては、1つの政策だけに重点を置くような見方ではなく、広く客観的に住民全体の立場に立った公平なものではなくてはなりません。予算の議決は、議会の最も重要な議決権の行使の一つです。活発な議論を展開し、

村の最終意思決定につなげていただきたいと思います。議員各位におかれましては、円滑に議事が進行し、適正、妥当な議決に達せられるようご理解とご協力をお願いし、開会の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

ただいまから平成31年第1回榛東村議会定例会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

直ちに、お手元に配付いたしました日程により会議を行います。

---

◇

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（南 千晴君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において行います。

7番高田清一議員、8番清水健一議員を会議録署名議員に指名いたします。

---

◇

### ◎日程第2 会期決定について

○議長（南 千晴君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

第1回定例会の会期につきましては、本日から3月12日までの14日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日から3月12日までの14日間と決定いたしました。

---

◇

### ◎日程第3 諸般の報告について

○議長（南 千晴君） 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

議会事務局長の説明を求めます。

議会事務局長。

○議会事務局長（飯塚邦守君） それでは、お手元に配付の諸般の報告によりご説明をさせていただきます。

①議案書等の受理につきましては、本定例会開催に伴い、議案40件を受理いたしました。

②例月現金出納検査の結果報告でございますが、平成30年11月分・12月分の検査結果を配付いたしましたので、後ほどご確認ください。

③渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会につきましては、記載のとおり会議が開催されました。

④群馬県町村議会議長会につきましては、記載のとおり会議が開催されました。

以上で議会関係の諸般の報告を終了いたします。

## ◎村長挨拶並びに提出議案の概要説明

○議長（南 千晴君） ここで、村長より、挨拶並びに本定例会における提案理由の説明をしたい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） 改めまして、おはようございます。

議長からただいま許可をいただきましたので、平成31年第1回定例村議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日、議員各位全員の出席をいただきまして定例村議会が開会できますことに、まずもって心から感謝申し上げたいと思います。

先ほども議長のほうから話がありました。本年は、天皇陛下がご退位され、皇太子殿下がご即位される年でございます。30年続いた平成の幕がおり新たな元号となる、我が国にとって大きな節目の年であります。今議会は平成最後の定例会となるわけで、激動の平成時代に思いをいたすと、万感胸に迫るものがあります。

さて、今定例会に上程させていただく議案について、その概要をご説明申し上げたいと思います。

議案第2号は、公平委員会の委員の選任について、議案第3号は、人権擁護委員の候補者の推薦について、議会の意見、同意を求めるものでございます。

議案第4号、第5号は、介護保険法に定められました指定地域密着型のサービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業等に係る人員、設備及び運営に関する基準を定めている条例の全部改正を行うものでございます。

議案第6号から第17号及び第39号、第41号は、条例の一部改正をお願いするものでございます。法律の改正に伴いまして、証明手数料の改定、これは引き下げを行いたいというふうに考えております。消費税率の改定に伴うもの等について、一部改正条例案を提出いたしました。

議案第18号から第26号までは、一般会計、7特別会計及び上水道事業会計の平成30年度予算の補正をお願いするものでございます。各会計とも年度末を迎えまして、事務事業費の確定または確定見込みによる増減を行うものでございます。

議案第27号は一般会計、第28号から第35号までは特別会計、第36号は上水道事業会計の平成31年度予算でございます。

平成31年度の予算編成におきましては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるという自治体運営の基本に基づきまして、榛東村総合計画をはじめとする各種の基幹計画における主要事業などに集中して取り組むため、歳入の確保等を図り、効果的かつ効率的な事務事業の実施に努めることなどを基本方針といたしました。

国の経済施策等により、事業収益や雇用、所得環境の改善が続く中、個人消費においても持ち直し

が見込めるなど、景気は、緩やかではありますが、回復基調が続いていると言われております。その一方で、村においては、少子・高齢化の進展等に伴いまして、社会保障関係経費の増加、あるいは老朽化した公共施設の更新など、厳しい財政運営が今後も続いていくものと考えられます。このような村財政の厳しさが見込まれるところでございますけれども、第6次榛東村総合計画で掲げました村の将来像「子どもに夢を みんなに福祉と安心を」の実現に向け、限られた財源の有効な配分に努めたところでございます。

平成31年度の一般会計と特別会計、企業会計を合わせました予算総額であります。歳出ベースでは97億3,243万3,000円で、平成30年度の当初予算に比べまして9,713万8,000円、率にして1%の増となっております。一般会計の予算総額につきましては56億5,890万円で、前年度に比べて2,020万円、0.4%の増となっております。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

歳入の見積りに当たりましては、国の予算編成の動向、地方財政計画などにより、各事業における財源を積極的に確保するよう努めました。村税は14億8,881万4,000円で、前年度に比べ832万4,000円、0.6%の増となっております。

各種交付金については、自動車関連税制の改正によりまして新たな交付金を見込むとともに、幼児教育の無償化に係る臨時的な交付金も1,700万円ほど見込んでおります。

地方交付税でございますけれども、普通交付税については、前年度の交付実績、あるいは平成31年度の地方財政計画等を勘案いたしまして、前年度に比べて1,000万円増の11億3,000万円を見込んだところでございます。また、特別交付税につきましては2,500万円の減、トータルで1億3,000万円としたところでございます。地方交付税の振りかえ分である臨時財政対策債も、地方財政計画を参考に1,500万円減の1億7,000万円を計上しているところでございます。

最終的に財源不足額は、過去最高規模となる3億8,412万1,000円となりまして、この全額を財政調整基金から繰り入れて手当てをさせていただきたいと思っております。

次に、歳出でありますけれども、第6次総合計画の施策の大綱として6本の柱立てをしております。その6本の柱、項目ごとに主要事業を申し上げたいというように思います。

初めに、「健やかで生き生きとしたむらづくり」として、平成28年4月から実施しております給食費の引き下げについては、平成31年も継続して実施するところでございます。

平成29年度から実施しております体調不良児の対応として幼稚園に養護教諭を配置いたしまして、保育園に対する病児、病後児の保育委託料も引き続き予算化しているところでございます。

どのように言ってもいいかわかりませんが、2週間ほど前に女子競泳選手が白血病であるということを公表いたしました。日本中に衝撃が走ったところでございます。これを受けまして、骨髄バンクにドナー登録の申し出や問い合わせが多数寄せられているという報道がありました。村では、骨髄移植に関し、提供者、ドナーさんへの負担軽減のための補助制度を平成27年度から実施しており

ますけれども、31年度も引き続き予算計上をさせてもらっているところでございます。

また、平成31年度の新規事業として妊産婦健診及び歯科健診を実施するほか、歯周疾患検診の対象者の拡大、若年層向け健康づくりセミナーを充実したところでございます。

次に、「人と文化を育むむらづくり」として、小・中学校に学習支援員を引き続き配置いたします。

平成31年度の新規事業は、中学校のパソコン、パソコン教室及び教職員用でございまして、これを更新したい。情報通信技術環境整備事業といたしまして、生徒用タブレットを150台整備するところでございます。

3つ目の「快適で住みよいむらづくり」として、新年度も高崎渋川バイパスのアクセス道路整備を重点的に行おうと思っております。第6号計画道路を整備するほか、生活道路及び農作業道の改良を実施するところでございます。また、15区のコミュニティセンターの改修工事を行う予算を計上させてもらいました。

次に、「豊かで活力あるむらづくり」を推進するため、ふるさと納税の返礼品として本村の農畜産物等の普及促進を図るところでございまして。

また、茨城県の大洗町、東京都の葛飾区、神奈川県の大井町等とのイベント交流を平成31年度においても引き続き実施することといたしまして、本村の農畜産物、工業品等のPRを積極的に行っているところでございます。

次に、「自然と安全・安心を守るむらづくり」として、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金を利用いたしまして耐震性の貯水槽の整備を行いたいというように思います。さらに、消防団員に対する準中型免許取得費の補助も継続して実施するところでございます。

最後の「自主自立のむらづくり」でございまして、各種のシステム更新によりまして事務事業の効率化を図るとともに、情報セキュリティを強化しつつ、ホームページや広報、各種回覧を通じて住民に効果的かつ迅速な情報提供を行いまして、開かれた村政のための予算を計上しているところでございます。

それでは、議案第28号、平成31年度榛東村国民健康保険特別会計予算についてでございますけれども、総額15億3,124万6,000円で、1,617万8,000円、1.1%の増でございます。

これについては、制度改正によりまして、平成30年度から県が財政運営の主体となりまして、安定的な財政運営、あるいは効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担いまして、市町村は、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等を引き続き担っているところでございます。

国民健康保険税の税率は、給付金や保健事業等に要する費用、それから、算定されました標準保険税率を参考といたしまして、平成30年度に平均16.5%の引き下げを行ったところでございます。平成31年度の保険税率はそのまま据え置きまして、不足額は国民健康保険基金の繰り入れをしたいというように考えております。

次に、議案第29号、平成31年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算は、総額1億2,652万9,000円で、前年度と同規模となっているところでございます。

議案第30号、平成31年度榛東村介護保険特別会計予算は、総額12億1,599万8,000円で、これも前年度とほぼ同規模でございます。介護保険サービスの適正な提供と高齢者の自立支援、重度化防止のための事業及び医療、介護の連携を推進してまいるところでございます。

議案第31号、榛東村住宅新築資金等貸付特別会計は、総額982万9,000円で、前年度に比べまして97万6,000円、9%の減でございます。

議案第32号につきましては、榛東村公共下水道事業特別会計、総額4億7,937万4,000円、前年に比べまして1,616万3,000円、3.5%の増加でございます。

議案第33号、平成31年度榛東村農業集落排水事業特別会計におきましては、総額1億9,356万7,000円、前年に比べて3,482万1,000円、21.9%の増加であります。

この主な増加原因といたしましては、農業集落排水処理施設の機能診断、最適整備構想策定業務、機能強化調査設計業務の実施経費を見込んだものでございます。また、長岡処理場は、稼働から13年が経過したため、施設内の機械器具の更新を計画的に行うものとしております。

なお、公共下水道事業特別会計、それと農業集落排水事業特別会計は、平成35年4月からの地方公営企業法による企業会計移行に係る各種調査を委託する予算を計上しております。当該委託について複数年を要する見込みであるため、3カ年に至る債務負担として実施するところでございます。

議案第34号は、榛東村学校給食特別会計でございます。総額1億3,514万4,000円で、前年度に比べ158万9,000円、1.2%の減となっております。

太陽光発電事業特別会計は、議案第35号でございます。総額3,221万円で、前年度と同規模となっております。

上水道事業会計の議案第36号は、収益的収入が2億9,712万9,000円、収益的支出が2億8,439万1,000円、資本的収入は55万円、資本的支出は6,524万5,000円でございます。

以上が10会計の新年度予算の概要でありますけれども、各会計とも厳しい財政環境にはありますが、財源の有効な配分に努めたところでございます。

議案第37号は村道の路線の認定について、第38号は、群馬県市町村総合事務組合の規約を変更する協議をすることについて、議会の議決を求めるものでございます。

第40号につきましては、学童保育所の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上の40議案を提出させていただきましたので、ご審議の上、可決いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

会期は、本日から3月12日までとただいま決定されました。本日から14日間、よろしくお願いしたいと思います。

以上で、私からの挨拶及び説明にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### ◎日程第4 一般質問について

○議長（南 千晴君） 日程第4、一般質問についてを議題といたします。

一般質問は、大所高所からの政策を建設的立場で議論すべきであること、また能率的会議運営が必要なことを十分理解して、簡明かつ内容のある質問の展開をお願いいたします。また、会議規則第58条の規定により、その内容は村の一般事務に関することと限定されております。

質問の順序は届け出順とし、質問時間は答弁を含め50分以内であります。

質問順位1番、高田清一議員の質問を許可いたします。

7番高田清一議員。

〔7番 高田清一君登壇〕

○7番（高田清一君） 皆さん、おはようございます。7番高田清一でございます。

先ほど村長も申し上げておりましたけれども、平成最後の年を迎え、5月からは新しい元号がスタートするに当たり、当村でも、村民一人一人が新たな気持ちで夢と希望に満ちた活気あるむらづくりに向けて邁進できることを願っているところでございます。

昭和生まれの私にとりましては、高度成長時代、慌ただしく生きてきた自分ではございますけれども、近年、懐かしさばかりが募るきょうこのごろであります。これからは昭和後半に生まれた今が一番充実している皆さんや平成生まれの若者に大きな期待を持ち、活躍の場を広げていただき、我々団塊の世代は、今までの経験を生かして大いに存在価値を発揮したいと思っているところでございます。

そんな中、先ほどから予算の話も出ているわけでございますけれども、新たな自主財源確保に向けた展望もなかなか見出せず、農業、商業を初めとし、あらゆる産業・業態が多かれ少なかれ衰退、減少していく現状に危機感を持ち、何とかしなければ、何とかしてほしい、このように思っているのは多くの村民の切なる思いであるのではないのでしょうか。

新年度を迎えるに当たり、行政として村の発展、活性化を図るべく、どのような施策、方策を講じているか、また、新たなチャレンジに向けての取り組み、考え方をお聞きするとともに、一部提案や以前した質問の内容の確認も含めて質問を行いたいと思います。

以上で、あとは自席に戻り質問を続けさせていただきます。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） まず最初に、村長にお伺いをいたします。

今後、ますます少子・高齢化が進み自治体運営が難しくなる中、新聞記事にもありましたが、県内市町村も70から35に半減しています。行財政の効率化の効果もあると思う反面、町村部の行政サービス低下の懸念も出てきているところでございます。人口減少が深刻化している中、今後、合併論議が



再燃する可能性もあるわけでございます。

このような実情を踏まえ、まず当村の合併に対し、どう考えているかをお伺いします。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 当村合併に対する考え方というような質問でございますけれども、高田議員もおっしゃるとおり、平成の大合併と呼ばれた流れの中で、群馬県内の市町村数も20年前の70から、現在35市町村に減ったところでございます。日本全体でも、約3,200あった市町村が現在では約1,700となっております。

本村においても、平成16年に吉岡町と任意合併協議会を設置し、協議を進めたところでございますけれども、協議は調わず、合併協議会も廃止となっているところでございます。そういう中で、高田議員のおっしゃるように、榛東もどう考えるんだというような話でございます。

いわゆる合併については、国の指導的なものがいろいろありました。それに沿って榛東村も、先ほど言いましたけれども、吉岡との任意合併協議会というものを発足させまして協議をしたところでございますけれども、それらについては、いわゆるスケールメリットと言われている行財政の効率化が図られるであろうということは期待できるところでございます。しかし、そのとき村内に合併する要望、機運もないような状態がありました。

現在は自主自立のむらづくりを進めているところでございますけれども、私は、政府のほうも言っているように、いずれ道州制というものが取り入れられるんじゃないか、市町村だけじゃなくて県の合併も出てくるんじゃないかな、そのときには必ず少なくとも市町村として前橋、高崎が合併するんじゃないか、そのときに取り残されることなく、よく協議をしながら、榛東村もその中に入っていく必要はあるのかなというように私は考えております。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 報道によりますと、政府は、総務省の有識者研究会を通じて、高齢者人口がピークを迎える2040年、自治制度のあり方を検討し、この中で小規模自治体の廃止・縮小も視野に公共施設や病院、商業施設を都市に集中させ、複数自治体で構成する圏域というんですか、私も初めて知ってちょっと調べたんですが、圏域への移行も検討を始めたという話も出ています。

この構想については前回アンケートがあったみたいで、県内自治体で賛成が25%、反対が36%とのことでした。当村は、これを見ますと、どちらかといえば反対というのがアンケートの報告だそうなんですけれども、このようなことを踏まえ、なおかつ第6次計画では自主自立計画も立てているわけですから、自主自立計画の具体案を教えてくださいたいと思います。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 第6次総合計画の中に自主自立ということでむらづくりを、先ほど6つの柱ということで私のほうからも挨拶の中で申し上げさせてもらいました。そういうことの中で、村が自主的にできるかどうかということを検討しながらやっていると。

1つ付け加えると、前も広域でやろうということもありました。さらに、前橋からも高崎からも当時の市長のほうから話がありました。しかし、どうしても広域という枠というものがあまして、協議にも入れないというような状況もありました。どうしてもそれには足腰の強いむらづくりをしなければなりませんので、第6次計画の中でこれを入れたところでございます。それに向かって我々もやっていきたいというように考えております。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 先ほど私が一部触れました圏域というのは、私が思うに、圏域構想が具体化になると榛東村はますます衰退するというか、過疎化になる、これが加速するんじゃないかというのが私の感想でございますので、今の村民がそういうことに疑念や、また不安を持たないような今後の連携協議を深めていただければというふうに思います。

次に移ります。

観光開発についてなんです、29年の第2回定例会で私は一部確認をさせていただきました。伊香保を核に観光連携、渋川、吉岡、榛東までの周遊客で地域活性化を検討しているとの新聞報道もございました。これについては、今継続しているというその時点での報告はあったわけですが、それ以降の進捗状況を報告してください。

○議長（南 千晴君） 狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 昨年3月30日、渋川伊香保温泉観光協会が地域連携DMOとして日本版DMO法人に認定されました。観光マーケティング・マネジメントの対象区域として渋川市、榛東村、吉岡町の3市町村を定めており、広域的な地域における誘客促進に努めております。現在実施している連携取り組みは、誘客推進として、平成30年7月から9月に群馬県主催のググっとぐんま観光キャンペーン実施期間中、首都圏をはじめとする各地で開催されるキャラバン、また観光PRを3市町村合同で行っております。

また、受け入れ体制として訪日外国人旅行者周遊促進事業補助金を活用しながら、外国人観光客限定で創作こけし体験モニター事業を実施しています。この事業は、本村の卯三郎こけしに協力していただき、リピーター及び新規外国人顧客の獲得、さらに、モニターの意見を収集、フィードバックし、今後のインバウンド戦略構築に向けたプロセスの一環と考えております。

そのほか、今年度は情報発信として、伊香保温泉発ぐるぐるマップを改訂及び増刷いたしております。また、時代ですか、フェイスブックなどのSNSでも情報発信を行っております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 1つ提案をさせていただきます。

私も、以前、世田谷区と連携している川場の世田谷区民健康村、区民宿泊施設を見学したことがあるんですけども、当村においても葛飾区との協定を結んでいるわけですので、それを拡大して連携を深める中で、世田谷区と同じように、川場村で展開しているような形での施設を今後検討課題に入れてもらえないでしょうか。ご回答をお願いします。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 今、高田議員がおっしゃいました世田谷区と川場の友好協定というか、結婚しているような仲のいい自治体同士だと思っております。今、葛飾と榛東村は、一生懸命友好を深めながら一步一步連携を築いている最中でございます。今の話は、世田谷区が全国のいろいろな市町村を選んで、その中から川場村を選定したわけでございます。たくさんの自治体と友好都市、また協定を結んでいる葛飾区に選ばれるような榛東村になっていくように、これから努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 榛東の活性化を図るためには、ありとあらゆる視点・視野を持って今後検討していく必要があると思いますので、1つの提案として申し上げただけですので、今後、検討項目に入れていただければというふうに思います。

次に移ります。

上野幹線からの眺望は、常日ごろ榛東の大きな財産という認識をしているわけですけども、この環境を有効に生かした集客対策として、昼は渋川や高崎が一望できて、夜も前橋、高崎の夜景も見られる、なおかつ高崎、渋川、前橋の花火なども見られる的な望遠鏡を兼ね備えた展望台設置の検討はどうかという考えがあるんですが、いかがでしょうか。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 今、高田議員がおっしゃいました展望台は夢があつていいと思います。しかし、展望台を設置する場所、また、そこから安全性とかを考えまして、特に今考えているのが、ふるさと公園周辺でふるさと公園の活性化につながるのかどうかを検討しながら、3月のふるさと公園周辺施設活性化委員会で提案してみたいと思います。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 答弁でお願いしたいのは、できない理由がどうしても頭に来がち、執行の皆さんの気持ちも重々わかるんですが、できない理由が頭に来るのではなくして、やるための条件の中でこういう要素があるよという形での取り組みをぜひとも執行にはお願いしたいというふうに思います。

今まで、私はふるさと公園の地元ですので、ふるさと公園に関してはいろんな形で提案をさせていただきました。電車の線路を延長してくれないかとか、ふわふわドームを導入したらどうかとか、いろんな形で提案をしてきたわけですけれども、予算の問題もあるんでしょう、なかなか具体的な道筋が見えていません。これに関して、できれば何を検討したらどうだったかとか、何とかなりそうなので今検討しているよとか、入園者の要望に応えるためにアンケートを実施しているよとか、何らかの回答が欲しいと思っているんですが、その反応がなかなかないのが実情、現状ですので、本日は時間もありません。詳細は別途としても、そこに対する考えを答弁していただきたいと思います。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 今まで報告等がなかったということですので、今後、その都度議員に報告したいと思います。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 私どももいつも言ってるんですが、執行の皆さんにどうのこうのだけ言っているつもりもありません。議員もそうです。村民と一丸となって執行、議員ともども、よりよいむらづくりのために提案しているわけですので、できればその辺のフィードバックをかけていただければありがたいというふうに思います。

次です。

今現在、水曜日にふるさと公園が休園になっています。入り口のフェンスが今2つあるんですが、道路に面したフェンスと中のふるさと公園に入るところのフェンスがあるわけですけれども、入り口のフェンスを水曜日が休園ということで閉めているということで、山脈のパン製造をそれに今合わせているらしいんですけども、販売ができない。まして悪いことに、今、ふるさと公園のところにあったコンビニも閉めてしまったということもありますので、今後、パンの購入者もふえることが予想されます。

入り口のフェンスを移動するとなると予算上の問題もあると思います。できればフェンスの開閉管

理を山脈に委託して、あそこら辺のところでもよりよいパン売りができる、また、あそこに来る客が容易にパンを購入できるような状態をつくっていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） NPO法人山脈・麦のゆめは、当初、スタッフの確保、ローテーションの問題から、ふるさと公園の休園日と合わせますよという話でスタートしました。今、確かにデイリーストアが閉店となり、地元の方は困っていると思います。さすが地元の議員さんだと思います。私はこの話を聞き、現在、鍵の一部を、実は合鍵を渡しております。水曜日も山脈さんは、要望により、注文によりパンをつくっているようでございます。今、高田議員が提案してくれたように、内鍵を公園のほうでしっかりと管理しながらこれから対処していきたいと思っております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） よろしくお願ひします。

次に移ります。

昨年、村内在住者から私は電話をいただきました。テレワークに関しての連絡をいただいたわけです。私も焦ってテレワークをインターネットで調べてみました。そうしますと、テレワークとはどういうことかということ、ワークは働くですね。テレは遠いという意味で、遠くにいながらにして仕事ができるという内容だそうでございます。このような提案を村内住民から私にいただいたということは、村民一人一人が村の先行きを心配する、また将来に危機感を持った上での電話であったろうということからしたら、非常に感謝をしているところでございます。

県内でどんなところが取り組んでいるかということで、少しこの前は新聞にも出ました。

みなかみ町ではテレワークセンターMINAKAMIとして立ち上げて、ICTを使った契約企業が利用するテレワークセンターを開設して始めているということだそうです。それから、もう一つは下仁田町ですか。これは下仁田の町長みたいですが、下仁田町では町長が先頭に立ってテレワークオフィスを開設し、就業を希望する女性が子育てと仕事を両立できる環境整備を行っているということだそうです。

このような思い切った施策も今後検討していく時期、必要性に迫られているのではないかと思います。このような提案に対してはいかが思っているのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（南 千晴君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 国が推進しております働き方改革の一つとしてのテレワークでありますが、議員がおっしゃいますように、情報通信技術を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働

き方ということで、パソコン等を利用いたしまして離れた場所で行う仕事というふうにも言えると思います。業種、業務等が限られます上、情報管理の徹底やセキュリティー対策、それから労務管理など、課題は多数ありますが、この制度の導入によりまして、遠隔地において仕事や子育て、それから介護などをしながら働くことができるということで、こういう利便性などもありまして、主に大企業を中心に導入が進んでおります。

テレワークを利用する従業員をテレワーカーというらしいんですが、これらの方々を支援いたしまして、先ほどおっしゃられましたように、人を呼び込むことによりまして地域活性化、それから就労支援につなげられる施策についての質問ということでございますが、これには企業におけます制度の導入がまず一番の鍵になると考えております。

平成29年度の国の調査によりますれば、従業員1,000人以上の企業では約25%、4社に1社がテレワークを導入していると、全体では15から16%が導入となっております。テレワーカーのうち半数が在宅勤務、在宅型ということで、自宅でテレワークを行っている。続いての3割が自社の他事業所、それから、複数で利用する共同オフィスで業務を行っているという現状らしいです。

新しい働き方、制度でもありますので、企業におけます導入状況、普及率などを見ながら、どのような支援策があるのか、その結果、榛東村、それから榛東村住民の方々にどのようなメリットがあるのか、本村において需要があるのか、これらなどを見きわめていきたいと考えております。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） なかなか難しい問題はあるかというふうに思うわけでございますけれども、空き施設の有効活用、それから就業支援、活性化、もろもろに全てつながってくるというふうに考えますので、なかなか難しいから諦めちゃうんじゃなくて、継続して企業リサーチするとか、それから他の自治体の情勢、状況を調査するとか、このような動きにつなげていただければというふうに思います。

次に移ります。

インフルエンザの予防接種ということでお伺いします。

今期、インフルエンザが大流行し、今、大分収束してきたみたいですがけれども、全国二百数十万の発症者が出たということでございます。現在、私どももそうですけれども、高齢者に対しましては接種費用負担がされているわけで、大変ありがたく、高齢者にとっては多くの恩恵を得ているというふうに認識しているわけでございます。しかしながら、子どもに関しては通常大人と同じ扱いとなっているということからして、保護者にとって大きな負担となっているのではないかと、また、子どもが2人、3人となりますと、2回接種ということになったら大変な負担だという感じがします。

先ほど村長もおっしゃってございました。第6次総合計画の中では「子どもに夢を みんなに福祉と安心を」ということで掲げていることからしても、まず今後、小学校までの児童に対して無料化とい

うことの検討を進めてもらいたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（南 千晴君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 小学生以下の乳幼児及び児童へのインフルエンザ予防接種の無料化ということでございますが、現在、高田議員もおっしゃったように、高齢者のインフルエンザということで予防接種は一部負担をしていますが、その単価を参考に試算しますと、小学生以下の乳幼児の方が全員接種した場合、およそ1,600万程度必要となる試算となります。子どもさんの予防接種は任意になりますので、国や県の補助制度もなく、村単独事業として毎年継続して実施するというになると、財政的にちょっと困難であると思慮するところでございます。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 確認をします。1,600万というのは、小学生以下を全額負担した場合の試算ということでよろしいのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） はい。小学生以下のお子さん、これから生まれるお子さんも想定してなんですが、1,560名いると試算しまして全額負担した場合の費用でございます。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 児童、幼児が予防接種を受けることによってインフルエンザにかかりにくい、また、かかっても軽度で済むということは見えていることですので、そうであれば、高齢者と同じく一部負担をするという考えはどうでしょうか。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 高齢者の方へのインフルエンザ予防接種は、予防接種法に基づきまして定期予防接種ということに分類されております。定期予防接種は実施主体が市町村ということになっておりますので、高齢者の方へは一部負担をしているところです。実際のところだと、今年度の契約単価は5,022円で、そのうち1,000円を自己負担していただいているところでございます。

高齢者と同様の助成ということで、また試算でお金の話になりますが、その場合はおよそ1,300万円という見込みというところでありまして、インフルエンザは毎年ということになりますので、継続しての費用ということになると多額になることが考えられます。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） どうしても予算の話になり、先ほどからずっと話題になっているように、財政危機的な話からしたら当然のことだと思うんですけども、先ほど一つ言ったように無料化の話、それから一部負担の話、それでもだめならば、例えば小学校入学以前の乳幼児に対してどうかというようにありとあらゆる考え方があってと思います。何らかの形でそこら辺の対策についての検討を継続してお願いしたいというふうに思っています。

次に移ります。

前回、昨年の第3回定例会の一般質問で、私は村内のため池を点検しました。19カ所をやって、危ない、また人家がそばのところは点検を強化すべきだ的な話をしたわけですけども、それ以降、2018年11月に県のほうから防災重点ため池再選定という通知が出たという新聞報道がありました。県では、防災重点ため池を再設定し、決壊した場合に人的被害が出るおそれのあるため池を漏れなく認定して市町村担当者に説明をし、2018年度中に完了させたい旨の方針を出したそうでございますけれども、榛東村における点検結果を教えてください。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） ため池安全確認においては、年に1度、ことしは7月、渋川農村整備センターと一緒に21カ所全ての貯水池を点検しました。その結果、全て安全を確認しております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 確認します。そうすると、県から11月に出た通知に基づく点検をしても安全であったということによろしいんですか。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 県からの再設定という話になりますと、今、既に渋川農村整備センターと連携しながら、全ため池の被害想定を確認しながら再設定を協議しているところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 前回も言ったんですけども、村内に2カ所か3カ所、ため池のすぐそばに人家があるということで、決壊した場合に多くの被害が出ると想定されますので、今後も継続してそこへの安全点検は進めていただければというふうに思います。

それに関連してなんですが、山子田、長岡の境界線ぐらいですか、関谷塚貯水池があります。この貯水池は、3面工事をして以降だという住民からの話もあるんですけども、中央から水漏れしてお



り水がなかなかたまらない、下の排水口のほうにいつも水が出ているということでございますけれども、早期改修を進めてもらいたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 関谷塚貯水池の漏水については、こちらのほうも現地を確認しております。この件に関しましても、県に対し、県営障害防止対策事業相馬原地区第6次計画で貯水池の大規模改修を計画に入れてほしいと今現在要望しているところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） そこら辺の進捗状況の点検というか、確認を継続してやるようお願いをします。

次に移ります。

農業問題に移りたいと思うんですが、先ほど来、私も気になっているんですけども、まず友好都市の葛飾区との連携の話でございますけれども、中身をなかなか詳細にわたって全員が理解していないがゆえに、実際に進めているんだろうけれども、なかなか進捗が見えないということかと思えます。葛飾区との具体的な策が見えないという現状の中で、この協定を有効に活用しない手はないだろうと、もったいないという気がするわけです。

これもまた一つの例ですけども、遊休土地を活用して葛飾区民の家庭菜園の活用だとか、例えばの話ですよ。それはできないとまた答弁されてはあれなんですけれども、例えばの話は私は言うだけなんで聞いていただきたいんですが、ブドウ狩りを通じての伊香保温泉宿泊等、あらゆる施策、手段、方策を講じて葛飾区との連携を強化すべきというふうに思っているんですが、ここら辺の考え方はどうでしょうか。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 現在、村では、毎年10月に開催される葛飾区産業フェアへ参加しております。このイベントに来場してくれる葛飾区民、また葛飾区と友好のある全国の自治体の方に対して、榛東村の紹介、また農畜産物など特産品をPRする絶好の機会だと思って、今頑張っているところでございます。会場内で農業委員会、また議会の皆様が村の観光パンフレットを配っていただき、本当に村としても感謝しております。また、このイベントに参加してくれる出展者の方がたくさんの特産品を持ってきていただき、そして販売していただき、感謝申し上げますとともに、このような活動により、少しでも多くの方に榛東村を知ってもらえるよう努力しているところでございます。

また、葛飾区にはぜひ本村のしんとう・村づくり祭に出席してくれないかと今言っているところで

ございますが、野菜のできる時期が同時期でございまして、葛飾区の産業フェアと榛東の村づくり祭  
が大体かぶってしまって、参加してもらえなく残念に思っているところでございます。

今年度、私は、産業フェアや農業委員会の視察で葛飾区のほうへ3度訪問させていただき、その中  
で農業委員長と元葛飾区の農業委員長のきずなというか、関係を間近で見させていただきました。  
それは本当に信頼関係でした。会長が信頼関係を築くために相手に対し常に正直に接し、決して強制  
せず、相手が大切にしているものを自分も大切に、相手に対し関心を持ち、そして自分を相手に知  
ってもらうなど、人の見えないところでご尽力している姿を見ました。そこで、私が思うに、葛飾区  
との連携強化のポイントは、まず人間関係、そして、そこから信頼関係を築いていくことだと感じま  
した。まずお互いよく知るということが、小さなことですが、大切だと思いました。

行政で何ができるのか、自分に何ができるのか、はっきり言えば悩みました。でも、悩むより行動  
することで、観光部の参事と今現在連絡をとり合っています。その中で、葛飾区のほうでも、しんと  
う・村づくり祭に来られないとしても、これから榛東村を紹介するパネル等を用意するよう努力する  
よと言ってきております。そういうことから少しずつ葛飾区と距離を縮めていって、人間関係、信  
頼関係の構築が連携強化につながると思っています。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 残り時間が少なくなってしまうので、簡潔な答弁をお願いしたいと思います。

米の作付に関してこの前記事がありました。県農業再生協議会が示した米の作付面積、当村は生産  
目安91ヘクタールに対して112ヘクタールということで、21ヘクタールの増という調査結果だそうで  
す。これは、常日ごろ農業委員会なり、また産業振興課、それから、新たに設立した群馬中央ファ  
ームの設立効果が大いに寄与している、私ども素人としてもそのように見えるわけですが、ここ  
ら辺の行政としての認識はどうでしょうか、お聞かせください。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 高田議員が言ったとおり、群馬中央ファームの作付面積を考えると、  
増産につながったと感謝しております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 常日ごろ、群馬用水を使った榛東の米はおいしい、おいしいといううわさは  
聞くわけではございますけれども、おいしいお米をどう販路を拡大してどう売るかというのが今後の

課題でもある、生産すると同時に販路を拡大するのも課題であると思います。

そうしますと、榛東米、おいしいお水を使った、空気の中で生産した米を今後いかにブランド化して販路を拡大していくかというのも課題かというふうに思うんですが、これに対する認識をお願いします。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 私も、毎日、榛東村のおいしいコシヒカリを食べております。その中で、今、ブランド化という話があったんですが、ブランド化したいです。しかし、お米を食べるのは消費者。私が調べたところ400種類、また700銘柄もお米を売っているんですね、要はスーパーとかお米屋さんで。その中から消費者が選んでくれるような榛東産のコシヒカリをどういうふうにブランド化するかというのは、非常に難しいと今考えております。

ただ、バックするわけにはいきません。これから4月に農事支部長会議でお米の生産農家にいろいろ、ことしのお米はどのぐらい作付けるよとかいう配り物をするわけですね。その中でぜひアンケートをとって見て、ブランド化について一緒に検討していきたいと思います。また、その答えについては高田議員に報告をさせていただきます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） メジャーなお米対応ということであれば、今の課長の答弁でよろしいと思うんですが、メジャーとかチャレンジャーとか、大きなところを狙うのではなくて、企業でいえばすき間産業なんです。ニッチ産業というか、すき間を狙っていく。それを葛飾との連携の中で販路拡大につなげられないですかという一つの提案をただけですので、今後も検討課題として取り組んでいただければというふうに思います。

次に移ります。

先ほど申し上げました群馬中央ファームに米の生産に対しては寄与していただいているというふうに認識しているわけですが、今までここに対してどのような支援を行ってきたか、また、今後どのような支援を継続して行う予定か、ありましたらお答えください。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 平成29年度、群馬中央ファームに対して、もみすり機、自動選別計量機を購入する際に、村の単独事業である榛東村認定農業者経営改善補助金を活用し、上限額である30万円を交付しております。

また、今年度は群馬中央ファームに対しまして、トラクター、ウィングハロー、ロータリーの導入

に当たり、県の補助事業であるはばたけ「ぐんまの担い手」支援事業の法人化等支援型において補助金をもらったわけですが、これに対して村の単独事業である榛東村農業振興支援事業補助金を活用し、合わせて472万8,000円を交付しています。この事業は、町村の補助も任意で出してもいいよということですので、榛東村の場合は、30%の県の補助プラス榛東村から30%以内ということで補助金を出しております。渋川、吉岡は県の補助金のみで対応しておりますので、榛東村は農業施策に対して努力していると思っております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） そうしますと、今の答弁の確認かもしれませんが、認定農業者に対する補助金については、現在補助率は、事業経費の30%限度の30万を超えないものと規定されているわけですが、先ほど来申し上げているように、今後ますます農業の後継者不足、それから耕作放棄地問題、遊休地活用の問題等々が予測される、なおかつ現実として起きているわけです。そういう中では、事業経費につきましては30を50%とか、また補助金額については30万を100万という形で上げる考え方も必要なというふうに思うんですが、そこら辺の認識はどうでしょうか。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 平成26年度からこの補助事業が開始されており、当初は50万円以上の機械に対して1回限り、補助金30%、上限30万円として始まりました。しかし、認定農業者の方からもう少し使いやすい補助金をということで、3年以内にとか、いろいろ厳しい要件があったんですけども、29年にその要件も撤廃し、1回限りではなく今補助金を出している村単事業でございます。村単事業ということで税金が充てられていますので、慎重に考えていかなければなりません。今後、補助金適正化委員会等に産業振興課のほうから提案をして、改善できるか、また、さらによくなる制度になるかを検討していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） それからもう一つ、現在、補助金については、2年以内に交付を受けた場合は対象とならないという規定になっているわけですが、使いやすい、または効果的な補助金制度とは言えないというふうに思います。業務拡大に向けた取り組みが急務の中で、年度中1回は補助を受けられるなどの変更を行うべきと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） それについても、補助金適正化委員会のほうにうちのほうからしっかりと提案していきたいと思います。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 常日ごろ榛東の基幹産業は何ぞやといったときに、農業が一番に必ず来ているわけです。農業、農業と言う割には、なかなか農業が難しいところに来ています。そういうところからしたら、今のところなかなか難しい、また大変かとも思うんですけども、そこら辺も継続して県なりに働きかけ、また、村内における状況の見直し等々も今後も継続してやっていただければというふうに思います。

次なんですけれども、これは農業委員長なんかも言っているんですけども、先ほどの葛飾との関係も含めて、ネギなどは出荷準備しないでそのまま出荷したらどうだというような声も出ているわけですけれども、ここら辺についてはどう考えていますか。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） ネギの出荷等については、行政のほうとしては今のところ検討しておりません。JAと連携をしながら、今後考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 考え方は2つあると思います。要は大量生産をして、原価等の原価率の問題等々含めて考えた場合に、一気に出してやる場合と、もう一つは、商品としての付加価値をつけた中でコストを高めにするという設定の考え方があると思うんですね。そういうことからしたら、要はネギに対してだけでもそうですけれども、ほかの野菜に対してもそうですけれども、生産者に対しての意見聴取を行って、榛東の農業従事者が、また生産者がどのように考えているかということも含めて、それを採用した中での行政としての対応、また指導も行っていただければと思うんですが、どうでしょう。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 今後、会議、総会等がございます。その任意団体の中でアンケート等をとっていただけるようにうちのほうも提案していきたいと思います。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） 最後に、これもどうしても榛東としての課題なんです、人口減対策で一言だけお聞きしたいと思います。

当然のことながら、行政の中でも考えていてしかるべきなんですけれども、昨年10月現在の人口推移が発表されました。4市町村だけが増で、当村も68人増ということで、かろうじて増であったという記事が載りました。また、転出超過のところも、かろうじて本村は22人転入増加だったという記事が載っております。

これに対しては、中之条のほうでは不妊治療の助成事業とか第1子出産時にはプレゼントがもらえる等々の補助事業もやっているという話も聞こえるわけですが、当村において、転入者に対する優遇措置、援助、補助、ここら辺も含めてどのように考えているか、お願いします。

○議長（南 千晴君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 人口減少対策についてでございますが、出生率の向上、まずこれを考えなければならないと考えております。安心して出産、それから子育てしてもらえるような環境を整備する施策を現在も講じてきているところでございます。

主だったものでございますが、不妊治療、不育治療の一部助成を行っております。それから、任意予防接種の一部助成、子育てモバイルなど、子どもの健康づくりに努めております。

それから、異世代交流を中心といたしました放課後子ども教室を開催しております。通学路等に防犯カメラを設置いたしまして安全・安心なむらづくりに努めております。それから、給食費を軽減いたしまして子育て世代の経済的支援を行っております。

このほかにも、幹線道路や接続道路を整備いたしまして、就業地であります前橋市、高崎市などへの通勤を容易にすることなど、定住を図ろうというふうに考えて実施しております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 7番。

〔7番 高田清一君発言〕

○7番（高田清一君） すぐに解決する問題ではないというものの、何らかの形の施策、方策を講じていかないと、ますます悪影響、悪循環、そこら辺のところには陥るといのが懸念されるわけでございますので、今回の予算の中でもそうですけれども、そこら辺を十分盛り込んでいただいて、榛東村のより一層活性化を図るべく取り組んでいただきたいというお願いでございます。

最後に、新年度を迎えるに当たり、新たな気持ちで村の発展を願い、よりよい結果に結びつくよう、お互い執行と連携をとる中でも、議員としても精いっぱい努力していきたいというふうに思っております。今後とも皆さんで頑張りましょう。

以上で質問を終わります。

○議長（南 千晴君） 以上で7番高田清一議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を10時40分といたします。

午前10時18分休憩

---

午前10時40分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

質問順位2番波多野宏美議員の一般質問を許可いたします。

1番波多野宏美議員。

〔1番 波多野宏美君登壇〕

○1番（波多野宏美君） 1番波多野宏美。

改めまして、こんにちは。

私も議員になりまして、一般質問に立たせていただきましてはや4回目になりました。まだまだ自分として何が言えているのかなと、村のために参考になるようなこととか対策がしっかりできているのかなというふうにも思いながら、また4回目の質問に立たせていただきました。

日ごろから自分としては、仕事柄、大切な村の財政の監査もやらせていただきながら勉強させていただいております。そういった中で、前回、3回目のときに、本日はこの質問は一切いたしません、非常に貴重な村の財産になっておりますデ・レーケの問題につきましてお話をさせていただいて、何とか村長さんをはじめ村の役員の方々、または村民の皆さんに、こんな立派な村の発祥の地でもある、榛東村に置かれているものがまだ埋もれている状況があります。このことについて私も提案させていただいて、つい先日も、大林和彦先生は地元榛東村に住んでおりますが、県の高校教育の地理の先生で、一生懸命彼もそういった対策というか、今後のあり方について話をさせていただいております。私も少なからず、できる限り応援したいかなというふうに思っております。

まずもって先にこのことはお話をさせていただいて、そして本日は、4つの質問事項を考えております。部活動の指導員の本年度補助対策について、2つ目にDV、ドメスティックバイオレンスの対策について、3つ目にインフルエンザ対策について、4つ目にイベント開催についてということです。

以後、自席に戻り、質問にかえさせていただきます。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） それでは、まず最初に、1番の部活指導員の本年度補助対策についてということですが、特にこの件につきましては、私も、第1回から3回まで追跡的に国のあり方や県の教育委員会の考え、そういったものを注視しながら、やはり榛東村の小学校、中学校の先生方が少しでもやりやすいような、または教育というのは、やはり村長が常々言うておられるように、子どもの将来があつて榛東村もあると思います。ですから、しっかり先生方にもお願いをして対策をしていただ

ければというふうに思っております。

まず、県のほうから、先日報道で2月14日に大きく、特に上毛新聞さんですけれども、発表がありました。ちょっとこれに触れたいと思います。申しわけないんですが、お聞きいただければと思います。

県内市町村の教育長が集まる協議会で、県教委が新制度の導入について説明した。まずは本年度退職する小中高校などの教員から希望者を募り、居住地域や指導歴といった情報を集約。作成した名簿は市町村教委や県立学校と共有し、適任者探しに役立ててもらおう。現在、指導をしている元教員も登録対象とするか検討している。

外部人材が部活を指導する場合、コーチなどを担当する「外部指導者」（中学、高校対象）と顧問や大会の引率も担える「運動部活動指導員」（中学対象）の立場がある。登録する元教員はどちらか一方か、両方を希望する仕組みにする。

学校現場で教育以外に部活指導を任せ、負担軽減を目指す動きが広がる一方、「市町村や学校が独自に人材を探すのは難しい」との声も県教委に寄せられている。活動時間が合わなかったり、学校運営への理解が十分なかったりすることがハードルになっている。

これにつきましては、県教委が部活動支援員を配置する市町村への補助金を39人分確保したということです。新年度には、また新たに78人に倍増させる方針であるということですので、榛東村もそれに該当するのではないかなと私は思っております。

この件につきまして、榛東村の教育委員会のほうはどうお考えなのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（南 千晴君） 阿佐見教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 今、波多野議員のほうから、部活動指導に元教員を活用すると、こういうお話でございました。この新聞発表の前日が群馬県の教育長会議で、県教委からのお話を私も聞いております。

その場合に、部活動指導員であるとか教員のOBをそれに充てるということについてはなぜか。これは教員の多忙化を解消する一つの方策であると。教員の多忙化をなぜ解消しなくてはいけないのか。それは、教員本来の仕事というのは、子どもと触れ合う時間を一番大事にしたいということが根っこにございます。したがってそれを目指す。第2には、教員自身の働き方の改革をしなければならないということで、現在、勤務管理を教員自身がやっている状況でございます。

そういう中で、今のお話ですけれども、確かに人材というのがなかなか見つかりづらいという状況はございます。したがって、県のほうから提案された教員のOBをバンクとして、先ほどお話があったように、78人を県は予算組みしてあるということで、その通知は榛東村教育委員会には来ております。そういう中で、今後どうなるかということで話が進んでいくんだろうと。登録バンクが部活動指



導員であるか、または外部指導者、部活動指導員というのは引率もできる、計画も立てられるということで、どちらかを希望するんだと思うんですけども、教育委員会としては大変ありがたい話と受けとめております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） 教員の時間外の、教育委員会のほうでご存じのように、80時間以上の労働勤務について、特に過労死のラインというふうに言われていますが、私も、当然この辺は監査をやらせていただきまして、教育委員会さんの勤務ぶりは把握済みであります。問題ないことはわかっているんですが、県では80時間超ゼロへ向かって調査したところ、ないという中で、時間外労働については、国の指針である45時間ということなんですが、この件については、教育長、どうですか。

○議長（南 千晴君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 教員の時間外勤務という話でございますけれども、もともと法律で教員は時間外勤務をすることはできません。そのために家庭に持ち帰るという場面もあるんだろうと。給与の面で調整手当ということでその分が支払われている。ですから、超過勤務をしろということを校長が命令することは一切できないです。できる場が、特例として例えば災害であるとか、学校行事で泊まりがあるとか、4項目あるんですけども、条件がつけられております。

村内の教員の80時間超ゼロということで、教育委員会としても、教員がパソコンで自分の勤務管理ができるように、それから、月末に校長がそれを見て指導できるようにということで進めております。そういうことで、先生方も非常に自分の勤務時間の振り返りができて、意識も、少し減らしていくんだと、そういう機運が高まっている。ただ、中学校においては、この時期、進路のことがございますので、中学校の教員は80を超えてもやむを得ない部分はあるんだろうなというふうに自分も思いますが、大分少なくなっているというふうなことです。いずれ45時間超ゼロというふうな方向になるんだと思うんですけども、これはやはり段階的にやっていかないとなかなか難しいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） ありがとうございます。

実は先日、2月5日に報道が群馬県内でされまして、高崎市のほうで部活動指導員の本年度の補助、これはどの市町村もされているようなんですけれども、その中で、要件について適合しないという報道がありました。高崎市は、ですから本年度、この補助金をいただけないという決定になったようですが、

榛東のほうではこの辺は大丈夫でしょうか。

○議長（南 千晴君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 部活動指導員の件でございますけれども、高崎については新聞報道を私も読んでおりますが、他市町村のことを自分の口で言うのは控えさせていただきたいというふうに考えています。

本村につきましては、今年度から部活動指導員ということで、部活動の顧問というような形で大会であるとか練習試合の引率等をやっていただいておりますが、費用は1人当たり60万円ということで、国と県と村が3分の1ずつ負担するというので、中学校のバスケット部に配置させていただいておりますけれども、これは今、申請してあるので問題はございません。来年度については、一応2人希望と出してあるんですけれども、県のほうの補助金の関係があつてまだ未定ということでございます。以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） ありがとうございます。

やはりこの辺の補助金をいただけるものはいただいてもらって、榛東の子どもたちに還元していただければというふうに思っております。私も、実は30年間、高等学校に勤務しておりましたので、やはり業務は年々、本当に教科指導から始まって生徒指導、それと親御さんとの3者面談、これがありまじとやはりいろんな問題を抱えることとなります。ですから、業務が忙しいのはわかっております。今後も、やはり行政の立場でその辺の学校現場の実情をよく把握していただいて、問題のない子どもたちの教育がされるというふうなことを願ひまして、お願いしておきたいと思ひます。

それでは、2番目に移りたいと思ひます。

2番目は、DV、ドメスティックバイオレンス対策についてということで、この件については住民生活課さんにお尋ねするわけですが、まず先に、この難しげな名称ですけれども、ちょっとこれに触れたいと思ひますが、お聞きいただければと思ひます。これはもう家庭内暴力の件でございます。

国のほうでも内閣府男女共同参画局というふうに、もうこれもできております。その中での対応策を今やっている段階ですが、DVについては、一般的に言われていることは、女性が夫や恋人などの身近な立場の男性から受けるさまざまな暴力行為、肉体的暴力のみならず言葉の暴力、性的暴力、社会的暴力、交遊の制限など、そして物の破壊、経済的暴力、これはお金を渡さないだとかを含めるものであります。夫からギャンブルによって経済的に苦痛を受け、身体的に受けた傷だけがDVじゃなく、心に受けた傷もDVなのである。2004年12月2日にDV法というのが改正されております。ですから、これもきちとした法律の中で動くわけですけれども、身体的暴力保護から精神的暴力も対象と。

身体的暴力の中には、これは皆さん方、一々言わなくてもおわかりになると思うんですが、確認の意味で言っておきますが、殴る、蹴る、平手打ち、棒でたたく、腕をねじ上げる、組み伏せる、かみつく、首を絞める、突き飛ばす、髪を引っ張る、たばこの火を押しつける、熱湯をかける、刃物で刺す、車でひく、ここまでいくとちょっと人を殺してしまうんじゃないかと思うような事案ですけれども、ただ身体的暴力は、みずからも生徒指導している中ではと思うようなこともありました。

さらに、精神的な暴力については、言葉的に強く出ていけとか口答えをするとかどなる、高圧的な態度に出る、物を投げつける、物を壊す、おどす、外出や電話を細かくチェックする、無視をする、欠点を言う、他人の前で恥ずかしい思いをさせるということですね。

そして最後に、性的暴力、経済的暴力、子どもを利用した暴力というような、項目を上げていけば切りがないのでこの辺でやめておきます。

いずれにしても、こういった暴力、身体的なものから言動暴力、そういったことを受けている人は、全国を見渡しますと、1年間に昨年は1万4,673人、本年は8万104人の方が、実はこれはいろんな広報等で、こういうふうなことがあったらお聞かせくださいと広報啓発、国民の意識を向上させるために警察への通報をしてもらうというふうなことから、今言ったように前年度よりも22.4%、8万104人の通報があったという状況ですので、今、非常に社会的問題になっております。そういったことなので、榛東村としてもその辺の対策はどのようになっているのか、また取り組みをお聞かせいただければと思います。

○議長（南 千晴君） 山本住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） DVについては、波多野議員がおっしゃるとおり、身体的暴力や精神的暴力、経済的暴力などがあり、これは犯罪にもつながるといふ行為であり、犯罪をも含む重大な人権侵害にもつながっていることとっております。

先ほど議員がおっしゃるとおり、DVの相談窓口は住民生活課となっております。ただ、相談窓口にはなっておりますけれども、身近な町村ですとやはり住民と職員とが近過ぎるといふこともあって、相談をちゅうちょする方もいらっしゃるのではないかといふこともありますので、庁舎内の女性トイレに群馬県の群馬男女共同参画センターが行っている無料相談の案内等を置いて、悩みを抱える女性が相談できる場の情報を提供しております。また、今後、村内公共施設、特に利用者が多い体育施設にそういった情報を置くことも考えております。

人権という部分とDVというのがどのぐらい近いかといふことになるんですけども、役場へ相談が難しいといふことであれば、楽集センターにおいて人権の相談も受けておりますので、そういったこともこれから案内していきたいと思っておりますし、また村では、DVは、先ほど言いましたけれども、夫婦間、パートナー間だけで起こることではないことを認識してもらうため、デートDVに関するパンフレットを新成人に配布したりして啓発を行っております。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） 村としてはそういう対策をしているというようなことですが、どうなんでしょう。例えば高齢者の方への対応なんかも備わってくる場合もあります。そういったときに民生委員さんとか、そういった方々にはこういうのは情報提供、情報というか、お願いはしているんでしょうか。

○議長（南 千晴君） 山本住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 民生委員さんには、独居老人であるとか、問題のあるという言い方は失礼なんですけれども、そういう方の情報を把握していただいております、何か変化があればすぐに情報提供を村にさせていただくような連携を図っております。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） 教育委員会のほうでの対応はどうでしょうか。

○議長（南 千晴君） 小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） DVの件でございますけれども、DVは、本来、配偶者間で起こる家庭内暴力のことですが、先ほど住民生活課長が触れましたとおり、最近はデートDVという言葉がありまして、交際中の若い男女の間で起こる暴力もDVのくくりの中で、デートDVということで最近は問題となっているという状況でございます。

榛東村で行っている人権教育は、大もとが群馬県の人権教育充実指針という指針をもとに我々の人権教育を進めているわけなんですけれども、その群馬県人権教育充実指針の中に重点項目というのが11項目ございます。その中の1つに女性差別というものがあるんですが、その女性差別の中にデートDVが位置づけられております。学校の中でデートDVというものを直接的に小学生や中学生に指導するというでないんですけれども、小・中学校においては、日ごろから人権教育の一環として、男女がそれぞれを認め合って尊重し合うことの大切さを指導しております。このデートDVというのは新しい人権課題ということなんですけれども、そのことについても教職員が正しい知識を持って、望ましい人間関係のあり方について適切な指導をすることが大切であるというふうに考えております。

本村では、平成29年度、南小学校を会場に人権（同和）教育公開授業研究会というのを開催いたしました。議員の皆様にも多数ご出席賜った会でございます。その会議の中で、被害者支援センターすてっぷぐんまから講師をお招きして、村内の教職員や人権教育関係者を対象にDVやデートDVについて講演会を開催して、理解を深めるための取り組みを実施したところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1 番。

〔1 番 波多野宏美君発言〕

○1 番（波多野宏美君） 私は、今、社会的な問題もありまして、またDVとちょっとかけ離れたものもありますが、やはり子どもが自殺に追いやられるというような事例もあるわけです。ですから、子どもたちからも、大人の世界でもそうですが、なかなかこの情報というのは得られません。なかなか子どもたちも言えないとかというのものあるんですね。ですから、学校現場であれば教員がいかに父兄との対話というか、一番はやはり家庭に赴いてその辺の状況を知るということが大事なんだろうけれども、それもつかみづらいという問題であります。

そういったことで、なかなか介入できないという部分が多いわけですが、この辺も、多忙をきわめる中で、教育委員会の中で、今の学校現場でこういった子どもたちが仮におるのであれば、いち早く情報を耳にして対応してあげていただければと、私もその辺を思っております。

この件につきましては以上にいたします。

次に、3つ目にインフルエンザ対策についてのことをちょっと健康保険課のほうにお聞きしたいと思います。

まず1つは、村民に対するインフルエンザ対策についてどう対応されているかということなんですが、これについても、私自身もまだ認識できていない部分もあります。また、ここにおられる方々も、例えばインフルエンザというのはただインフルエンザではありません。A型、B型、C型というふうにあります。その分類を皆さん方、頭に置いて、何がA型、何がB型、何がC型なんだということを理解している人が少ないのではないかなというふうに私は思っております。

2月8日のテレビで、1週間で166万人に上ったというような調査結果も出ているそうです。非常にことしはA型が伝染的に回っております。恥ずかしいんですが、私もA型にかかりました。A型につきましても、私も自分なりに予防接種もして、そして身近であります、手洗い、人混みの中へ行くのであればマスクとか、そういうのをしていたつもりなんですが、そのときにちょうどせき込んでおまして、私自身かかったこともないような百日ぜきなんていうのかかかってしましまして、そこで何かインフルエンザをもらって帰ってきたという、本当にびっくりしちゃいまして、このときA型でした。

まず、種類のなものでちょっとお話をしたいと思うんですが、A型というのは、筋肉痛などが特徴で増殖が速く、しかも感染力が強いので流行しやすい。3つのインフルエンザの種類の中で一番伝染性があるということですね。B型は、A型に次いで流行しやすいウイルスで、突然変異は起こさない。A型は起こすんですね。いきなり高熱が出て、本当にのたうち回ることもあります。B型はそうでもないんですが、やはりこれも世界的に大流行を起こす。でも症状は重く、数年この辺の流行に猛威をふるい、ずっとB型というのは多いですよ。C型は、風邪程度の症状で多くの人が免疫を持っていると、これはやはり予防接種で何とか抑えられているという状況かと思えます。

インフルエンザは、潜伏期間が1日から2日、発症する1日前から発症後5日から7日ごろまで周囲の人にうつしてしまう可能性がある。特に発症から3日間は最も感染力が高いと考えられているという状況です。

そういうような中で、村の対策としてどのように行われているか、お聞きしたいと思います。

○議長（南 千晴君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） インフルエンザ予防ということでございますが、議員も先ほどお話しの中に出てきておりますけれども、まず外出時のマスク着用や外出後の手洗いとうがいの徹底、また、流行時は人混みや繁華街などへの外出を控えたり、抵抗力を高めるために十分な休養とバランスのとれた栄養摂取を心がける、そういったことが予防につながると思います。これらの情報を、健康保険課のほうとしましては、健診時や、また広報や回覧などを用いて住民の方へ周知を図っております。また、感染予防としまして、庁舎や保健相談センターなどの公共施設ですが、その入り口やトイレ、また窓口などに手指消毒液を設置しております。

議員さんのほうのお話にも出てきましたが、予防接種ということになりますが、インフルエンザの発症を予防し、発症したとしても重症化や死亡を予防するという効果がございますので、現在助成を行っているのは高齢者インフルエンザ予防接種ということで、高齢者の方に予防接種法に基づき、村は費用の一部を負担しているところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） やはりこれも群馬県内での事例を挙げますと、前橋のほうの老人福祉施設でインフルエンザが発症して、かなりの方に伝染して、中には死亡者まで出るというようなことも起きております。片や、渋川の高校でも学校中がインフルエンザの騒ぎになりまして、学校が閉鎖じゃないかというぐらいの状況の高校も出ておりました。

毎年のごとく小・中学校でその辺の傾向、対策はしておるんだろうというふうには思うんですが、榛東村としてはどうでしょうか。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） インフルエンザの件ですけれども、村内では、1月下旬に小・中学校、幼稚園で流行が見られました。2月に入ってから落ちつきまして、本日、幼稚園、小・中学校の中でインフルエンザで出席停止の子どもは1名ということになっております。ただ、先ほど議員が申し上げたとおり、A型、B型、さまざまなインフルエンザがある中で、今はとりあえず一旦収束ということになりながらも、この後、3月、4月にかけてまた違うインフルエンザがはやり

出すということもございますので、非常に注意しながら指導をしているところでございます。

小・中学校での対策ということでございますけれども、インフルエンザ感染の予防のためには、日ごろからの規則正しい生活とバランスのいい食事で免疫力を低下させないことが大切であるというふうに言われております。学校においては、予防策を児童・生徒に指導するのは当然のことながら、保護者に対しても、保健だよりなどで生活習慣や食生活、水分補給、家での過ごし方、予防接種の有効性などについてお知らせをして、ご協力をお願いしているところでございます。

流行する時期には手洗い、うがいの徹底やマスク着用の励行、あとは教室の空気の定期的な入れかえなどを各学校で実施しております。また、全校集会など、多くの子どもが集まるような集会の開催はなるべく控えるようにしております。児童・生徒の健康観察をしている中で、発熱など心配な様子があれば、直ちに保護者に連絡をして病院を受診していただいております。

インフルエンザを発症した児童・生徒には出席停止という措置をとります。複数の児童・生徒にインフルエンザのような症状が発生した学級があった場合は、村内の学校医とも相談をいたしまして、早帰りを判断したり、あるいは学級閉鎖などの措置を講じたりしております。これは、早目の判断をすることで、感染が拡大することを防止するために早目の手だてを打っているというふうにご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） インフルエンザに関しましては、もう毎年のことというふうな状況で考えておるわけですが、やはりいつもやっている対策からどんどんまた感染力が高くなっているということも実情なので、学校現場でも神経を使うことが多いとは思いますが、これは子どもたちだけではありません。高齢者の方にも相当なやはり注意を払わないと、老人保健施設、また福祉施設のほうにもかなり波及しているというふうに村のほうも捉えていただきながら、ぜひ榛東村でもはやらないように対策をお願いしたいなというふうに思います。

それでは、最後の4つ目のイベント開催の件についてお尋ねしていきたいと思っております。

まず1つ目に、2つともロードレースと、あとファントレイルというのは丘陵地、山とか、そういった部分を使ってのイベントということでのお尋ねになりますが、ただ単にロードレースだからといって走ることをやるということではありません。私は、実は若いころランナーでありまして、広くいえば日本全国を大体回ってきました。

今や群馬県においては、ぐんまマラソンというのも、集客、参加申し込み人員は1万人を超えております。そして、それに携わるいろんな支援をしていただける人たちを交えると、その倍ぐらいの人数が大会を盛り上げてくれていると。または、桐生市であれば堀マラソンというのがございまして、これも8,000人。そして前橋であればシティマラソン、これも7,000人。そして、間もなく開催予定で

ある安中で、何か最近「いだてん」なんていうテレビがありまして、それが一つのブームを呼んでいるのか、侍マラソンなんていうのが、私は、実は若いころ4回ぐらい、とんでもない山の上を登る競技に出たことがある。ご存じの方はいるかと思うんですが、非常におもしろい取り組みで、侍の格好をして走っている人がいたりとか。桐生市なんかは、やはりあそこはそばとかうどんが有名なので、そば屋とかうどん屋さんの格好をして店屋物を持って走っているとか、そういうような盛り上げをして、随分と参加人数というか、集客的なものが5,000人をはるかに上回るというふうなことでやっているわけです。

私は、榛東村は、特に村長さんをはじめ産業振興の課長も随分と頭を悩ませながらいろんな協力にまた回って歩いているとは思いますが、葛飾区、また大井町、大洗町さんにも投入していただいて、私が思うには、この榛東村で開催をしていただいて、それは確かに人が集まってこなければ意味はないですが、今、非常に、皆さん方はご存じかと思うんですが、前橋、渋川、高崎の近辺にいろんな形で健康ブームでマシンを置いた施設がございます。そういったところにみずからお金を使って通っている人も榛東村には随分いるそうです。私も耳にして、見たことも何回もあります。大体五、六千円のお金を使って、高齢者の方が結構行っているということです。ですからいろんな健康ブームになっておりまして、これは前回の一般質問のときにも村長のほうに、体育館を中心に何とかありませんかというようなお話をしたばかりですが、これも引き続き、村の人たちもそういったことを期待している人もいるわけですので、その辺をお話ししておきたい。

それで、この辺、やはり開催に対するいろんな問題はあります。ただ、この辺はそんなに、例えば施設を建ててくれとか、そういうことではありませんので、ただやはり大会だけをやるということじゃなくて、物産的な産業振興も含めてどうでしょうかということの提案になると思いますが、この辺、まずは教育委員会の担当かなと思いますので、教育委員会さん、どうですか。

○議長（南 千晴君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） ロードレース、あとは丘陵ファントレイル、一つの例としてということでご提案いただいたと思うんですけれども、村単体で開催するということについて難しい面もなかなかあるのかもしれないんですが、ただ、イベントの実行委員などから村に対して依頼があれば、ご協力できるところはぜひ内容を検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

〔1番 波多野宏美君発言〕

○1番（波多野宏美君） 産業振興課長、突然質問してあれなんです、この辺は提案としてどうですか。

○議長（南 千晴君） 狩野産業振興課長。



[産業振興課長 狩野宏記君発言]

○産業振興課長（狩野宏記君） 今、波多野議員が言われましたとおり、また教育委員会がスポーツを通じてマラソンの検討というか、考えていく上で、もしやるのであれば、産業振興課も、村の観光PRになりますので、協力したいと思います。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1番。

[1番 波多野宏美君発言]

○1番（波多野宏美君） ありがとうございます。

私は、こういったイベントにつきましては、一つの案としてお考えいただければと思うんですが、せっかく榛東村に自衛隊さんの敷地等があります。私は、これは非常に売りではないかなというふうに思っております。群馬県の中においてもここだけです。この土地柄的なものと、ですから平日では無理ですよ。ただ日曜日あたりで、この辺の時期的なものもあります。災害がいろんな形で起こっているときにそんなことを開催してもまた無理な面はあるんですが、あそこの例えば飛行場、そういったところをちょっとめぐって走ってこられるような状況をつくってやると、これは一つの売りになるのではないかなというふうに自分は考えております。そういった中で、集客も多分、榛東村であればいろんな特産物もあります。それを売りにして産業振興に発展するのではないかなというふうに思っております。

最後に突拍子もなく、村長、どうですか。この辺の提案というのはまずいですか。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

[村長 真塩 卓君発言]

○村長（真塩 卓君） 特に波多野議員は自衛隊との、あそこにあんない場所があるんだからということで、榛東村のPRに役立てるかどうかということを知ったと思うんですけども、あそこの敷地は国有地でございます、またいろいろな面で制約がございます。確かに話は聞いていますけれども、実現は無理じゃないかなというように私は思います。

それ以上に、前から波多野議員も、いろいろなイベントについても、榛東の中で創造の森とか、そういうもの、あるいはいろんなところで開催をしたらどうかということを知りながらもずっと提案されております。それを検討したほうが私もいいんじゃないかなというように思います。

ただ、PRとか、そういうものについては、今度の4月13日、これはまだ通知は来ておりませんが、自衛隊の中でイベントがあります。たしか桜と武の祭典ですか、そういうものをやることになっております。これについても、村のほうでもブースを逆に何カ所かもらって、その中で、ただ売るだけでなくPRとか、そういうものを含めたものはできないかどうか、これを指示したところでは、自衛隊のほうもそれもいいですねというような話がありますけれども、榛東の四季とか、そういうものをよく捉えた一つブースを設けたいというように考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 1 番。

〔1 番 波多野宏美君発言〕

○1 番（波多野宏美君） 本当に私も自然にあふれた榛東村にいて感じる人が多いもので、この地を何とか生かせないかなというふうに思う余りにこういうようなお話をしているわけですが、本当に今後またチャンスがあれば、こういったものを私も提案させていただいて、また、私も知り合いが何人かおるもので、自衛隊さんも随分とあの周りをぐるぐる走っておりまして、走る方もたくさんいるようです。そういった方々からもそういうのがあるといいねというふうに言う人もいるもので、私もそういった開催ができればなというふうに思っております。

これで、私の4つの質問を終わりにしたいと思います。

以上です。

○議長（南 千晴君） 以上で、1 番波多野宏美議員の一般質問を終了いたします。

ここで昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。

午前11時26分休憩

---

午後1時再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

質問順位3番村上慎一議員の一般質問を許可いたします。

4番村上慎一議員。

〔4番 村上慎一君登壇〕

○4番（村上慎一君） 皆さんこんにちは。広馬場18区の村上です。

大分春らしくなって暖かくなりましたけれども、先ほど、午前中皆さんが質問されたように、インフルエンザ等々で猛威を振るっていて、皆さん健康に留意されて、傍聴に来られている方もぜひ健康に過ごしてください。

今回の3月定例会は、皆さんからいただいている大切な税金を使わせていただいて、31年度どんなふうに皆さんと幸せな生活を送れるかという施策等々に対して村の執行部側から説明を受け、それを私たち議会で、こんなことだったらいいんじゃないのとか思ったことに対しては議決をして、1年間過ごすという大事な定例会です。

傍聴席のこちらにいる方は、実はこうやりながらこれもなりわいでして、お金をいただいているわけなんですけれども、傍聴席から向こうの上毛新聞の藤田さん以外は、そこにいても、きょう、お金にはならないと、そういう関係なんですけれども、ましてや税金をお支払いして、その尊い時間を来いただいていると。それに対しては、私たち議員も村の実行されるいろんな施策に関しては真剣に取り組んで、うまく皆さんと一緒に幸せな社会生活ができるように一生懸命質問しながら進んでいき

たいと思います。

それでは、自席に戻って、今回は私の質問は約3点なんですけれども、1番目が子どもたちの様々な安全についてという、何となく漠然としていてわからないような質問事項なんですけれども、それが1つ。それと、空き家対策の補助金の扱いについてということ、12月定例会のときと引き続きお金の使い方という観点からも、もう一度質問させていただきます。それと、3番目が自治体職員の意識改革についてとありますけれども、わかりやすく言えば、役場職員の方たちを含めて、どんな思いで仕事をしてくれるのかなど。そんな3点について質問したいと思います。

それでは、自席に戻って質問しますのでよろしくお願いします。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） それでは、1問目の質問をさせていただきます。

もうじきに新年度が始まりますけれども、4月からは大きな期待も不安もランドセルに詰め込んだ新入学生が小学校にも通ってくれます。そんな村の宝の子どもたちが安全に通える通学路というのが必要だと思います。

そこで、1番目の質問の中なんですけど、区のある方と初会が終わった後に、通学路に設置してある横断旗がなかなか壊れちゃって使い物にならないとか、あとは数が全然足りないとかということがあるので、一緒に見させていただきました。これは村長も言われるように、村の宝の子どもたちが安全に夢を持って学校に行くのに必ずや必要な物だと思いますので、ここら辺の交換時期とかチェック体制、これはどのようにになっているか、お尋ねします。

○議長（南 千晴君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） お尋ねの横断旗でございますけれども、こちらにつきましては、榛東村の交通安全会が設置している物でございます。これまで定期的な点検は行われてきていないわけでございますけれども、今お話のあったように、地区の住民の方などからこちらに通報いただいた物につきましては、不良品の取りかえであったり、不足している物の補充等を行ってきていたところがございます。

そして、たまたま今月の24日、3日前ほどになりますけれども、榛東村交通安全会の役員さんが、横断旗と安全会で設置しております交通事故防止の啓発看板等についても点検を実施していただきました。

これは、村上議員から一般質問の通告があったからということではなくて、安全会の方が当初の計画としてこの時期にやりましょうということで、点検をしていただいたわけでございますけれども、その際、横断旗につきまして100本ほど手持ちがございましたので、その100本を不良品と交換する、あるいは不足しているところに補充をしていただいたということでございます。

また、交通事故防止啓発看板等の不良な物もありますので、また横断旗についても100本で全て交換等が終わったということをごいませませんが、今年度中に交通安全会のほうの予算で、補充なり取りかえなりをしていただけるということをごいませます。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） ありがとうございます。

私も何か所か見させていただきましたが、すごい簡単な旗でして、多分子どもたちが遊びながら振ると、とめている2カ所のクリップでとまっているだけですから外れちゃいます。

ただ、16区にあったところは私、片方しかなかったんですけども、それをちょっととめ直して、両側に同じ本数だけ振り分けてきましたけれども、先ほども申し上げたように、子どもたちは地域で、ボランティアで見守り隊をやってくれている方がいる地域等々は、通学時間に安全に横断させていただくことができるんですが、本当に子どもだけで通学するところも多いわけなので、旗を振って交通車両に横断の予告をしてあげるとか、それは学校でも多分教育は受けるんだと思いますけれども、その1つのつてですので、定期的に交通安全会にお願いをして確認していただき、ない場合は補充をしていただいて、安全に努めていただきたいと思います。

2点目なんですが、うちの18区のほうも含めてなんですが、先ほどと同じように道路に横断歩道がなかったり、停止線やこの先に十字路があるんだよという注意を促すような安全の看板等々がないところも多く見受けられます。これに対しては、村では何か対策ができるでしょうか、お尋ねします。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 横断歩道、それから一時停止、「止まれ」の停止線については、群馬県の公安委員会が設置するものでございまして、一時停止の交通規制を伴わない停止線は——警戒線と呼んでいますけれども——そちらについては、村で設置を出来るものでございませます。

横断歩道、停止線等につきまして、必要箇所がございましたら、これは村のほうではできませんので、渋川警察署を通じまして、公安委員会のほうに要望を行っているというところでございます。

また、今交差点あり注意ですとか、あるいは看板というようなお話ございましたけれども、こちらにつきましては、規制するものでないものにつきましては、村のほうで設置が行えるものでございませますので、今お話のあった通学路ありとか、通学路だよとか、徐行をしてくださいよというような標示は村でできますので、必要箇所について、毎年、整備をしてきているところでございませます。

村のほうも限られた予算でやっております関係で、なかなか十分でない部分もあろうかと思うんですけども、毎年度、区長会等でもそういったお願いをして、危険箇所のほうの洗い出しを行って、優先順位ということではないんですけども、重要度の高いものから設置をしているという状況でございませます。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） ありがとうございます。

先ほどの横断旗と同じように、全ては子どもたちの安全のためですので、村のスローガンで将来像等をうたってあります「子どもに夢を みんなに福祉と安全を」を村長挙げていますけれども、これのためには、私、常々言いますけれども、みんなで、共助ですよ、自助も含めてですけれども、公助、共助、自助を皆さんで、地域で取り組んで、子どもたちが安全に通えるように見届けていただきたいと思います。

続きまして、3番目なんですけれども、最近、余り聞きたくはないようなことなんですけれども、千葉県野田市で、一時保護解除後の見守りが終了して1年余りが過ぎたことしの1月24日に、小学校4年生の栗原心愛さんが自宅で亡くなってしまい、両親が傷害罪で逮捕されました。

この事件を受けて、政府は8日、児童虐待防止に向けた関係閣僚会議を開いて、安倍首相は1カ月以内に全ての虐待事案の緊急安全確認をすると表明しました。通告もとの情報を提供しない新ルールの策定や児童相談所の体制強化などを加速することも決めました。

今回の事件でクローズアップされたのが、教育委員会の担当者が威圧的な態度で開示を迫った父親の要求に恐怖を感じてしまって屈していたという事実だとか、児童相談所が一時は保護をした者に、帰宅後は家庭訪問を児相も学校も一度もしなかったなどという点が問題視されました。

日本では児相の設置が人口60万人に1カ所ぐらいと、他の先進国と比べると、アメリカでは1.2倍、イギリスでは1.6倍、ドイツでは何と3.75倍もの児童相談所があります。そう見ると、この先進国の中で日本はその数の少なさが露見されていました。

少子高齢化を日本の危機的状況とも表現した現在、世界中を含め、当然この榛東村においても決してあってはならないことですが、あえてもしそのような事件等々のときには、この榛東村ではどのような対応をしてもらえるのか、お尋ねします。

○議長（南 千晴君） 阿佐見教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） 虐待につきましては私のほうから前段をお話しさせていただいて、村の具体的な取り組みについては事務局長のほうから答弁をさせていただきます。

今、議員がおっしゃったように、野田市の考えられないような虐待ということで教育委員会の問題、学校の問題、児相の問題、大きな課題が浮かび上がってきました。これは非常に大きな社会問題であって、私たち教育委員会の人間としても大変重く受けとめておるところでございます。

今後、これは今までもそうでしたけれども、教育委員会、それから幼稚園、学校と、これについては虐待の兆候をしっかりとつかむと。疑われる場合につきましては、学校、園、教育委員会、児相と、このさらなる連携を求められているというふうに感じております。

そこで、子どもたちの安全という趣旨でお話ししていただいているんですけども、生命をも脅かすということで、子どもをこういう虐待から守るには、まず1つ目は、もうおかしいなと感じたら迷わず児童相談所に連絡をします。これは通告という形で行う。

それから2つ目ですけども、親はしつけのつもりでやっただと、こういうコメントがかなりあちこちで出ていますよね。これは親のいいわけであって、子どもの立場で見えていないんだろうと。

それから3つ目は、1人で抱え込まないと。今回、母親もかかわっていたようですけれども、女の子がサインを出していたんですけども、そこに気づかなかったところも大きな問題であると。

それから、親の立場というより、子どもの命が一番大事なんだと、こういうスタンスが大事なんだろうと。これは何も他県で起こることではなく、群馬県においても、どこでも起こり得ると。特別なことではないと、そういう認識を持つことが大事なんだろうと思っています。

そこで、教育委員会として、学校のほうには校長会を通じて、リーフレットがあるので、それで研修で徹底するよというところで再度お願いはしてございますけれども、虐待についてはいろんなタイプがあると。例えば身体的虐待ということで暴力を振ると、それから性的虐待と、性的行為を強要するとかわいせつ画像の被写体にさせるとか、それから心理的虐待、これは言葉ですね、で脅していくと、それからネグレクトということで、育児放棄といいますか、食事を与えないとか、病気になっただけにお医者さん連れていかないと。こういうのがあるんだろうと。

こういうことを考えていると、例えば学校、園では、子どもたちが欠席したり、遅刻をしたりすると、こういうところも出る。それから非常に不安な様子もあると。先生に妙に依存心が強くなってくると。等々サインが出てくるわけです。そこで、学校、園も同じですけども、どう対応していったらいいかということで、幾つかのポイントがあると。

1つは、先ほど冒頭に申し上げましたように兆候をつかむことがまず大事だと。それには、担任等日常的な観察は当然あります。それを連携していかななくてはならない。例えば養護教諭が学校に配置されていますので、発育測定等いろんな場面でチェックはできると。それからスクールカウンセラーも配置されていますので、いろいろカウンセリングの中で出てくるかもしれない。それから家庭からということもあり得ると。例えば授業中であるとか、給食中であるとか、面談といいますか、適宜の面談などで見つかる場合もあると。

次に、それが疑わしいと、こういう場合が当然出てくるわけですけども、まず管理職に報告しなさいと、校長あるいは教頭。校長はそういう状況を聞けば、速やかに情報を収集させ、学校の中の組織を利用して対応に当たるといことが大事なんだと。ただ、この段階で、もう校長は判断でこれは危ないと、こういうことがあった場合はすぐ児相へ通告ということになるかなと。

特に大事なものは、学校の中で校内のサポートチームをつくって情報を収集し、どう支援していったらいいんだろうかと、そういうことが必要になってくると。当然児相等もそこにはかかわってくれるので、いけるだろうというふうには思っています。

それから、児相という相談窓口もございますけれども、市町村には福祉担当部局というのがございます。榛東村の場合ですと住民生活課に福祉部局がございますので、そこに相談ということもあり得るということだと思います。

こういうことでいろんな関係の方に集まっていたいて、どう対応していくと、そういうことに物事が進んでいくんだらうなど。あとは、やっぱりその周りの子どもたちに対してもいろいろ支援をしていかなくちやならないという状況が生まれるというふうに考えています。

先ほど申し上げましたように、こういうマニュアル的なことがあって、もう一度再確認をしないといけないということで、学校には話してございます。なかなか起きては困る問題なんですけれども、うちの村でもあり得る話ということで、さらに気を引き締めて、教育委員会としては指導的な立場で見守っていくか、指導的なことをしたいと考えています。

後段は事務局長のほうから。

以上です。

○議長（南 千晴君） 小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 今、教育長が申し上げたとおり、昨今報道されているような痛ましい虐待の事案につきましては、榛東村に限らず、いどこで発生してもおかしくない、今状況かなというふうに思っているところで、緊張感を持って、教育委員会あるいは学校現場はやらせていただいているところでございます。

先ほど教育長より福祉部局、住民生活課という話がありました。榛東村には要保護児童対策協議会という組織がございます。村と児童相談所と警察の3者で成っている協議会でございます。村としては福祉部局として住民生活課、あとは保健部局として保健相談センター、教育部局としては教育委員会事務局が入っております。

先ほど教育長が申し上げた学校で子どもの気になる様子が見られたときには、毎月1回担当者会議があって、要保護児童対策協議会の担当者会議が開かれるんですが、それとは別に臨時の事案としてすぐに情報共有をして対応するという体制になっております。

今回は、学校の取り組みについて絞らせて回答させていただきます。

学校につきましては、村独自の取り組みとしましては、村内学校においては児童生徒が欠席したときの対応について定めを持っております。具体的には、1日欠席したら電話をする。3日欠席したら家庭訪問をする。当然これは2日でも1日だけでも、子どもの様子によってその場は学校の判断でやるんですが、遅くとも3日欠席した場合には家庭訪問するというものでございます。

これは例えば風邪が原因で欠席したということであったとしても、ぐあいはどうですかとか、病院は受診しましたかと声をかけることで子どもの状況をつかむとともに、学校の心配している様子が伝わるのが、やっぱり子どもが再び安心して学校に登校できるようになるということにつながるの、

非常に大切であるだろうと考えていることによるものです。虐待という視点で見れば、児童生徒の安全を確認することにもなるだろうというふうに思っています。

また、県の施策で先ほど教育長が申し上げたとおり、小・中学校にはスクールカウンセラーが配置されておりまして、児童生徒や保護者の心の悩みの解消に成果を上げているところでございますが、しかし勤務日数が限られているため、昨今の深刻な事案が増加している中、不足が生じる場合がございます。そのときには、村の費用でスクールカウンセラーを活用できるようにしております。状況によっては、中部教育事務所に配置されたスクールソーシャルワーカーも榛東村に協力する体制になっております。

また、榛東村では、教師による日々の観察だけではなくて毎月の生活アンケート、これははじめの有無を目的としたアンケートを月に1回やっているんですけども、はじめに限らず子どもの変調はそれで見とることも可能です。

また、榛東村は独自にQUというアンケートを年に2回予算化をさせていただいております。このQUというのは子どもの自分の学級での満足度をはかるアンケートなんですけど、それが結局ははじめによるものなのか、虐待によるものなのか、あるいはまた別のものになるのかわかりませんが、子どもの満足度の変化というのを担任が微妙に感じとってどうしたのか探る手がかりになるということを考えれば、それもまた虐待の発見に資するものであるかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 今まで私の一般質問の中で、教育委員会さんには何度か問いをしていますけれども、常に教育長がリーダーシップを持って村に尽力されているのを、前に私、アドリブで言いましたけれども、私、教育長のファンでして、今日のご回答にもうなずくことがいっぱいありました。

教育長言われるように、子どもたちはいろんなことで、口には出さなくてもシグナルを見つけることができます。学校に持っていく物がそろえられなかったりとか、何となくいつも同じ服を着ていたりとか、学童保育等も考えると、なかなかうちに帰りがらないとか、そういった細かなサインを地域全体で見つけてあげて、教育長言われたように、大げさでもいいから、もう最悪のことが起きないように迅速な判断をしていただくというのは本当にありがたい答弁だったと思います。これからも、ぜひ村の子どもたちの安全のためにと教育のために尽力していただきたいと思います。

続きまして、2番目の質問をさせていただきますが、空き家対策補助金の扱いについてということなんですけど、12月定例会で質問をさせてもらいましたけれども、個人の所有する空き家に対して、村では除却に対しても補助金を出すと。最高で100万円ですよね。村の空家等対策補助金交付要綱というのを見ると、10年以上空き家をリフォームして定住してくれるとか、その空き家を店舗として村で事業を行ってくれるとか、そういった事項があつての補助金でしたら、村全体プラスになることがう



かがわれるので、私もいいかと思うんですけども、この要綱の中を見ても、除却に関しては何ら規制がありません。要するに何年以上たった古いやつを壊したかったらお金が出るんです。

これは自分の所有ですから、自己管理をするのが確かで、もう年金をもらいながらやと工夫をしながら生活をしながらも、先ほども言いましたように、尊い税金をまじめに払ってくれる方がいっぱいいる中で、大きな補助金を出してしまうというのは、私とすればよろしくない。

そこでお尋ねしますが、31年度においても、先日の予算説明会では同じ金額を上げられていたけれども、ことしも同じように除却等に対しても補助はするのでしょうか、お尋ねします。

○議長（南 千晴君） 久保田建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 村の空き家に関しての基本事項ということでお話をさせていただきたいと思いますが、まず初めに、使える空き家については活用をしてもらう、また、再生できない空き家については解体し、敷地を活用してもらう、また、空き家のまま維持するのであれば適切に管理をしてもらう、また、新たな空き家の発生を抑止するというものと基本的な方針を考えております。

村で行う空き家対策事業でございますけれども、本年度、平成30年度から村空家等対策補助金交付要綱に基づき補助金事業を実施しております。

事業の内容でございますけれども、空き家を利用した定住、事業所・店舗等の営業施設のためのリフォーム、ハウスクリーニング、空き家の除却に要する費用の一部を助成するものでございます。

平成31年度、来年度につきましても、空き家の除却費用の補助を継続するのかというようなお尋ねでございますが、議員のおっしゃるような空き家は所有者等の財産であり、その管理の一義的な責任は所有者にあり、適切に管理することが原則でございます。しかし、適切に管理されずに老朽化が進むなど損傷の激しい空き家は倒壊や防災上の危険、有害鳥獣の住みつき等の荒廃によりまして、周囲の生活環境に悪影響を及ぼすことが懸念されております。村としましても、空き家対策を重点的に取り組むべき課題と捉えまして、来年度におきましても空き家対策補助事業を継続して実施し、特定空き家の発生の未然防止と良好な住環境の確保、土地の有効活用等が図られるよう施策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 近隣の渋川市だとか吉岡町のホームページを見ると、国から出た特別措置法に基づいて空き家等対策計画ですか、これをつくられて、群馬県内の各自治体でもほとんど策定が終わっていると。

成果説明書を見ると、榛東村でも29年度ですか、株式会社ぎょうせい関東支社というところで、約500万の予算をかけて策定をしたということになっているんですけども、こういうものができたの

か、あとは吉岡町がつくったような協議会ですよ、空き家等対策協議会設置要綱なんていうのも出ていましたけれども、榛東村にはそういうものがあるんでしょうか、お尋ねします。

○議長（南 千晴君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 空き家等対策要綱でございますけれども、必要に応じて今後開催するというので、まだ具体的に設置をされているところではございませんけれども、今後必要に応じて開催をする予定でございます。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） これも情報によると、これは日刊工業新聞の発表ですけれども、策定できているところ、できないところ、進行中のところで、隣の吉岡町は計画策定に向けた業務を高崎測量に依頼して進めていて、年度内の完成を目指す、29年度のことですけれども。榛東村は先ほど言ったように株式会社ぎょうせいに委託をして、年度内の策定を目指す。もうほかのところは自前で、直営で計画を立てながら調整中とか、年内の実施を目指すというのがあったんですけれども、例えば渋川市のホームページを見ると、かなり細かく空き家の件数、あと、これからの想定される事柄等々ありますけれども、先ほど言ったように、榛東村ではこの表示が一切ありません。それに対してはっきりしたものが無いのに、実際には補助金だけは640万計上していると。

村民に対して、先ほど私が言ったように、公平に税金を使うのがルールだと思っていますので、それはいつ公表されて、ちゃんとした意思表示ができるんでしょうか、お尋ねします。

○議長（南 千晴君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 空き家の補助事業に関しまして、事前に村では空家対策計画を作成しております。それが平成29年度に作成したものでございます。こちらで調査時において村の空き家の把握を図っております。そちらに掲載されております空き家について事業を展開していくというような形で、現在は動いているところでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） そうしますと、先ほど私が質問したように、榛東村空家等対策計画はまだできていない、できた、どちらでしょうか。

○議長（南 千晴君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 基本的には計画自体は秋ごろから策定しまして、その後の委員会につ

いては必要に応じ開催をしていくということで、まだ組織的なもので開催しておりませんので、下準備はできているということでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 先ほど何度も言いますように、私は皆さんからいただいている大事な税金を使いながら、よりよいむらづくりと思って執行側、議会が一緒になって議論をしながら進めていると思うんですけども、どうも今の課長の説明でいくと、しっかりしたものがまだできていない。なんだけれども、除却の申請があれば、去年も1件ですか、マックス100万円の補助金は交付しています。これはなかなか村民がそれを知ったときには、あまりいい施策ではないという判断になるのかと思います。

それと、12月に質問した中でも、トータルで考えると、榛東村は先ほど午前中のほかの議員さんからの質問もありましたように、農業が主たる業とされています。でも、またその中で少子高齢化の延長ですけれども、だんだん空き家はできてきちゃいます。できちゃったところは、見ると農地も持っている。そうすると、12月議会でも言いましたように、今、日本では九州の面積以上に所有者の判明できないような土地がいろんな支障を起こしているわけです。

当然村でも同じことが言えまして、12月にも言いましたけれども、私の隣保班の中でも、お父さんが亡くなってしまっ、お母さんが特養に入ってしまったと。子どもたちはもう立派に外で大学を出てからほかに住居していますので、もうそれは空き家になります。

となると、先ほど課長言われたように、特定空き家にならないような施策として、空き家バンク等々を早期に立ち上げて、もう自分たちで空き家になりそうだ、その予感が見えたときは、先ほどの虐待防止で教育長が言われたように、もうシグナルが見えたときにはそれを実行してあげられるように、そんなことも全部のいろんな課が一致になって方向性をつけて、特定空き家にならないような、個人でいえばなかなか資金面でも、相談する面でも動けません。それをぜひ村が主導を持ってやっていただければと思うんですけども、そんなことは考えられるでしょうか、お尋ねします。

○議長（南 千晴君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 近年、地域における人口減少、また超高齢化の社会の到来ということで、適切に管理されずに放置された老朽化した空き家の増加、これは全国的に大きな社会問題となっております。

特定空き家の発生の未然防止や抑制につきましては、相続の発生時等が1つの契機であると考えております。新たな取り組みとしましては、空き家バンク制度を構築しまして、空き家情報の提供や空き家の借用、購入の紹介など空き家の有効活用が図れるよう対応してまいりたいと考えております。

また、空き家等が周囲へ及ぼす影響や問題を村広報やホームページの活用により住民へ周知し、空き家に関する問題意識や当事者意識の啓発を図り、新たな空き家発生の抑制を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） じゃ、単略にもう一つだけお伺いしたいんですけども、昨年寄せられた空き家に対する苦情とか相談の内容や、その事案に対しての進行状況というのはどんなでしょうか、お尋ねします。

○議長（南 千晴君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 空き家等に寄せられた苦情ということでございますけれども、空き家の敷地内に繁茂する草木等が通行の妨げになっているというような苦情がございました。対応といたしましては、土地等の所有者に連絡、通知をいたしまして対応を図っていただいております。

また、宅地建物取引士により空き家等の無料相談会を毎月開催しております。相談会での内容でございますけれども、村で空き家の紹介について等の相談でございました。

空き家を価値ある資産として売買や賃貸により有効に活用すること、また空き家の発生を予防、抑制するため、空き家バンクと連携する必要があると考えております。

31年度におきましても、空き家バンク制度の構築や無料相談会の開催をしまして、空き家対策補助金の活用により、空き家問題に適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） つい最近の上毛新聞ですか、中之条町では空き家をリフォームして、月3万円に移住のお試しをすると。先ほどのもし補助金等々がありましたら、実際に榛東村も空き家では悩んでいるところなので、そんな取り組みをすればその補助金は生きるのかと思われま。

昨年も申し上げたように、村民の方からも切実なる相談等々には直接しっかり対応していただければありがたいと思います。

それでは、続きまして、最後の1問なんですが、平成31年1月4日の仕事始めの日に村長が、201号室で私たち議員、あとは多分課長補佐以上なんですか、幹部職員の方を前に訓示された言葉の中に、「役場職員は初心に戻って職務に当たってほしい」という一言がありました。

私は、これは村長が役場職員の方々に対してどのような意味を持って発したのかなというのがずっと頭の中に残ってしまっていて、今回の一般質問の議題にしたんですけども、同じような事例が実はあ

りまして、ある市議員さんがアップされているブログの中から、つきよう、ちょっと了承いただきまして紹介させていただくんですが、2013年4月の新聞報道にあったことなんでしょうが、群馬県庁の新規採用職員の辞令交付式を写真つきで紹介したそうです。

後輩の皆さん、高い理想を持ち、絶えず自己研さんして力を高めてください。県庁の外に目を向けて、交流することが大事です。みなさんには無限の可能性があると記事だったそうです。

そんな中、朝日新聞社だけは、異動で着任した180人の幹部職員に対して大澤知事が厳しい訓示をしたと伝えていました。記事から引用された内容では、「「知事になって6年。職員に能力がないのか、怠慢なのかに悩むことがある」と発言。県民の声の反映や、前例踏襲の排除を求めた。」でした。県職員の皆さんはどのように受けとめたんでしょうか。これは大変深刻な発言です。マスコミの来ている公式の場なので、知事の発言はよっぽど思い悩んでいたことなのかと思いました。

県職員の仕事ぶりは、知事の期待するレベルよりもはるかに低い場合があるということだったのかと思います。なぜこんなにも職員に能力がないのか、職員に能力がないために精いっぱいやってもこれが限界なのか、それとも本当は高い能力があるのに、怠慢で出し惜しみをしているのか、知事は悩んだそうです。

どちらにしても、知事が求める仕事のレベルに全然達していない場合があるということです。職員は多分深刻に受けとめたんだと思います。もし県庁の中だけしか見ない仕事ぶりだったら、群馬県内には県庁は1つしかありませんから、何の疑問も持たずに県庁の価値観やものさしを他人に強制する殿様商売が通用します。かつては適当なやり方だったとしても、世の中は絶えず変化しますので、サービスを提供する行政側も絶えず自己改革していなければ、時代の変化に取り残されてしまいます。

行政職員と組織は絶えず自己研さんして行政改革を進めなければならないということなんでしょうか。行政職員はその仕事をするプロです。社会は絶えず変化しますので、行政も絶えず適応していくことという意識が必要なのでしょう。

私が言うまでもなく、ほとんどの公務員の方はそのような自覚を持って仕事に取り組んでいると思われまます。もしも人から言われたいとできない、あるいは言われたことしかできないような方がいたとしたら、住民の期待には応えられないと言えるでしょうという元県職員でもあって、今現在、議員をされている方のブログのアップがありました。

そこでお尋ねします。村長の言われた「役場職員は初心に戻って職務に当たってほしい」という言葉の職員に対する思い、意見はどのようなものだったのでしょうか、お尋ねします。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 1月4日の日に私自身、毎年毎年、特にその年の目標的なものを私も毎年言っているところでございます。ことしはちょうど元号が変わるという中で、31年の年頭に当たりました原点に戻ってくださいと、原点回帰というものをお願い申し上げたところでございます。

そのとき、村上議員も覚えているかもしれませんが、議員さんはたしか私のほうの右側のほうにいました。私は無理と左側のほうを向いてやりました。職員に向かってやらせてくださいということで、やらせてもらったところでございますけれども、平成という大きな時代の終わりとともに、新たな時代が始まろうとしております。また、本村においても昔の桃井村と昔の相馬村の広馬場地区は合併をして榛東村が誕生してから、ちょうど60周年という大きな節目を迎えた年でございます。

少子高齢化や人口減少の進行、厳しい財政状況など多くの課題を抱えている中で、先ほど村上議員がおっしゃるとおり、初心に立ち返りましょうよと。村民に福祉の増進と安心を提供できるようなさまざまな施策を進めていかなければならないということで、原点ということを使わせてもらいました。

実際考えてみますと、在職している職員全員がどんなベテランの職員でも新人のときがあったわけです。それぞれの職員が10代、20代のころに地方公務員となるために高い志を持って一生懸命努力して採用試験を合格した人たちばかりでございます。そのときの気持ちを思い出して、住民の夢と、そして住民のきずなを大切に、それぞれの職責を果たすということを改めて思いをいたして職員に伝えてところでございます。

平成最後の年に初心に戻り、決意を新たに誠心誠意住民に向かって努力をするところが、これは私は原点回帰ということで、お願いしたところでございます。

先ほども村上議員がおっしゃいました。私も、これは私に背を向けてもいいから住民に顔を向けてくださいと。私の思っていること、あるいは言ったことだけを、前例踏襲と同じようなことを、それをやったんじゃ進展がないということを常々申し上げさせてもらっているところです。それには、私に背を向けても住民に顔を向けて、住民の意見、要望等をよく聞いて、いろいろな行政に反映してくださいということを私は常々申し上げているところでございます。

考え方については、私は知事が言ったとかそういうのはわかりませんが、私自身が本当に思っているのは、今の職員も含めて1割、今のものをまた原点に戻って、その1割がアップすれば、10人いれば1人分多くなるわけですから、そういう意味においても自己研さんと、そして何と言っても住民によく話を聞く、そういうことから原点に戻ってやってくださいというお願いを1月4日にしたところでございます。

私も村長になって1回目のときに、挨拶運動ということをやらせてもらいました。本当に今それが子どもたちを含めて、含めてというか、子どもが一番これを実行してくれているのかなと本当にうれしく思っております。そういうことも原点に戻ることではないかなということで考えております。

これからも何かあるたびに、職員にはそれを口酸っぱく言っていきたいというふうに考えております。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） どうもありがとうございます。

村長がそのような意向で職員の方に挨拶をされたということは理解しました。

続けて、そういう意識改革に関して大事な村の予算に対する職員の姿勢、対応について関連があるので質問させていただきますけれども、昨日の全員協議会で説明を受けました中でふるさと納税が、予算額が平成29年度には6億560万5,000円という実績がありました。ただ、今いろんな地域で騒がれているように返礼品率が50%から30%にダウンと。どこの市町村もこれに対してはいろいろ苦慮しているところなんです、本村も昨年9月、楽天も使って取り組もうということで、納入業者の方に説明をしたんですが、実際にアップされたのはアップできる時期の2カ月半後と。

これは大きな損失になりますので、こういったことも先ほど村長言われたように、職員の意識改革等々含めて、どのように指導しているのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 私どものほうも、29年度は6億数百万ということはありません。今現在、約3分の1ぐらいのふるさと納税になっているということを本当に残念でなりませんけれども、これについては、ある市がアマゾンですか、何かそういうところを使ってまたやったりなんかして、そういうところへ集中してしまったということもありますけれども、50%から30%、それはそれでいいでしょう。私自身はもっとそういう榛東村をPRできる、そして、みんながふるさと納税したいということに、そういうことを磨いてくださいということをお願いしております。

しかし、榛東村で今、米とかそういう問題で、前回のときに国のほうから50%のところもどこも30%にしろというふうなお達しがありました。しかし、榛東村は米とかそういうものを一生懸命やろうとして、もう作付もしてあると。途中でこれを切りかえて30%にするなんていうことは、住民に対してできないということで、50%の返還でずっと続けていたところでございます。

これについて、それらも反映して6億幾らかになったんじゃないかなというような思いがしますが、けれども、何と言ってもこれからいろんな榛東村をPRする、そういうお返しがあれば、一生懸命努力したいということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（南 千晴君） 以上で村上慎一議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を2時5分といたします。

午後1時51分休憩

---

午後2時5分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

質問順位4番 杉井保夫議員の一般質問を許可いたします。

9番 杉井保夫議員。

〔9番 杉井保夫君登壇〕

○9番（松井保夫君） 皆さん、改めましてこんにちは。8区の松井でございます。どうぞよろしくお願ひします。

ちまたの今はやりの言葉で言わせていただくと、平成最後の榛東村議会定例会において4番手ですけども、私の議員人生において将来記憶に残るものだろうと、こういうふうに思っております。

そういう中で、日本の常識が世界の常識だと、こういうことで私は思っていることがいっぱいあるんです。そういう中で、それを覆す事例が1つ出ました。

先日、インフルエンザがえらいはやっている時期に、我々もせきとか、あとくしゃみとか出るんですけども、私はポケットにハンカチを入れてありますから、それでくしゃみしたり、せきしたりするんです。ところが、欧米はまさにそのとおりなんです。欧米はこういうふうにするそうですよ。内側でこういうふうにする。これは、欧米の子どもたちは小さいときからもうしつけで。これを日本の先生に聞いたら、やはり正しいそうです。なぜかという、手でくしゃみをしたり、せきをしたりすると3メートルから5メートル、菌を持っている人は散らばすそうです。それで、この内側だと、握手をしようが何をしようが、ほかの人にうつらないんです。それからすると、やはりせきとかくしゃみは、とやったほうがいいとこういう話で、私も気をつけてこうしようと思っておりました。ところがやっぱり小さいときからやっていないので、六十何年間こんなことやっている話ですので、いざとなったときにはやっぱりこうなっちゃうんです。それを含めて、やっぱり我々の常識が世界の常識とか日本の常識というのをちょっと考え直したことがありました。

それと、議員をやっておるといろいろご招待いただくんです。先日16日はアリーナで綱引き大会、体育協会が主催でやっておりました。女性のチームが7チーム、男性がその倍ぐらいですかね。8区については2回戦で負けたので私帰って来ちゃいました。

けども、榛東村のすごいところというのは、16日の土曜日の18時半、ここに皆さんが集まるということですよ。だから、今後もやはりいい村をつくっていくためにはこういうところから。その中には、職員の人がやっぱり中に入って一生懸命やってくれているということで安心しております。

2月8日が南小の吹奏楽部ミニコンサート、ここにもお呼ばれました。13日が北小の38回の定期演奏会、ここにも参加させていただきました。議員がいると、親御さんからこんなことが出ます。

南小はこういうことが出ました。後ろに看板らしき物があるんですけども、この小さいひし形のところに文字が書いてあるんです。南小吹奏楽部ミニコンサート、これを見た親御さんはこう言うんです。「議員の方、何とかあの看板してやんなさいよ。何とかありませんか」と言うんです。私はそういう言葉をいただいたときに、すぐ行動を起こすことはしません。なぜかという、要は吹奏楽部南小、この人たちが、子どもたちが一生懸命その看板をつくるんですね、ここに意義がある。

北小行ったら、15時までジェットヒーターがばんばんたかれて、暖かかったんです。演奏が始まったらジェットヒーターとまっちゃいまして、寒いったらありゃしないんです。ところが、その中に半袖、短パンの子どもが2人いるんです。それを見た親御さんは「議員さん、何とかしてやりなさいよ」



と、こう言うんです。ここも全く同じなんです。先生方も一緒にそこに座っている。そういう中で、先生方が何か教えたい、こういうところを、我々がそこにぼんち行ったときにはかり知れないものがあるんです。

だから、すぐそこに答えてはいけないと、このごろつくづく思います。

私は特に8区のお年寄りの方に言われることがあるんです。真塩村長にくっつき過ぎると、こう言われているんです。私はそのときにいつも、前回もここで申し上げたとおり、榛東村として村長をやる方がいいことであれば、どんどんアクセルを踏ませていただく。悪いことであれば、これはブレーキを踏まなきゃいけない。こういうものの考え方で6年間やってきていますので、今後ともよろしくお願いします。

本日は、榛東村にあるいろいろ相談窓口、2点目が、延伸道が38年にできると言っているんですけども、行政でそれに対して今から進むべき、検討すべき事項があるんじゃないというのが2点目です。3点目はずっと担当課長から恨まれていますがふるさと納税、これをまた聞きます。4点目が村長、もう4年たちますので、村長の公約について、これについてお伺いしたいと思います。

事後、議席に戻って質問を継続させていただきます。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 私はいろいろ相談窓口、こういうものに目を向けたのは、実は、先日軽井沢に研修に行ってきたんです、軽井沢議会。そのときに、今我々がつくっている榛東村基本条例、議会の基本条例というものがある。そういうものを全部網羅した議員ハンドブックというものをつくっているんです、軽井沢は。私もあと2年間あるうちにパソコンの最低、こんないいものじゃなくて、ベースとなるものを逐次打ち込んでいきたいと、それが次の期の人たちにとってとか、今の期の人たちにとってこのハンドブック、A4だっっていいじゃないですか。そういうもののベースとなるデータを入れようと思って、そこで見だしたら、軽井沢にいろいろ相談窓口という12項目載っているんです。

そういう中で、うちにもあるだろうと、榛東村も相談窓口いろいろあるだろうと。ある人に言わせると、各担当課が電話来たらみんな対応しているんだから、松井議員、200も300もあるよと。こういう方いらっしゃいます。私が言っているのは、特に村の相談窓口の種類はといったときに、専門分野的なものが何種類あるのかと聞きたいんです。

それで、それが榛東村の住民の方に本当に活用されているのか、名だけだったらどうしようもないよと、こういう話なんです。だから、その辺を種類がどのぐらいあるのか、総務課長かな、お願いします。

○議長（南 千晴君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 相談窓口のお尋ねでございますが、一般職の職員で対応できる事案につ

きましては、200から300とまでは申し上げられませんが、常時電話あるいは窓口で相談を受けているという状況でございます。

また、専門性の高い分野につきましては、専門的な資格を有する職員、または非常勤特別職の方が定期的に相談を受け付けております。

具体的には、保健師、栄養士が相談に応じる健康相談は毎週月曜日、週1回実施をしております。また、これ以外に月1回程度の実施ということでございますけれども、農業委員会委員によります農地相談、それから農業者年金相談がございます。また、先ほど村上議員への答弁の中で建設課長申し上げましたけれども、宅地建物取引士による空き家対策無料相談というのも月1回実施をしているところでございます。

これ以外に委託方式によりまして、消費生活センターに委託をし、消費生活相談員が相談に応じる消費生活相談、それから渋川広域の障害保健福祉事業者協議会において介護福祉士、あるいは社会福祉士が相談に応じます障害福祉なんでも相談というのを実施しております。また、しんとう健康ダイヤル24ということで、看護師、医師等の医療関係者が24時間体制で電話で相談に応じております。

それ以外に、村が直接実施をしているわけではございませんけれども、国や県の行政機関等が実施しているいろいろな相談、それから村の社会福祉協議会が実施しています無料の法律相談ですとか、そういったものについては、村の広報紙を通じて住民の皆様には周知をしているというところでございます。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） それでは、その実績等を含めて、みんな担当なんでしょうけれども、ここは代表させていただいて、健康保険課長に子育て相談、高齢者相談、健康相談、これについて榛東村としての窓口があって、どのぐらいの利用されているのか、わかる範囲でお答えください。

○議長（南 千晴君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 保健相談センターで定期的に行っている相談の窓口としては、毎週月曜日健康相談を開設しております。これは月曜日ですので、平成30年度としては41回ということで、2月まででの利用者が57名の方が来所の相談で来ていただいています。

相談の内容としましては、ここの相談は成人の相談が多いんですが、広く健康に関する相談で、健診結果の内容についてとか、そういったものに対して保健師や管理栄養士が受けさせていただいています。相談を受けたり、血圧測定や検尿、それから味噌汁の塩分濃度測定なども実施をしております。

日程につきましては、広報や健康カレンダーに掲載したり、健診の結果などにも日程表を同封させていただいて周知をしております。健康相談日にかかわらず、子育てに関する相談ということで、乳幼児から大人の方まで、高齢者の方まで広く相談のほうは受けております。

先ほど総務課長が申し上げました24時間体制の健康、医療、介護、育児、メンタルヘルスなどの健康に関する相談で、しんとう健康ダイヤル24という電話相談を委託ですが実施しております。こちらの実績としましては、30年度は30年1月までで617件の電話相談を受け付けていただいています。

あともう一つ、高齢者向けの相談としましては、榛東村地域包括支援センターで高齢者の相談を随時受け付けを行っています。こちらの実績としましては、平成30年度1月までの相談としましては、86名の方からの相談、高齢福祉や介護に関する相談です。実で86人の方で、この方たちには継続して支援を行っておりますので、延べにするとたくさんの相談として受けさせていただいております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 私、広報しんとう、毎回最後から2ページ、3ページぐらいですか、しんとう健康ダイヤル24、それと榛東村地域包括支援センター、行政相談を開催します、これ載っているんです。だけど、私は今の健康保険課長の話聞いて少し安心しています。なぜかと言うと、利用されている方いっぱいいらっしゃるんで。

それともう一つは、昔からどこの組織もそうなんです、目安箱とかこういうのを置くんです、ご意見を聞くために。ところが、置くことによって安心するんです。これが一番だめと言われているんです。これを置くことによって活用しなきゃだめなんです。

だから、そういうところも含めて、やっぱりいろいろな窓口を活用して、村民のためになるような相談窓口であってほしい、このように思います。

もう一つ、それじゃ、二百幾つあるうちの電話連絡で来る、住民生活課長、例えば学童関係で電話でぼんと来て、学童の私はどこへ行ったらいいんでしょうかというような質問は電話で来ますか、担当者に。

○議長（南 千晴君） 山本住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 学童関係の質問につきましては、まず交換が受けるという言い方はおかしいんですけども、それは必ず住民生活課のほうへ電話が通じますので、それによって担当がお答えすることとなっております。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） いや、だから住民生活課にそういう電話が来ているというのを把握していますか。

○議長（南 千晴君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 相談といいましても多種あるんですけども、新たに村民となられた方とかからは、学童はどうすればいいんですかというような問い合わせはございますけれども、今現在通われている方とかからの相談というのはほとんどないような状態です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 各課いろいろ自分の所掌の仕事を持ちながら、またそういうところに相談の電話が来たりする中で、やっぱり丁寧に対応していただいて、村民のために実施をしていただきたいと思います。

そういうことで、この相談窓口については引き続き行政としてよろしくお願いをします。

続きまして、2点目の延伸道関係については、私が幾ら踊っても行政答えてくれないので、再度また言わせていただきます。

延伸道ができるからプロジェクトチームをつくるなり、いろいろな事前に検討すべき事項はあるんでしょうという話なんです。

例えば建設課長なら、延伸道に入り込む村道をどういう形でするとか、ここに延伸道が通ることによって、この橋は自衛隊の大型がばんばん通ようになるから早目に改修しなきゃならないとか。逆に言えば、今度は上下水道課長だったら、延伸道をつくる、これに合わせて水道の耐震化を図ろうじゃないかとか。あと、教育委員会なら、延伸道ができることによって通学経路を変えなきゃいけないんじゃないのかと。こういうようないろいろな検討すべきことが各課、絶対あるわけなんです。

それを皆さん言っていた2020年オリンピックです。もうすぐそこですよ。38年に延伸道来るんですよ、そこまで、ここまで。それを考えれば、今の皆さんが考えていかなかったら、県なりに要望を上げられないじゃないですか。

1つ聞きます。上下水道課長、それについてどうお思いですか。

○議長（南 千晴君） 山口上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） ただいま松井議員さんよりご質問のありました延伸道路の計画の中での各課の対応ということでございますが、こと水道施設また下水道施設の件についてお答えをさせていただきますと思います。

道路の線形、また詳細設計、用地測量等を進める中で、雛子の交差点から上野幹線道路までの区間について埋設されております水道管、下水道管につきましては、事前に把握できる範囲で影響を考慮しております。

また、詳細設計等が示されました際には、どのような形で水道、また下水道に影響が出るか精査しながら関係部署と調整はしたいと考えております。

また、土地収用法で用地等の取得がなされるわけですが、現在埋設されている占用物件としての水

道管、または下水道管につきましては、各占用物件ということで、事前に意向調査等が行われております。その結果に基づいて詳細な打ち合わせがさらに行われることとなります。

そのような段階を踏みながら、将来的なものを考慮し、対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 杉井保夫君発言〕

○9番（杉井保夫君） 私が議員になったとき、この災害多い日本列島で、榛東村なぜ耐震化しないんだ、水道をと。こういう質問をしたときに、その当時の課長はこう言われたんです。何か大きな工事をするときに合わせられれば、国はそれでいいと言っていますと。その辺も含めて、やっぱり将来図をきちっと決めていかないと後の人が困ります。だから、そういうつもりで頑張っていたきたい。

建設課長、今言う橋とか含めて、あとあれですよ、例えば健康センターに来るのに、どの道を通ったら一番安心で村民が来られる、こういうことまで考えて村道を入れ込まなきゃならないんですよ。そんなのも含めて、今早いと思いますか、検討するのに。どうですか。

○議長（南 千晴君） 久保田建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 南新井前橋線バイパスということでございますけれども、バイパスの接続する交差点、村道でございますけれども、取りつけ道路を含めまして、安全通行の確保と、それから利便性の向上というものを図らなければいけないということで、県とは調整を図っていかねばいけないものと考えております。

また、昨年4月に開通しました高崎渋川線バイパス、現在、完全4車線化に向けて整備を進められています。また、現在、これから整備を行います南新井前橋線バイパス、建設が進められておりまして、議員がおっしゃるような38年の完成を目指すということでございますけれども、こういったものが開通しましたら、県央地域、また東毛地域等へのアクセスの向上が格段に向上するものと思われま

す。村では高崎渋川線バイパスのアクセスの向上を図れるよう、アクセス道路の整備を進めておるところでございますけれども、平成31年度におきまして、南新井前橋線バイパスや村道のバイパスアクセス道路をつなぐ路線の整備計画を検討するなど、榛東村の将来に向けた道路網の整備基本計画を策定する予定でございます。

また、庁内の関係でございますけれども、先ほど南新井バイパスが開通しますと、駒寄スマートインターや県央地域につながる主要路線ということで、産業の活性化、利便性の向上、観光の振興、防災機能、防災時救援活動の迅速化、自衛隊の災害時救援活動等、整備効果は高いものと認識しております。

村の行政としても影響は多大であると考えられることから、庁内の実務担当者等によりまして検討

を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 長々とありがとうございました。

いずれにしろ、副村長なり建設課長なりどなたでも結構です、要はどなたかがまとめて、榛東村の将来なんだから、それに向けてやっぱり考えていかないと、県に要望も何も上げられませんよ。その辺をよくこの延伸道については、ここまで来るんだから。そういうつもりで行政は頑張っていたきたいと思います。

それでは、ふるさと納税いきます。

今回、全員協議会でふるさと納税減額補正約8,400万して、3億計上した30年度予算を2億1,600万かな、そこまでふるさと納税したのはすばらしい努力だと。私は1億5,000万で終わりだと思っていました。それを、やっぱりここまで押し上げてやってくれた行政の担当課長以下には敬意を表します。

そういう中で、実は大阪府の泉佐野市、100億円のキャンペーンを言っているわけです。ところがこれ以上のやつが出てきちゃったんですよ。私、昔いましたけれども、静岡の小山町、ここはアマゾンギフト券で249億円、これは今、総務省でことしの6月以降制約を設けますから、間違いなく。だから、我々はルールにのっとった中で、ふるさと納税一生懸命頑張ればいいのかと思っています。

そういう中で、この間、ふるさと納税返礼品担当者のところへ行ってきました。ここが3月なんです。3月からもうこれです。なぜかという、30年度4月は返礼品が3割になっているんです。今までこんな——何百万とは言えませんが——いた返礼品業者が4月以降こんな下行くんですよ。ここまで下がっているのにもかかわらず、2億1,400万まで上げたのはやっぱりすばらしい努力だと、これは私は思っています。今後もいろいろ考えながらやっていただきたい。

そういう中で、本年度の努力事項と次年度の31年度に対する反映事項、あれば教えてください。

○議長（南 千晴君） 狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 初めに、当初予算3億円頑張ろうと思って一生懸命やってまいりましたが、3月補正で2億1,400万ということで減額補正をすることに対して謝罪というか、反省しております。今後も引き続き頑張って寄附金を集めるとするか、村の活性化のために有意義な事業をしていきたいと思っております。

初めに、努力事項でございます。今年度の努力事項としましては、まず新規ポータルサイトの追加として、楽天ふるさと納税に掲載を開始できたことだと思っております。掲載開始後約2カ月間で300件以上、また寄附金額は400万円となっております。さらに、楽天ふるさと納税の寄附金額を1月、2月と比較しましても、現在、増加傾向でございます。

次に、返礼品の品数やジャンルの多さが寄附金額に直結すると考えまして、村では返礼品の提供事業者の会議を開催したり、研修会や意見交換会等を行ってまいりまして、事業者の努力と創意工夫により新しい返礼品を多数登録していただくことができました。

また、返礼品提供の新規事業者の発掘にも努力してまいりました。現在受け付け可能な返礼品の数は、季節によって変動しますが、さとふるで101件、楽天ふるさと納税で44件までなっております。さらに、返礼品の種類をふやせるように努力をしてまいりたいと思っております。

また、平成29年総務省通知において、先ほど榊井議員も言われましたが、うちのほうは5割から3割に落として、がくと寄附金額が落ちてしまったわけですが、総務省の通達をしっかりと理解した上で、ふるさと納税の意味を村は理解して、正当な方法で今まで努力してまいりました。

続いて、これからの反映事項といたしましては、楽天ふるさと納税については、1件当たりの寄附金額が1万4,000円と高くなって、さとふるとは異なる配送方法が可能になりました。比較的高い寄附金額の返礼品は、定期便と呼ばれる食品の複数回発送するものが、寄附額の増加につながっていくと思っております。

今後も新規事業者の情報収集に努め、また広報等でも新規事業者を募集してまいりたいと思っております。

なお、3月中に今年度の課題の洗い出しと返礼品事業者に対して事務連絡等もごさいますので会議を開催し、会議内で出た課題、また反省については、次年度にしっかり反映していきたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 榊井保夫君発言〕

○9番（榊井保夫君） 返礼品3割、このルールを確実に守りながら、とっておきの施策は31年度何かありますか。

なければいいですよ。

○議長（南 千晴君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） とっておきの施策ということではないんですが、地道にこの活動というか榛東村のよさ、またふるさと納税をしたくなるようなことに対しては、楽天のホームページとかさとふるのホームページ等にも榛東村を紹介して、榛東はいいところだと観光PRも含めて行っているものでございます。

そのほか、テレビ、マスコミ等で人気のある事業者さんを取り入れたりしてきたことが、榊井議員が1億5,000万でとまっちゃうんじゃないかと思ったところが、2億まで押し上げたというところではないかと思っております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 私はこう思うんです。例えば納税者に対して、あなた方が納税していただくお金は、榛東村としたら大きいとこじゃなくて細部まで示して、こういうところに使わせていただいているんですよと、こういうものを明確にしてあげたほうが納税者多くなるんじゃないかという考えをする人もいます。

だから、やっぱり根本的なものは崩さず、榛東村の地産地消含めて、その辺はやはり納税者の気持ちになって、精神的なものでふやすというところもあるので、その辺も検討の内容として、今後、課長やっていただきたいと思います。

それでは、本当は20分とっておきたかったんですけども、もう16分しかないんですけども、村長公約について今から伺います。

真塩村長については、4年前、国保税の引き下げ、給食費の引き下げ、それと防犯灯、防犯カメラの増設、大きくはこの3つを主軸として公約を述べられたと思うんですけども、そのほかも含めて、この4年間の公約の達成率、これをよろしければ村長述べていただきたいと思います。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これは真塩卓の政策ということで4年前にやらせてもらいました。

これは大きい3つに分けてやってもらったんですけども、国保税を引き下げます。これについても実現はしたと。これからもまたいろいろ計算しながらいろいろやっていかなきゃなりませんけれども16.5%、あるいはその前に8.何%かの引き下げを2度にわたってやらせてもらったところでございます。

2つ目の給食費を順次引き下げますというようなことをやらせてもらいました。これは結果的には10%の引き下げということで今終わっておりますけれども、まだこれから消費税が8%から10%になったときに、またどんなアクションが起きてくるかわかりませんが、そういう中でいろいろ考えていきたい。

そういう中において、給食費を順次引き下げますという中には給食センターの近代化、これは食物アレルギーに対応できるような設備をやりたいということがあったんですけども、これについては結果的に実行はされておられません。これは後でまた申し上げますけれども、これについては30年度で設計とかそういうものを予算化したんですけども、その後、予算化してからいろいろな教育委員会、あるいはいろんなところで違うものを見つけてもらいまして、その前においては定額で、どんなに多くいっても1億5,000万の補助しかないもの考えたんですけども、これは防衛のことにいろいろ調べてもらったら、75%の補助のつくものがあるということで、急遽30年度から引き下げて、今、



国のほうと相談しながら、年度を今決めているところでございます。これについても年度さえ決まれば実行に移していきたいということで、防衛のほうもこれについては全て了解をしているところでございます。

また、防犯灯と防犯カメラをふやしますという公約も掲げさせてもらいました。安全・安心のむらづくりのために防犯カメラ、これを74基詰めさせてもらいました。防犯灯も新たに設置するだけでなく、環境省の助成制度が見つかりましたので、村内全ての防犯灯を、従来のものより明るくて環境に配慮した節電効果のあるLED照明の防犯灯を全て更新しました。これらについても、今現在——数字少し違ったらすみません——1,400ぐらいの防犯灯を設置したり、あるいはLEDにかえたりということをやらせてもらい、逆にLEDにしたために、電気代もそれまでは4月から12月とか、これは28年度の話ですけれども、300万円だったものが、今現在は同じ4月、12月を捉えてみると185万円に引き下がっております。そういう効果もあります。

そのほかに、村のほうに5つぐらいの大きいものの中に、子どもを育てるなら榛東村を目指します、安心して暮らせるために福祉、医療、介護の充実を図ります、子どもからお年寄りの安全と見守りを強化します、近隣市町村への10分移動構想で道路網の整備をしますというような目標を掲げさせてもらったところです。

先ほど質問の中に、ふるさと納税も活用したということで、私はそういうものを子どもの育てのことをやらせてもらっているところでございます。

前にこれはいろいろ問題になりましたけれども、倉庫の改修とか、そういうものもありましたけれども、これは総務省と十分協議の上、そういうものじゃなく、私どもの考えでワクチン接種と子ども子育てのためにこれをやっていきたいと、変更したいということで、総務省のほうにも大いに賛同を得て、こういうものを組みかえたりなんかしたところでございます。

また、上毛大橋からの延伸道路の早期実現ということで、これは給食センターと同じですけれども、この内容については、初め延伸道路を早期に実現の中で、どういうわけか今から6年前、7年前にこのレスキュー道路、雛子からの上が急になくなってしまいまして、きょう高橋県議おりませんけれども、高橋県議が県議のときの第1発目の質問じゃないかと思うんですけれども、実はそれについて質問をしようと思ったら、県のほうから、村のほうからこれは要らないと言われたということで何かあったそうです。

これについても、高橋県議にお願いして質問をしないでくださいと。私も県におりましたので、県のほうは質問されれば、こういうことだからしなくてもいいんでしょうという回答が出てしまうということで、これについては質問をせずに、すぐこれをまた取り上げさせてもらい、知事とか防衛のほうに何回も足を運びながら、この道路を県のほうもそのままではできないという中で、県道とするのもいいけれども、違う補助金はないかなということで、防衛省とも相談してレスキュー道路として、これは相当の補助が出ます、そういうことを私どものほうで動いて、これを実現させたと。

先ほど余り多くは出るとうまくないんですけども、上毛新聞とか朝日新聞さんおりますけれども、これが何年度ということは、今38年度なんて言っていますけれども、これは38年度じゃなく、1日でも2日でも1カ月でも早くこれを実現したいということで今やっております。

これについては前の質問に戻るんですけども、今高渋バイパスができ上がりました。4車線化をしています。縦軸は1号から6号道路までやっております。今度は横軸を柘井議員がおっしゃるとおり、村道から、雛子からの上、これにつながるものどうしたらいいのかということを職員にもお願いをして、これは上下水道も同じですけども、そういうものについてちゃんとやってくださいと。今から計画して、これについてなるべく県のほうでやってもらうようなことを折衝は俺がするから、どうかやってくれと。

特にレスキュー道路ですから、災害とかそういうのには自衛隊の大型車両が通ります。特にそこにある橋危ないです。こういうものも含めて県として県道として直してもらおう。それは1つの内容でございます。そういうことを含めてやりたいということで、やらせてもらっているところでございます。これは縦軸構想としてそれをやらせてもらおうということであります。

今、一生懸命、議員も次の質問があると思うので、まだまだ私自身はこの2つを除いて、給食センター、あるいは上毛大橋の延伸道路とか、あるいは中央コミセンの改修、この中央コミセンの改修も給食センターの改修と同時に防衛の予算をお願いをして、それを2つやると約40億ぐらいかかる予定ですけども、これも75%の補助がもらえるような事業を見つけさせてもらいました。これも国のほうとも相談して、これはもうオーケーをとってあります。あとはこれを何年度に、例えば32年度、33年度にできるか、これを今詰めているところでございます。

そういうことで、私の公約というものがどこまでが何%と言えるかもしれませんけれども、私自身は90%の公約は果たせたということを考えております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 柘井保夫君発言〕

○9番（柘井保夫君） 私は、村長、国保税の引き下げ2段階、例えば最初は28年度で8.2%、今年度は平均すれば16.5%下げたり、あと給食費を10%下げたり、こういうものについてやるべきことはやっているんです。倉持副村長が悪いのか、総務課長が悪いのか、企画財政課長が悪いんだかわかりませんが、やっぱりやっていることを情報発信しなかったら、真塩村長何もしていないことになっちゃうんだよ。だから、やっぱりその辺の情報発信をうまくしなきゃ、私はいけないと思いますよ。これはやっぱり反省すべき課長は反省しないと。情報発信、よろしくお願いしますよ。

それと、イエス、ノーで村長答えてください。村長が上案されて、一部精査して、精米機等を変更して、子育て支援事業、不妊治療と、あと異世代交流教室推進事業、通学路見守り事業、防犯カメラ設置事業、先ほど74台、こういうものを組みかえたんです、精米機から。これはよかった、悪かった、

一言で答えてください。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 私は全くよかった事業だということに思っております。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） あと、私はやり残しているのは2つあると思います。

1つは給食センターと中央コミセン、これは今言うとおりの、平成12年の防衛から来るまちづくり支援事業、これの追加分で今75%の支援をいただいて建設しようとして準備にかかっていますよね。それと、給食費はゼロにしてほしい。財源はありますよ、いろいろ。けども、例えば2010年に南牧村、2011年に上野村と神流町、2016年に孺恋村、2017年にみどり市と板倉町と渋川市、こういうところはもうそろそろはじめています、無料化に。だから、無料化に榛東村もすべきではないかと私は思うんです。そういう中で、この2つをやはり村長はやらなきゃいけないと思うんです。

私は、箱物はもう榛東村は終わり、この給食センターと中央コミセンができれば終わりなんです。あとは改修とか補修をすればいいんです、箱物は。

そういう中で、やはり真塩村長にはここで終わられちゃ困るんです。75%、防衛からの補助金がなくなったら建てられませんよ。その辺はやっぱり責任を持って真塩村長には箱物を最終的に建てていただきたい。

あと、給食無料化については、これだけの榛東村の行政のスタッフがいるのなら、頭を使って何とかできるはずなんです。だから、これも真塩村長が残す2つの1つとしてご検討いただいて、ぜひとももう1期村長をしていただきたい。こう思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（南 千晴君） 以上で9番松井保夫君議員の一般質問を終了いたします。

以上をもちまして、本日本日予定されました一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時53分休憩

---

午後2時55分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

---

◇

## ◎日程第5 議案第40号 榛東村学童保育所の指定管理者の指定について

○議長（南 千晴君） 日程第5、議案第40号 榛東村学童保育所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第40号について説明申し上げます。

議案書は283ページ、参考資料は159ページでございます。

○議長（南 千晴君） 283ページ。

○総務課長（清村昌一君） 榛東村学童保育所の指定管理者の指定についてでございます。地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

管理を行わせる施設につきましては、議案書記載の5施設、北部第一、北部第二、北部第三学童保育所、南部第一、南部第二学童保育所でございます。

指定管理者は新井に所在いたします社会福祉法人榛東村社会福祉協議会、指定の期間は本年4月1日から平成34年3月31日までの3年間でございます。

以上、ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

5番川田敏彦議員。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 今、指定管理者の指定について議案第40号が出されたんですけども、説明が何かちょっと少ないようで、ここに書かれていること、もう少し説明してもらえればと思うんですけども、参考資料の161ページに評価点というのがありますが、そこで村の評価があるんですが、このもとになっている事業計画書と、これがあるかと思います。それがあればそれに基づいて質問ができるんですけども、それを資料として請求したいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（南 千晴君） ただいま川田敏彦議員から資料請求に関する質疑がございました。

お諮りいたします。

執行に対しまして、議会として資料を請求することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第40号に関する資料を請求することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。

午後2時58分休憩

---

午後3時28分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 川田議員のほうから、説明がちょっと不足しているということでございますので、議案参考資料159ページ、160ページにより補足の説明をさせていただきます。

選定までの経過でございますけれども、本年1月21日から2月1日の間、募集要項、仕様書等を配布いたしました。2月4日から2月15日まで申請書の受け付け期間でございました。2月21日に選定委員会を開催してございます。

2番の選定対象施設のところの（3）でございますけれども、新規、再設定の別は新規の指定ということでございます。

（5）指定管理料の有無は、ありでございます。また、利用料金制については採用としております。今回、公募で行いましたので7番にその旨記載がございます。

3番、申請の状況及び選定結果でございますけれども、申請団体数は4団体ございました。

（3）でございます。候補者の主な業務内容は記載のとおりでございます。

160ページ一番上の（4）でございますけれども、候補者の実績等というところで、榛東村の福祉センター、それから榛東村のふれあい館の指定管理業務を現在行っていたいております。また、記載が平成28年4月からと両施設ともなっておりますが、これは今の指定管理の期間でございまして、スタートは平成19年4月からということでございます。また、さきの議会におきまして31年度から33年度までの3年間、指定管理者として指定を議決いただいております。

選定委員会における選定でございますけれども、まず選定方法でございますが、榛東村指定管理者選定委員会におきまして、各申請団体に対する書類審査及びヒアリングを実施いたしました。村で定めています手続等に関する条例に定められてございます選定基準に照らし、得点評価及び総合的な評価を合わせて行い、候補者の選定を行ったところ、上程をさせていただきます社会福祉法人榛東村社会福祉協議会を指定管理者の候補者として選定をしたところでございます。

選定理由でございます。榛東村社会福祉協議会は得点評価において、17項目の評価項目のうち11項目において他団体よりも高い評価を重ね、合計得点1,000点満点中737点でございました。特に施設の運営体制や組織、収支計画の適正、団体の理念、姿勢等について高い評価を受けたものでございます。

一部重複しますが、既にこの社会福祉協議会はふれあい館、そして福祉センターの指定管理者として19年度以降、適切な管理運営を実施してきているという実績を有し、また公益法人として営利を目的することなくかつ公益的な視点に立った当該施設の管理及び運営を行うことが見込まれると。これらの内容を踏まえまして、総合的な評価を行った結果、社会福祉協議会を指定管理者の候補者として選定をしたものでございます。

また、予算措置につきましては、さきの定例会におきまして、一般会計補正予算（第4号）で債務負担行為を設定済みでございます。

そして、今資料を配付させていただきましたが、恐れ入ります、26ページ、27ページ、社会福祉協議会の理事、幹事、それから評議員の名簿でございますが、自宅の電話番号が記載ございましたので、こちらは今回マスクした形で提出をさせていただきましたので、ご了承いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） ありがとうございます。

私ども、こういうの初めてなものですから、説明をしていただければということで説明してもらってよかったですと思います。

これを今回普通に通ればいいんですけども、いろいろ問題がありましたもので、それで、質問ということもあります。

1つは、学童保育4者ありまして、これで見ますと、群大クラブ、新生会、あと有限会社のスリーエヌというのもあったようです。保育の経験というのが、社協が保育に関しては初めてということになるかと思えます。ここにありましたけれども、ふれあい館、それから福祉センター、これではしっかりやっているという村の評価というのがあるかと思えますが、学童保育ということでもありますので、ちょっと確認も含めて質問をしたいというふうに思います。

1つは、申請書の2ページにある管理運営を行うに当たっての経営方針というところで、ここに共働き、ひとり親家庭等というふうにあります。細かいところまで書いてもらっているかと思えます。今の学童保育の指針というのも出ていると思うんです。育成指針というんですか。それについてどういうふうなヒアリングができたのかということ。

それからもう一つ、あわせて3ページの下施設の運営についてというところで、各学童保育所において四季折々の行事や誕生会等、児童が楽しみとするような企画を行いというふうにあります。これは具体的にはどんなのがあるか。これは各学童で今行われていると思うんですけども、そういうのなんかも聞き取りができたのかどうか、具体的にどういう話ができたのか。

それから、4ページのところです。一番上、これが保護者との関係ということになると思います。日ごろからの児童の状況把握、家庭での状況等、それから学童保育所と家庭との連絡、相談、連携を重視と、信頼関係構築というふうにあります。これは保護者会なども今後できるような動きも聞いていますので、そういうところとの関係などが話されたのかどうか、これを質問いたします。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩といたします。

午後3時37分休憩

---

午後3時38分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

倉持副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 選定委員会の委員長として答弁をさせていただきます。

当日の流れの中で、各事業者からヒアリング等を行わせていただきまして、そのヒアリングの主な内容というか、大体同じようなことをお聞きさせていただきました。

まずは応募の動機というのでありますが、これについては、管理運営を行っての経営方針等々を具体的に述べていただきました。それと、職員の募集方法、採用方法等について伺っております。また、5つの施設を運営管理してもらうために指揮系統、責任者の権限等、どのようなことを考えているのかというようなこと、それとあとは経理に関することを具体的に聞いております。経理処理や具体的な方法とチェック方法、保育料や教材費、おやつ代の集金方法及び管理方法、保育料等の滞納者への対応、それと安全管理の緊急対応時の対応でございますが、学童保育中にけがや急病人が発生した場合の対応策、災害発生時の具体的な対応策でございます。

それと運営に関すること、これについては、次年度以降の学童保育児童の募集や入所手続の具体的な方法や計画、軽度の障害児がある場合の児童の受け入れや対応方法でございます。それと保護者の連絡調整の方法、それと村と学校と連絡体制はどのように行うかというようなことでございます。それと利用者からの要望や把握方法を具体的に説明していただいたということと、トラブルの未然防止について具体的な対策を聞かせていただきました。

以上のこと等々、ヒアリングでお聞きし、各審査員が点数をつけさせていただいたというようなことで進めさせていただいたというのが大まかな流れでございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 3問目です。現指定管理者の事業計画書に指導員の働く条件ということで、指導員が長く働き続けられるようにという項目があったかと思えます。

それから、今回いろいろ通知、国の通知でも指導員の労働条件を労基法に基づいてやると、それから改善を含むというような文言もあります。その辺のところ、指導員の労働条件については、話し合いはどうだったでしょうか。

○議長（南 千晴君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 労基法の遵守というのは、これは学童保育所に限ったことではございませんので、これはもうもちろん法令遵守ということはどの法人でも徹底されてしかるべきものというふうに考えております。

また、指導員が長く引き続き働き続けられるようということは、雇用環境ということでございましょうけれども、今回の候補者として上程をさせていただいております社会福祉協議会におきましては、今職員が四十数名いるということでございますけれども、一般的に福祉関係の業種というのはどうしても退職者が出て、人の出入りが激しいというような部分が一般的にはあろうかと思っておりますけれども、この法人につきましては、そういったことなく運営をしているという状況でございますので、学童保育所につきましても、同じような運営が見込まれるというところでございます。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

13番早坂通議員。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 3点ちょっとお聞きします。

まず1つ目は、選定はどのようなメンバーだったかということです。

そして、あと一つは先ほども何か協定書に入れるというような話もあったんですけども、ここにネットから引き出した指定管理者制度というのがあるんですけども、その中に、運用上の留意点ということで、次のようなことが書かれております。

下記の項目など地方公共団体の条例や協定書及び仕様書などに盛り込んでいくことが必要となるということで、1つとして定期的な収支報告会、運営協力会議などを設ける。2つ目、利用者であるとともに本来の所有者である市民のチェック制度を機能させる。3つ目、管理者自身がサービス向上と改善のための情報収集を行う。4つ目、管理を指定した地方公共団体及び第三者機関による監査、5つ目、管理を指定した地方公共団体職員の頻繁なる訪問による指導、6つ目、社会保険、労働保険の加入、加入すべき職員についての手続全てを指定管理者が漏らさず行うこと、7つ目、地方公共団体からの派遣も含めた一定率以上の正規職員が占める割合の担保などということが書かれているんです。

ここに書かれてあることについて、これが全て入れるべきものなのかどうか私も判断はつきません。ただ、今までの協定書にもそれなりのものが書かれていたと思うんですけども、やっぱり今回改めて協定書をつくる際に、いろいろな情報を集めて、より子どものためになるような協定書を結んでいただきたいと思うわけです。それについてどうお考えかということをお聞きします。

あと、現の職員の待遇をどのように自治体としては希望し、それを今度受ける法人に要請するかということなんですが、以上3点質問します。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 選定委員会の構成ということでございますけれども、副村長を長といたしまして課長級5名、計6名で構成される委員会でございます。

この課長級5名の中に、住民生活課長も委員として入ってございますが、住民生活課長につきましては、先ほど配付をさせていただきました指定申請書の中に、27ページに評議員の名簿がついていま



すが、住民生活課長につきましては評議員ということで、当該法人の評議員であるということから、学童保育所の所管課長でございますので、ヒアリングには参加をしていただき、評価からは外したということで、住民生活課長以外の5名で評価を行いました。

2点目でございますが、一般的な指定管理者を指定する際、あるいは指定後等の一般的な基準につきましては、そういったことございまして、ただ、いろいろ一口に指定管理といいましても、例えば本村はありませんけれども、社会体育施設ですとか非常に幅広い分野があるんです。ですので、それらを総括的にいうんですか、そういった部分で基準になっているということではあるかと思うんですけれども、当然にそういった部分については公募の際に申請団体にお渡しした仕様書にも書いてございますし、また今後、本日議決いただきますれば、協定書の締結ということになりますけれども、そちらに当然盛り込んでいくということになります。

また、現在の指定管理者の法人が雇用している方の処遇については、これは例えば村として引き続き雇用をお願いするというようなことを条件づけはできませんので、そういったことは例えば多分お願い事ではないんです。それがたとえ守られなかったからといって、それはその法人の考え方ということでございますので、ただそうは言いましても、今回非常にタイトなスケジュールで、本日もご議決いただいたとしても、準備までに1カ月、実際の開所まで1カ月です。ですので、その間で当然公募はされるんだと思うんですけれども、現在の皆さんが応募していただければ、というふうには考えておりますが、村のほうから条件づけはできないということをご理解いただきたいと思うんですけれども。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 選定メンバーについては、先ほど村長プラス課長5名ということだったんですが、副村長はどうかということですね。

2番目の運用上の留意点についてですが、それについては確かに総務課長が言うように一般的な指定管理者制度の要綱なので、私が言いたかったのは、このようなことを学童保育所に合ったものとしてきちっと協定書の中に入ってくださいよということなんです。今までも多分うたっていたのかもしれないけれども、要するに協定書に入れると同時にちゃんとそれを実行するということが大事だと思うんです。もしかしたら、今までも入れてあったんだけど、それを実行しなかったということが大きな問題だったのかもしれないから、その辺をひとつ確認しておきたいと思います。

そういうことで、それを踏まえた上で、この指定申請書の8ページに職員の研修計画、真ん中よりちょっと下に載っていますね、その下に施設の運営についてということが載ってあります。今、私ざっと読みましたけれども、ざっと読んだ範囲では的確なことが書かれているかなというふうに思います。ぜひこういうことをしっかり実行していただいて、本当に子どもにとっていい学童保育、環境づくりをしていただきたいというふうに思いますので、繰り返しますけれども、村の管理責任はあるわ

けですから、そこを今後はきちっと果たすようにしてください。

ただ、一言言わせてもらいます。余り必要以上に管理し過ぎるのもいけないと思いますので、ひとつその辺をお願いしたいと思います。もし答弁があればお願いします。

○議長（南 千晴君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 初めの質問で委員会の構成員でございますが、長は副村長でございます。村長ではなく副村長でございます。

今言われました村の指定管理者に対する指導等ということでございますけれども、地方自治法で指定管理の定めがあるわけでございますけれども、244条の2の第10項で、ちょっと読みかえてお話ししますけれども、村の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して当該管理の業務または経理の状況に関して報告を求め、実地について調査し、または必要な指示をすることができるということが法律で担保されてございます。法令に定められています範囲内で、村として指定管理者に丸投げというんでしょうか、そういったことではなくて、適切な指示なり調査等は行っていきたいということでございます。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

11番山口宗一議員。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 11番山口です。

前回1月16日に、議会が臨時会でこの件に関して否決をした理由の主なものというのが、保育現場に問題があると。それから、指定管理料と保育料、これのお金の扱いに問題がある。それと、担当課のチェック機能に問題があると。この3点だったと思います。

この中で、保育現場の問題点というのが解消されるような委員会での審査した方たちの話し合いの中で、今回4団体が申請をしたんですが、社協に決まったということについて、6人のお話し合いの内容をちょっと聞かせていただければと思います。

○議長（南 千晴君） 副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） あくまでヒアリングをしまして、それで各項目がありまして、それについて点数で各委員さん評価をしていただきましたということで、その点数によって判断をしたというのが現状でございます。

当然保育現場と指定管理者、また保護者、また役場等々の連絡が現管理者はちょっとスムーズにいていなかったかなという反省に基づいていますので、今回の議会で決めていただければ、新管理者には十分その辺のお話はさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） ただいま副村長から点数で判断したと、そういうふうなご答弁がありました。議案参考資料の161ページにも評価結果というのが載っています。

この内容を見ますと、1号から4号までこれが13項目にわたって採点をされています。その中で、この4項目で大体1,000点満点の650ですから、約3分の2がこの点数に相当するわけですが、群大クラブというんですか、1番なんです、ここが合計点でこの650に対して495点、約76.1%占めているわけです。それに対して今回提案されている4番に関しては合計が477点で73.4%ぐらい、約18点ぐらい1番のほうが点数が上回っていると。

こういう中で、社協のほうに落ち着いたというのはどういう理由なのかなというふうにいるいろいろ考えているんですが、今までの副村長と総務課長のお話の中ではある程度は理解できるんですが、群大クラブも平成29年に群馬大学の男女共同参画選定大学関係者とか、また地域のお子さんたちを面倒見ていると、支援をしているという、そういう団体で、特に学童に関して経験があるような、そういう団体じゃないと認識しているんです。

ただ、社協に関しても、おそらく今まで経験をしていないことをやるわけなんです、非常に拮抗したこの点数の中で、社協ということで提案されている中で、やはり一番大事なのは、常々村長の言われている子どもに夢をという、そこをやはり理解しながら、役場のほうも社協のほうにこういう過程があったということをよく理解してもらって、運営をしていただきたいと思っています。

その辺に関してどういうふうに社協のほうにお伝えするのか、お願いします。

○議長（南 千晴君） 山本住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 私もこの選定委員会の委員として4団体のお話を伺いました。その中で、先ほど総務課長からもお話ありましたように、私は社会福祉協議会の評議員でありますので、私は担当課長として出席をさせていただいたわけですがけれども、確かに山口議員がおっしゃっているこれからのことです。社会福祉協議会さんが今まで学童に対して経験がないという部分に対してということなんですけれども、それを含めて村は支援をしていくことになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（南 千晴君） 11番。

〔11番 山口宗一君発言〕

○11番（山口宗一君） 担当課長もこの3月末でめでたく定年退職されるということで、非常にその後のご心配があると思うんですが、やめられた後もやはりこういう状況に関して、ぜひ一村民として助言とかそういうことをしながら、子どもたちによい保育ができるようなそういう支援をぜひお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第40号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第40号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第40号 榛東村学童保育所の指定管理者の指定について、原案のとおり賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎散 会

○議長（南 千晴君） 以上をもちまして、平成31年第1回定例会第1日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後4時1分散会

平成 3 1 年第 1 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 2 号

2月28日(木)

# 平成31年第1回榛東村議会定例会会議録第2号

平成31年2月28日（木曜日）

## 議事日程 第2号

平成31年2月28日（木曜日）午前9時開議

- 日程第 1 一般質問について
- 日程第 2 議案第 4号 榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 3 議案第 5号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 6号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 8号 榛東村消防団設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 9号 榛東村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第10号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第11号 榛東村消防団員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第12号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第13号 榛東村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第14号 榛東村手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第15号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第16号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第17号 工業標準化法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第39号 榛東村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第41号 榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制

定について

- 日程第18 議案第18号 平成30年度榛東村一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第19 議案第19号 平成30年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 議案第20号 平成30年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第21号 平成30年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第22 議案第22号 平成30年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 議案第23号 平成30年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第24 議案第24号 平成30年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第25 議案第25号 平成30年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第26 議案第26号 平成30年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第27 請願・陳情について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（14名）

1番	波多野 宏 美 君	2番	善養寺 孝 君
3番	蜂 巢 實 君	4番	村 上 慎 一 君
5番	川 田 敏 彦 君	6番	小野関 治 義 君
7番	高 田 清 一 君	8番	清 水 健 一 君
9番	枡 井 保 夫 君	10番	小 山 久 利 君
11番	山 口 宗 一 君	12番	岸 昭 勝 君
13番	早 坂 通 君	14番	南 千 晴 君

## 欠席議員（なし）

---

## 説明のため出席した者

村 長	真 塩 卓 君	副 村 長	倉 持 直 美 君
総 務 課 長	清 村 昌 一 君	企 画 財 政 課 長	早 川 弘 行 君
税 務 課 長	岩 田 彦 一 君	住 民 生 活 課 長	山 本 正 子 君
健 康 保 険 課 長	安 田 睦 君	産 業 振 興 課 長	狩 野 宏 記 君
建 設 課 長	久 保 田 邦 夫 君	上 下 水 道 課 長	山 口 誠 一 君
会 計 課 長	浅 見 英 一 君	教 育 長	阿 佐 見 純 君
教 育 委 員 会 長	小 池 賢 一 君		
事 務 局 長			

---

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	飯 塚 邦 守	書 記	志 岐 英 代
---------	---------	-----	---------



## ◎開 議

午前9時開議

○議長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成31年第1回榛東村議会定例会、第2日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

議員は、全員出席でありますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちにお手元に配付しました日程により会議を行います。



## ◎日程第1 一般質問について

○議長（南 千晴君） 日程第1、一般質問についてを議題といたします。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問順位5番、早坂通議員の質問を許可いたします。

13番早坂通議員。

〔13番 早坂 通君登壇〕

○13番（早坂 通君） 皆さん、こんにちは。

本日は、2点通告を出しております。

第1点目は、議員の資料請求について。

2点目、榛東村の将来の発展につながる施策について。

以上2点について通告を出しております。あとは、自席に戻って質問をいたします。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それでは、通告に出してあるとおり、平成30年第4回定例会において、他市町村の状況について情報収集を行い、議会の意見を聞き、ルールづくりをしたいと答弁をいたしました。この間の調査・検討の進捗状況について答弁願います。

○議長（南 千晴君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 現在、他市町村の状況の情報収集を行っているところでございます。

また、村議会の議会運営委員会においても、この件につきまして検討をされているものと承知をしているところでございます。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 具体的に、資料が収集できたものというのであれば、報告願います。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 各市町村に電話で照会をさせていただいているところでございますけれども、この件につきまして、何回かというか、ご質問をいただいているところでございますけれども、もともと法律に定めのないことございまして、照会した限りではございますけれども、明文化されたルールを定めているところはないということでございました。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 明文化されているとすれば、議会基本条例に明文化されていると思います。そこで、明文化されていないというところには、議会基本条例にも明文化していないということですか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 議会基本条例が必ずしも全ての市町村にあるというものでもございませんで、今、村の議会におきましても、基本条例の特別委員会設置されていると思いますけれども、そちらで、横浜市議会の事務局が作成したもの等も参考資料としてご議論いただいているんだと思うんですけれども、その中にもございますとおり、自治法にもともと議員個人の調査権がないというところがございますので、横浜市の議会基本条例も読ませていただきましたけれども、あくまでも市長の任意の協力だと、努力義務であるというようなことございまして、これを基本条例、ほかの自治体の議会の基本条例も幾つか見て、横浜市議会ですとか、そういったところについても、条例に規定はもちろんあるんですけれども、それが努力義務というような内容になっているものと承知しております。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 議員の調査権についてということについては、公的には明文化されていません。議会に調査権があるということは明文化されていますけれども。逆に、議員に調査権はないとも明文化もされていません。

なおかつ、何度もこの間、以前にも言ったと思うんですが、前回は、国会なんかは、要するに国会議員個人であっても、例えば衆議院議員個人であっても、衆議院議員というものを背景として議員活動をしているんだから、資料請求があった場合には最大限協力するよというのが国の見解ですよ。それは前にも言ったから、承知していると思うんですけれども、その辺については、異論がございいますか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 前回といたしまして、前の議会でも、早坂議員から、こういうのがあ

るということでお示しいただいているんですけれども、その際にも申し上げましたけれども、この平成20年4月4日の総理大臣の見解といたしまして、答弁でございますけれども、まず発言の冒頭が、国会議員からの国会審議に必要な資料の要求だということでございます。ですので、国会審議、村でいえば村の議案審議に必要な資料ということになるとお思いますので、そちらについては、一昨年の9月議会から、議案参考資料というようなことで、統一した書式で資料を提供させていただき、また不足するものがあれば追加で出させていただきますところでございます。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 国会審議となれば、村に当てはまれば村での審議というのは、何も議案に限ったことではないですね。例えば今やっている一般質問をする際に必要な資料というものもあるわけです。なおかつ、議案についての資料も今、極力そろえていると、出していると言いましたけれども、議員それぞれがその議案を調査するときに、それぞれの議員によって何の資料が必要かというのは、当然違って来るわけですよ。みんな同じ資料が必要なわけではないですよ。

そういうことを考えた場合には、議員個人から資料請求があった場合には、プライバシーの問題、その他いろいろ、問題があるもの以外は出して当然ではないんですか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 昨日も、指定管理の議案の件で、川田議員から資料の追加の要求ございましたので、それは提供させていただいているところでございます。

審議というのは、これは前回お話しさせていただきましたけれども、審議とは何ぞやということでございますけれども、会議において議題を慎重に評議、検討すること、議会政治は代表者を通じて議案を理性的に討議して、合理的な議決を行うことを原則としているが、この原則を達成する上で十分な審議は不可欠の条件であると。これは出典は百科事典でございますが、議案に関する資料については、これまでも、そしてこれからも提供させていただきたいというふうに思っております。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） では、議案についての資料は議員個人が行っても応じてくれるわけですか。

○議長（南 千晴君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 全てのご要望にお応えできるかどうかというのはちょっとわかりませんが、基本的には議案審議の資料については提供させていただき、審議をいただくということでございます。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 当初のあれから、では変わったわけですね。

私が、あれ、おかしいなと思ったのは、前にも言いましたけれども、もう一昨年になりますか、例の榛東村人材育成基本方針、それを見せてほしいと言ったら、職員が、当時の課長ですけれども、私の前にこれですと持ってきて、ちょっと中身見せてと言ったら、それはできませんので議長を通じてくださいと言われたんです。私も長い議員経験ありますけれども、それまではそんなこと言われたことは一度もないんですよ。

なおかつ、この間、入札執行調書を開示請求しましたよ。昔は、私が、全国的に談合の問題が取りざたされたときに、過去5年間の入札執行調書を出してほしいと言ったら、ちょっと時間かかりますけどというので、すぐ応じてくれましたよ。

その辺、どうなんですか。いつから、いつそういうふうになったのか。また、個人の資料請求には応じないというふうになったのか。そして、いつまた応じるようになったのか。その経過はどうなんでしょう。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 議案の審議のための資料というものは、従前から提供はさせていただいてきております。

今お話のあった人材育成基本方針につきましては、その対応は大変申しわけなかったということで、前回は謝罪させていただいておるところでございますけれども、人材育成基本方針そのものが議案に関係するというようなものではございませんので、そこはちょっと切り分けてお考えいただければと思います。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それでは、総務課長、二元代表制の最も重要な意味というのは何ですか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 議会の議員、それと首長が、主権者である自治体住民から直接選挙で選任されることから、二元代表制と言われております。これは、一般的に言われているということで、例えば法律とかに定めのあるものではございませんけれども、一般的にはそういうふうに定義をされ、二元代表制という言葉が使われているというところでございます。

住民から直接選ばれた議員によって構成される議決機関である議会、それと、同じく住民から直接選ばれた首長は、ともに住民の代表としてそれぞれの権能について、住民に対する責任を負っているということから、二元代表制ということでございまして、首長と議会が二元代表というものであると

承知しております。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 今言ったのが二元代表制、間違いはないと思います。

ただ、最も大事なことは、この二元代表制の最も大事なことは、議会と執行が活発な議論を展開して、切磋琢磨して、よい方策を導き出す、村住民にとってよい方策を導き出すというのが最も重要なことなんですよ。違いますか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） おっしゃるとおりだと思います。首長と、合議体である議会は、住民福祉の向上を図るという共通目標に立って、お互いの立場で意見を出し合うということが、二元代表制の基本的な原則であるというふうに私も認識をしておるところでございます。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それでは、合議体だの、審議に必要なだのいろいろ言っていますけれども、基本的に総務課長が言うような形で対応していたらば、活発な議論はできないでしょう。

例えば、議案審議にしても、議案書をもって、見て、ああ、こういうものが欲しいな、こういう資料が欲しいなと思って、それで請求に行って、それを断られれば、要するに活発な議論ができないわけですよ。

それで、議案に関することならば資料を出すと言っていますけれども、そんなことではなくて、議案じゃなくたって、この一般質問だってそうですよ。一般質問をするということは、議員が住民にとってよかれ、村にとってよかれと思うことを質問するわけです。だから、当然お互い、村の発展、住民の福祉の向上を考えるならば、何もそんなに資料を出すことにこだわることはないじゃないですか。プライバシー以下云々、どうしても支障のあるような資料以外はどんどん出してしかるべきですよ。それが、この議会において活発な議論を展開して、お互い切磋琢磨して、村にとっていい方策を導き出すことになるわけです。

そうでなければ、執行のほうに資料をいっぱい持っていて、議員のほうに資料がなければ、当然のことながら対等な議論はできないでしょう。そんなのは小学生だってわかるでしょう。その辺はどうお考えですか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 何度も申し上げますけれども、議案審議に必要な資料と、それと、それ以外の、例えば一般質問のための資料というのは、今のところ分けて考えているところで

ございます。

議案審議に必要な資料については、先ほども言いましたけれども、きのう追加の請求ございましたので、提供させていただいているというところでございますので、そこは現在、一般質問のための資料というのは、提供はさせていただいていないというところでございまして、そこは切り分けて考えております。

例えば、早坂議員、前回の情報公開条例に基づいて請求をすれば出てくるということでございまして、基本的には、当然プライバシーとかそういったものは出せないのはもちろんなんですけれども、情報公開条例に基づく請求であれば、公開をしてきているというところでございます。

これは、村のほうといたしますと、当然その議会活動という、おっしゃっている意味はわかるんですけども、一般の住民の方、そういった方には、情報公開条例に基づく公開以外に道がないわけでございます。その際に、実費ではございますけれども、手数料等も頂戴しているというところとの公平性というのでしょうか、そのあたりを考えてのことでございまして、繰り返しますけれども、議案審議に必要な資料については、今までも、そしてこれからも求めがありましたら、提供をさせていただくというところでございます。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 要するに、さっき言った、私が、この議会というのは、議会と執行が活発な議論を展開して、そして切磋琢磨しながら、村にとっていい方策を導き出すということなんです。ただ、議論をするときに、議会がみんな一丸となって議論をするわけではないでしょう。また議会が全員同じ意見なわけではないでしょう。そうしたら、当然個人が違うわけだから、個人が必要な資料というのは、要求されれば、何度も言いますけれども、プライバシーをはじめとする支障のないものならば、どんどん出せばいいわけでしょう。出すべきでしょう。執行のほうも、村の発展、住民の福祉、生活の向上を考えているならば、どんどん出すべきでしょう。出さないということは、それを考えていないということでしょう。対等な議論の妨げをしているわけですから。違いますか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 先ほども申し上げましたけれども、全く出さないということではなくて、情報公開条例に基づく請求をいただければ、公開をさせていただいているというところでございます。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） そこなんです。何で情報公開条例で出せる資料を、議員が議会活動として議員が請求した場合、出せないんですか。さっき不平等みたいなことを言いましたけれども、議員は住民に選ばれて、執行と切磋琢磨することを任されているんですよ。もっと突っ込んだ言い方をす

ると、執行が間違えた方向に行かないように監視することを託されているわけですよ。そうすれば、不平等も何もないじゃないですか。議員が要求すれば、何も情報公開条例で手続しなくたって、情報公開条例で出せる資料は出せばいいじゃないですか。出すべきでしょう。違いますか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 我々は、行政職は、法令の定めるところに従って事務事業を執行しておるところでございます。そのために我々公務員がいます。

したがって、法律に定めのないことについて、法令に定めのないものについて、当然、ある程度の裁量権というのはあるんだと思うんですけども、定めのない事項について、例えば議員からの求めに応じて資料を無料で提供すると。一方、住民の方は情報公開条例に基づいて有料で公開をします。その不公平といいたいでしょうか、不整合といいたいでしょうか、そのあたりの説明が我々にできないというところがございます。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） そんなの、さっき私が言ったように説明すれば住民の人だって納得するでしょう。何で選挙やって住民の人が議員に投票するんですか。さっき言った議会として、議員としての役目を負託されたわけでしょう。そうすれば、その活動に必要な資料を議員が無料で手に入れたとしても、そうそう問題が出ることはないと思いますよ。ネットに1つ、そういうようなものが載っていましたけれども。おかしいという、不平等だ、おかしいみたいなネットが。そんな人は幾らもいないはずですよ。ちゃんと我々議員の仕事がわかっていれば。

あと、法に定めがないから法にのっとってと、では最初に言いましたけれども、議員個人には調査権がないとはっきりうたわれてはいないんですよ。そんな法律は幾らでもあるでしょう。法律の中に、議員個人には調査権がないとうたわれているのなら、それはそれでまた考えが違って来る点もありますけれども。

もう一つ言っておきたいのは、資料が必要なのは、何も調査権があるのに限ることではないんですよ。検査権もあるし、検査権というのは確かに議会に検査権も与えられている。調査権だけではないんですよ。それはそれとして、今言ったように、往々に議員に調査権がないとうたわれていないからって盛んに言いますが、逆に、議員に調査権がないとうたわれているなら、わかりますよ。ほかの法律でも、今すぐ例は出てきませんが、そういうふうにあえて何々の権利があるとうたわれていなくたって、当然のようにその権利が認められているものっていっぱいあるわけでしょう。逆に、何々はだめだと法律でなっていれば、それはできませんけれども。

そう考えれば、何度も言いますが、お互い、村の発展、住民の福祉、生活の向上を目指すということで認識が一致するならば、資料を出すという結論に達するのが自然なわけでしょう。それを

拒むということは、村の発展、住民の福祉、生活の向上を阻むということになりませんか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） まず、議員個人に調査権がないということの法律での規定はないということでございますけれども、権限というのは法律によって与えられるものでございまして、法律になれば、ないということでございます。権限が。

それから、同じご質問ですので、繰り返しの答弁になりますけれども、資料を全く議員に提供しないということではなくて、情報公開条例に基づいて請求いただければ、必要な資料等は当然公開できるという状況でございますので、この議会には、そういった経費はないですけれども、例えばいろいろな市議会、あるいは都道府県議会で、政務活動費ですとか、そういった経費が議員の方に支給されている議会もございます。そういった経費につきましては、当然、その議員活動に使う経費ということで支給されているものと承知しておりますけれども、その政務活動費で、例えば参考図書を買うとか、そういうことです。ですから例えば、情報公開条例に基づく手数料等も、そういった経費、政活費の中から支弁されているものというふうに認識をしておるところでございます。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） だから、さっきから、情報開示請求で出せる資料ならば、何度も言うけれども、出せばいいわけですよ。それが不平等ということにはなりませんよ。議員は選挙で選ばれて議員活動をしているわけですから。それはおかしいですよ。どう考えたって。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 先ほど早坂議員が、議員もいろいろな考え方の議員がいるというふうにおっしゃいましたけれども、当然、住民の方も、いろいろな考えの方がいらっしゃるわけで、議員であるから、そういったことは当然だと思ふ方もいれば、議員だけ何で無料なんだというふうな考え方を持つ方もいらっしゃいます。その際に、後者のほうの考えの方に対して我々は説明できないということでございます。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） まず、説明できるでしょう。さっき私が言った理論をちゃんと説明すれば。それで納得しない住民なんて、ほとんどいないはずですよ。ならば、それほど言うなら、アンケートとってみなさいよ。ちゃんと二元代表制の意味、議会の役割をちゃんと住民に知らしめて。何なら公開討論をやりますか。それほど、それにこだわるなら。

それと、全国的なほかの自治体の調査が余り進んでいないみたいなことを言っていましたけれども、



全国的な情勢を見たって、議員個人に調査権がないからって資料を出していないところなんて、そうないと思いますよ。私が聞いて、そんな広い範囲で聞いているわけではないんですけども。ないはずですよ。実際、榛東村だって今までそうしてきたじゃないですか。何でそこまで資料を出すことを拒むんですか。何かまずいことでもあるんですか。そう思いたくなっちゃいますよ。それほど、何かわけのわからない理由をつけて拒むのは。

村長、今までの議論を聞いてどういう見解ですか。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 村においても、今まで、議案審議とか、そういうものに対しては十分資料提供をしているということでございます。

先ほど、早坂議員がおっしゃったとおり、法に書いていないからといって云々というのはありましたけれども、我々公務員は、その法に書いてあったり、あるいは条例等によって我々は、それについて執行している、それに沿ってやっているところでございますので、これは資料提供について、早坂議員だけの問題ではないと考えております。議員全員のかかわることでありまして、各議員に対して、統一した取り扱いを行えるよう、引き続き情報収集を行っていきたいというように考えております。

また、村議会の議会運営委員会等において、議員各位によります検討もなされているということも承知しております。その経過等について、情報提供していただきたいと。逆に、そういう情報を我々も提供していただければありがたいなど。

さらには、今現在、議会に設置されている議会の基本条例の特別委員会、これについても、これを議論させていただければありがたいというように考えております。

何でもかんでも我々はお出ししないということを言っているわけではなく、公平をもってやると。これは議会についても、あるいは一般住民からの内容についてであっても、情報公開条例に基づいて我々は実際やっているわけですから、公平にやっていきたいというふうに思っております。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） だから、まず二代表制の意味、何度も言いますが、これは議会と村長が活発な議論をして、お互い切磋琢磨しながら、村にとってのいい方策を導き出すというのが最大の大きな目的なんですよ。

それから考えれば、何度も言いますが、情報開示請求で出せる資料を議員個人に出すのは不平等だなんて、そんな考えが出てくるのがおかしいと私は思いますよ。なおかつ今まで、だからここ一、二年でしょう。そういう情勢になったのは。その前はそういうことなかったでしょう。ずっと長い間そうしてきたものを何で急に方向転換して、今みたいな、私に言わせれば口実というか、理屈なんだけれども、言い出すのかわからないんですよ。

そして、情報開示請求というのは、国民の知る権利に基づいてつくられてるわけですよ。知る権利なんです。あえて、国民は行政の情報を請求できるなんていう法律の条文はないんですよ。知る権利に基づいてつくられているわけなんです。

ならば、議員こそ、こんなこと言っていていいかわからないけれども、住民よりも議員は情報が必要なんです。そうでなければ、議員の役目が果たせないわけですよ。そんなことはすぐわかるわけでしょう。もう議論は平行線でしょうから、平行線ではないですよ。私のは正論だと思っています。ならば、もういつまで情報収集をして、結論を出せますか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 先ほど村長の答弁の中にもありましたけれども、まず議会において議会基本条例の制定に向けていろいろご議論をいただいているんだと思いますので、そちらでどういう規定になるかということも含めまして、結論を出したいというふうに考えております。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それはだめですよ。この前、その前もそうですけれども、執行は独自に情報収集すると言ったじゃないですか。ちゃんと情報収集してくださいよ。私もこの後やりますよ。今までは、それを執行がやってくれるんだと思って、やらないで済みましたけれども。やってください、必ず。それは約束できますね。いつまでにやるのか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 情報収集はこれまでも行わせていただいておりますので、引き続き行いたいと思います。いつまでというのは、先ほどお答えしたとおりでございます。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） では、何で先ほど私が、その内容を示してくれと言ったときに示さないんですか。情報収集しているのならば。では、この後、具体的にどこの市町村がどうだという資料を、調査をした資料を提出してください。

○議長（南 千晴君） 倉持副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 前も言いましたように、議員必携、これは全国町村議長会が発行している本でございます。この中の第2章で、議会の権限ということで、11の権限がうたっております。議決権から調査権、自律権等々11の権利が載っております。議会の権限として。

これらの権限はいずれも、議会という機関に与えられた権限であって、個々の議員に与えられた権

限ではないという点でうたっています。ですので、これは全国の町村議会ということで、全国の町村議会はこの議員必携を主に運営しているという解釈が言えると思います。

ですので、全国の議会でも、この個々の議員に与えられた権限はないということで、統一になっているという解釈をしております。

以上です。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） これを初めて取り上げるときだったから、もう1年ぐらいになるかな。よく全国町村議会の、名前忘れてしまいましたけれども、講演に来る方。私、電話をしました。そうしたら、その方がちょうど出ました。こういうことで聞きたいんだと言ったらば。その方は、要するに、そういう議員個人の資料請求に対して、応じていない議会は全国にどのぐらいあるんだと聞きました。そうしたら、それは把握していないと。

私どもが事務局にいたときに、余りにも資料請求が多いので、一度、要するにやめたということがありますと。そう答えていましたよ。

だから、ここに書いてあることが全国で行われていることの全てではないんですよ。そんなことは前から言っているじゃないですか。今もそういうことを話しているわけではないですか。これにのっとなるのではなくて、二元代表制の本質から考えたらどうなのかという質問をしているんですよ。そうしたら、そういう答弁をしてくださいよ。いいですよ、もう副村長、答弁は。

いつまで調査ができるのか、それだけ言ってください。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 話したとおりでございます。

議会におきまして、議会基本条例の制定に向けた審議、議論がなされていると思いますので、そちらと並行して作業を進めたいというふうに思っております。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それは余りにも、欺瞞でしょう。何度も、前回もそう言っているんですよ。要するに、情報収集をすると。その前も言ったはずですよ。情報収集をしてからルールをつくると。そう答弁しているんですよ。だから執行部自らやってくださいよ。情報収集を。おかしいですよ、今の答弁は。

もうきりがいいから、これでこの質問は終わります。いずれにしても、全く論理性がない答弁としか思えません。次の質問に移ります。

それでは、村長在任4年間で村の将来の発展につながる施策は、どのようなものが行われたか。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩いたします。

午前9時38分休憩

---

午前9時39分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

先ほどの早坂議員の質問に関しまして、補足の答弁があるということですので、許可をいたします。

総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 情報収集をおこなわないと私は言っておりません。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） だからいつまでと言っているわけでしょう。いつまでやるのかと聞いているんですよ。そうでなければ、いつまでたったって、情報収集をやっていますということになってしまっているのではないですか。いつまでか答えてください。そう言うなら。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） いつまでというのは、先ほどもお答えしたとおり、議会の基本条例の中にそういった規定を盛り込まれるのだろうというふうに承知しておりますので、そちらと並行してということでお答えをしております。

○議長（南 千晴君） 休憩いたします。

午前9時40分休憩

---

午前9時41分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 早坂議員がおっしゃることについては、私の公約と絡んでくるということに解釈していいかと思うんですが、よろしいですか。

○13番（早坂 通君） いや、公約は特には念頭にはないです。この4年間の、この文面のとおりです。

○村長（真塩 卓君） では、もっと詳しく、どういうことはどうのこうのとか、そういうことを言ってもらえれば、ありがたいんですけども。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩します。

午前9時42分休憩

---

午前9時42分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 私は、この質問を見させてもらって、公約とかそういうもので、いかに今後のものについてどうなるかと、それをやったかどうかということに解釈いたしまして、答弁をさせてもらいたいというように思います。

ご存じのとおり、私も、先日、栢井議員のほうにも回答させてもらいましたけれども、いろいろな公約をさせてもらいました。そういう中において、これは今後において、こういうものが必要だということ、私は公約を掲げさせてもらったところでございます。国保税の引き下げとか、給食費を順次引き下げますよと、防犯灯と防犯カメラをふやしますよという公約を、これは今後とも、これが村の将来の展望につながると考えております。

さらに、その詳細については、肺炎球菌ワクチンの問題、あるいは給食センター、上毛大橋からの延伸道路ということが、私も公約に掲げ、そしてこれは実現できたものと、今現在、上毛大橋のほうに延伸問題、あるいは給食センターとかコミセンの問題については、いろいろな中で、端緒はつけたけれども、実際に完成はしていないというところで、これは今後とも続けていかなければならない課題だというように考えております。

しかし、これについても、そのしっぼはつかんでおると、実績として、これが今後のこれからの村のためになる事業というように考えております。

○議長（南 千晴君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 確かに、今言ったことも全く村の将来の発展に関係ないとは言いません。ただ、私が言っているのは、例えば農業なら農業を何とか活性化するためにこういうことをするとか、産業なら産業を活性化するためにこういうことをするとか、例えば特別に人口増を狙っているなら、人口増を図るために、他町村と違ったこういう施策をするとか、そういうものを考えているわけなんですよ。

それで、そういう話が出ましたから言いますけれども、きのうも出ていましたけれども、前村政が補助金を獲得した、交付金になるんですけど、を獲得した、例えば榛東村の米をブランド化するという計画を立てました。しかし、それは精米機を買うことがひとつありましたよね。で、その精米機を買うお金は、子育て支援事業の關係に振り替えました。だから、この子育て支援事業自体が悪いと

はいいいません。ただ、榛東村の米をブランド化して、これがもし成功すれば、それなりの効果は出ることも期待ができたわけです。そして、きのうのニュースでもやっていたけれども、今、結構、米をブランド化するということが各地でされているみたいなんです。

だから、そういうようなことを何かやってきたかということと、もう一つは、問題なのは、何かきのうの答弁だと、精米機予算を子育て支援事業に振り替えたことは、本当に変更してよかったというふうに言っている答弁していますけれども、でもそれほど喜ぶことでもないわけでしょう。産業のほうはこれにしたんだから。その後、そちらのほうに手を付けなければいい。

もっと逆に言いますと、その精米機をブランド化することを試みて、その後、そういう次年度にでも子育て支援事業の予算を獲得すればよかったわけですよ。あの時期はたしか5年ぐらい続いたわけですから。そういうことをしないで、産業活性化する、農業を活性化する施策を潰しておいて、その後のフォローは何もしていない。これは、いかにも村として、長として納得できない。なおかつ、その運用は違法な運用でした。これは、私は総務省からも確認をとっているし、内閣府は担当だから、間違いですとは言いませんけれども、私に担当はこう言いました。早坂さん、何とか村と話し合って、ほこをおさめてもらえませんか。だから、明らかに違法な運用だったんですよ。私が指摘したように。

そういうことをしておいて、そのフォローは何もしていない。これはすごく私は、おかしな話。村としても、職員の皆さん少し考える必要はある問題だと思います。村長、本当に真剣にこの問題捉えて、今後の行政に活かしてもらいたいと思うんですよ。いかがですか。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 昨日もお答えさせてもらいましたけれども、精米機を買って金芽米をつくるということだと思います。これは、金芽米がブランド化になるかということ、そうではない。私は思っております。

そうした中で、ふるさと納税の返礼品として金芽米をやましようという、一部でございました。しかし、その内容について、一千何百万もかけて、その特許があるというような精米機を買って、その費用対効果、これはいかなるものであるかということで、それらを、その金額を総務省とちゃんと相談して、これを……。

〔「内閣府だよ、内閣府」の声あり〕

○村長（真塩 卓君） いや、とりあえずは総務省との話をしたり、内閣府とやりとりをして、それをつくる機械を、精米機を買う、そういうことの事業より、子育て支援、ワクチンとかそういうものに使ったほうが、これのほうが榛東村で言っているように、内容を変えても住民のためになるのではないですかと。

先ほど、早坂議員は、内閣府とかそういうものが、違う答弁をしたということでございますけれども、私のほうが聞きたいぐらいです。どこの誰が、どういうことで、それを言ったか。後で早坂議員、

私のほうに一緒に行ってくださいということを行いました。そんなことを言う国は、私はないと。ちゃんとそういう手続をとって変更しているわけですから、これについて、違う、国とかそういうものに対しても、了解をとった上でやっていますから。

子育てとかそういうものは、後でまた予算をとればいいではないですか。精米機とかそういうものを買って、ブランド化するためのそれをやって、そちらのほうをやってから、またやればいいじゃないですか。私は逆だと思う。まだこの場でも、それを変えて……。

○13番（早坂 通君） あのね、もし言うのなら、名前ちゃんと控えていますから。一緒に行くなら行きましょうよ。

○村長（真塩 卓君） いや、行きません。そんなところ、そんなことを言って、それを買うことより、そのときに一番必要な子育てとか、そういうものを重点に私はやったほうが良いということをやったわけです。

○13番（早坂 通君） だから、違法な運用をして、事業を潰したということなんですね。

○村長（真塩 卓君） 違法ではありません。

○13番（早坂 通君） だから、名前を総務省の人、内閣府を……。

○議長（南 千晴君） 時間がもう、一般質問の時間は終わりましたので、答弁が終わりであれば、これで終了したいのですが。

○村長（真塩 卓君） 絶対、違法ではございませんし、それだけの手続をとっておりますので、それは私のほうで間違いございませんので。

○議長（南 千晴君） 以上で13番早坂議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を10時10分といたします。

午前9時52分休憩

---

午前10時10分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

質問順位6番川田敏彦議員の一般質問を許可いたします。

5番川田敏彦議員。

〔5番 川田敏彦君登壇〕

○5番（川田敏彦君） 皆さん、おはようございます。

5番、日本共産党、川田敏彦です。

質問は3問です。

1問目は、学童保育、指定管理の学童保育についてです。きのうの議会で、新しい指定管理者が決まりました。それについての質問です。それからあわせて、現指定管理者に対して、今、文教厚生常任委員会で討議中です。それについての質問です。

それから2つ目が、学童保育の保育料の軽減についての質問をします。

それから3つ目が、会計年度任用職員制度、非常にわかりにくくて、自分も言っているのちょっとわからなくなってしまうんですけども、非正規職員の雇用の制度と、こういうふうに理解してもらえば、そういうふうに思えば、わかりやすいんですけども、上の人は私たち国民にわかりにくい言葉を無理に使わせるのかななんて、ちょっと疑問に思うんですけども、その新しい会計年度の任用職員についての質問、以上3問をする予定です。

以下、自席で質問させていただきます。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 5番、川田です。

1問目の指定管理の学童保育についてです。

きのうの議会で、新しい指定管理者が決まりました。これは、全員一致、全員賛成で決まりました。新しい指定管理者は、榛東村の社会福祉協議会ということになります。きのうの議会で、新しい管理者の申請書を、これを資料で見させていただきました。これを今回の事業に合わせて、事業計画書、これが出ました。

それに基づいてなんですけれども、この事業計画書、これがきのう、社協は3年分出してくれたんです。3年間という指定管理を受けたということで。これは、事業をどういうふうにやるかということなんです、改めて見直しまして、今回の現指定管理者のことで、今回保護者からいろいろな声が挙げられていましたけれども、それに応えるような内容、反映されているというふうに思います。

社協のこの事業計画書、31年度の最初のところに、管理運営を行うに当たっての経営方針というところがあります。そこに、ここにあるのでちょっと紹介なんですけれども、本会、社協ですね、本会は村内における地域福祉事業推進の担い手として作成した、榛東村地域福祉計画並びに地域福祉活動計画に掲げる、子どもから高齢者まで年齢や性別、障害の有無にかかわらず、誰もが住みなれた地域において、地域の支え合いにより、安心して豊かな生活を送り続けられること、これを目標として、包括的に関係機関、団体と協力、連携し、地域住民とともに運営を行いますと、ここにあります。

これについては、こういう方向でやってもらうということで、期待をいたします。

それから、今回保護者から出された校庭内、外で遊ばせてほしいという要望がありました。それについて、安全・安心からの管理運営の具体策など特徴的な取り組みの中で、学童保育所内、屋外での安全面についてというところで、ひとつ設けてありまして、屋外活動では必ず指導員が付き添い、俯瞰的に観察しますと、こういうふうに屋外活動も位置づけているということになります。

また、施設の運営については、保護者や利用者の声を聞くということも、項目を挙げてやっています。例えば、施設の運営について、ここで利用者等の要望の把握及び実現策というところでもあります。ちょっと紹介させてもらいますと、保護者から気楽に相談や要望できる体制を日ごろから構築し、必



要に応じて面接など各種方法により、要望をお聞きします。また、アンケート調査等を活用して、より詳細なニーズ把握に努め、対策については早急に検討し対応しますと、こういうふうにあります。

それから、保護者との関係、これもその中にあります。学童保育所と家庭との連絡、相談、連携を重視し、お互い伝え合いを基礎とした信頼関係の構築に努めます。それから、苦情に対しては、本会苦情対策要綱、これに基づいて、必要に応じて苦情対策第三者委員会による聴取により対応すると、こういうふうにあります。

また、地域との連携のところでは、本会が運営する老人福祉施設、それから障害者施設や、他市町村、学童保育所との交流も積極的に行い、常に一歩進んだ学童保育所運営を目指しますと、こういうふうにあります。

それから、予算書も出ているんですけども、詳細に予算書が出ています。こういう事業計画書が出ました。

そして、村は、今度はこの指導計画書に基づいて、協定書があります。これに基づいて、どういふふうに対応するかというのがあります。これは、現管理者との村との関係で、この間、村の監督指導が不十分であったのではないかとということがありました。これは、この間の議会の中でも、執行の答弁の中で、監督が不十分だったと。それから、収支報告書をよく確認していなかったと、そういうのが答弁で出されています。そういうことのないようにしてもらおうというのがあります。

例えば、高崎では、学童保育に年2回書式がありまして、それに基づいて報告をさせるんです。それから、担当職員が現場に行って、実際に帳簿なんかを見るんです。それを年に何回かやるんだということなんです。そういうことがあります。

なので、これは、村長さんにぜひそれを確認したいんですけども、ちゃんとした指導管理があれば、前の管理者だって、こういうふうにはならなかったかもしれないんです。ですから、指導管理をどういふふうにしていくか、そのお考え、これを聞きたいと思います。

○議長（南 千晴君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今、川田議員からのご質問がありました。詳細については、また担当課長のほうから答弁させますけれども、今までの現指定管理者との間に、村との指導管理というものがおろそかであったということは、本当にここで謝罪をしたいと、今後はそれらを踏まえて、今度の新指定管理者に対して、十分監督、あるいは、これは内容そのものプラス金銭面についても、これから十分させていくということを私のほうからお約束をしたいというふうに思います。

そのほか、私どもをもって、本当に監督の行き届かない、保護者の考え方や、あるいは子どもたちとの接触等を含めて、これも十分、未来の子どもたちを育てるわけですから、そういう中でやっていきたいということは、謝罪とともにここでお約束をしたいというふうに思います。その内容については、担当課長のほうから説明させていただきます。

○議長（南 千晴君） 山本住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 新しい指定管理者への監督指導の中の事業計画書に基づく運営というところでございます。

地方自治法第244条の2第4項では、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲、その他必要な事項を定めるものとございます。昨日、議決をいただいた指定管理者と、今後協定書を締結し、地方自治法及び榛東村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、改めて事業計画書が提出されることになると思います。

今、ここに、先ほど川田議員がごらんになっているものは、これはあくまでも選定委員会に提出されたものでございます。改めて、事業計画書作成については協議を行い、実効性のあるものを制作していただきたいと思っていますし、その事業計画書に基づく運営についてということでございますが、学童保育所の運営については、監督指導という立場もございますが、多分、この部分が現指定管理者との間でなかったことかもしれないんですけども、協力体制も築いていきたいと考えておりますし、保護者の意見等も耳を傾ける、そういった体制もつくっていくよう、指導していきたいと思っています。

以上です。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 先ほどの村長、課長の答弁をしっかりと今後やっていただきたいというふうに思います。

また、事業報告書が、これは年度ごとに出されますから、それに基づく監査、点検、それから具体的な内容も、今度は社協ですから、村との協力関係があるところですから、日常的にもいろいろな、議会も含めて話し合いとか懇談会、そんなものもできるかと思えます。

また、監査点検のほうをお願いしたいと思います。

それから、保護者会準備会有志一同から提出された要望書というのが、これが村長、議長宛てに、今月21日に出されました。また、27日、きのうには議員宛てにも送られました。これらの内容も、保護者の声ということで検討していきたいと、いただきたいというふうに思います。

それから、次に、現管理者、まだ3月31日まで、今指定管理をしています。これは、管理協定書に基づいて、責任をもって3月31日までやっていただくということになります。

これは現在、文教厚生常任委員会も、いろいろ調査、確認、これはまだ途中なんです。執行のほうのこの前の話ですと、もう間違いはないんだという話をされています。しかし、では、どこがどういうふうにといいるところまでには、まだ委員会の中で十分されていないんです。それは、最後まできちんとやってほしいというふうに思います。それについて、これも村長、お願いします。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 現指定管理者についての、まだ3月31日まで川田議員おっしゃるとおり、あります。これの、引き続き子どもたちの接触、あるいは今後についての内容について、いずれにしても3月31日まで契約はありますので、それについては、よく話をしていきたいと。それが終わった段階で、また決算報告とか、そういうものは予定どおりの計画どおりの日程で、ちゃんと正しくそれを精査するという事は、これは公務員とすると当たり前のことだと私は考えております。今後についても、それは徹底していきたいというように思います。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） ありがとうございます。

それとあわせて、この間出されている修繕の問題もあるんです。私も前、見せてもらったんですけども、床の問題だとか、それから電灯の防護カバーの問題とか、何か幾つか出されていますので、それも今年度中に、住民生活課は把握していると思うんですけども、責任をもってそれも修繕修理やっていきたいというふうに思います。

それから、次に学童保育料の軽減対策の質問。

〔発言する声あり〕

○5番（川田敏彦君） いや、いいです。要望だけ、確認だけです。

学童保育料の軽減対策ということなんですけれども、学童保育料の軽減対策。これも非常に重要な問題だというふうに思います。これは、第6次榛東村の総合計画でも、これは何度も出されるんですけども、子どもに夢をと、みんなに福祉と安心をと、これは10年後の将来像を見て言っているわけです。それから、子どもに夢を与えられるようなと。

それと、子育てのところも、この計画書を見ると、学童保育書は、平成32年度にはもう一カ所つくるといふ計画なんです。これは、実際の需要とか人口とか、そういう関係がありますから、これはあくまでも計画なんですけれども、今後ふえていくと。ふえていくのはこれは間違いないわけです。

さらに、この総合計画の中に、子どもの貧困対策もあります。貧困対策の中の課題として、経済的支援等を行いますと、こういうふうにあるわけです。ですから、どの家庭も安心して子どもが預けられるようにと、これは村の大きな方針になっているというふうに思います。また、人口対策からも、榛東村の自然のいいところ、それから、前橋、高崎、渋川の近いというところで、働きやすい地形にあるということ。それに加えて、村長、この間言っている子育ての支援、こういうこと、大事なことになると思います。

きのうも給食費の無料化の問題、ふるさと納税の問題も出されました。ふるさと納税の使い方、こういうふうに使いますというのがあるわけですね。その中に、榛東村いいところだと、納税のこ

れを子育てに使うんだということを言って、この納税もふやしてもらって、そしてこれの子育てに使ってもらえればというふうに思います。

質問なんですけれども、具体的には、2人目からの軽減措置とか、それから減免制度の明文化とあるんです。生活保護世帯、これはもう無料ということになっています。しかし、それ以外の今の条例を見ますと、生活保護、これはもう減免と、こうなります。しかし、村長が特に認めた場合というのがあって、曖昧なものがあるわけなんです。これを明文化してほしいというのが1つです。

時間がちょっとありませんので、ちょっと村長にお聞きしたいんですけれども、学童、今、200人ちょっとです。これはうぐいすも含めてです。ですから、人口からみると、大きな人口ではありません。2人目、2人預けている家庭、それから前年度住民税非課税世帯、それからひとり親家庭ということになると、これはもっと数がぐっと少なくなります。ですから、村の予算から見れば、本当に微々たる額で、これができるということにもなります。

村長が、教育、子育てというのを重視しているということですので、これについて、どういうふうに考えているか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 川田議員がおっしゃるとおり、やはり学童保育に預ける人たちは、それなりの理由があって預けてもらっているわけです。これは、昼間、共働きとか、あるいはいろいろな考えの中で、それをやっていると思います。これらについて、2人目から減免というようなことについては、これからの検討課題ではないかなと私は思っております。これをここで、こういうふうにしますということが言えないのが残念でございますけれども、これについては検討をさせてもらいたいと。

あるいは、明文化の問題ですけれども、確かに減免制度について、非課税世帯とかそういうものがありますけれども、その他村長が認める者ということが確かにあります。これについても、はっきりと村長が、ではこの人はやりましょう、この人はだめだということを決められるものではございません。村長が認める者というのは、この明文化とかそういう中で制定されない、だけど、急に出てきた問題について、把握しなければならない、やらなければならないというための村長が認める者ということで書いてあるところでございます。これは、いろいろな条文にも、そういうものが書かれるのが通常でございます。

そのほか、いろいろな面について検討していくと。ふるさと納税を使用するとかそういうものについても、これからの検討課題にさせてもらいたいというように思います。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） ぜひ検討をよろしくお願いします。

検討するに当たってなんですけれども、若干ちょっと紹介させていただきます。

学童保育の料金なんですけれども、榛東村は今7,000円なんですけれども、全国のを見たら月額4,000円から6,000円、これが最も多いところなんです。それから、市民税の非課税世帯、これは36.5%が軽減をしています。それから、所得税の非課税、それから市町村民税非課税世帯、これはもう10.2%が軽減している。それから、就学援助受給世帯、これは25.1%が軽減をしています。それから、ひとり親世帯、これは34.1%が軽減しています。それから、兄弟姉妹利用世帯、これが2人いるところなんです。これは55.4%が軽減をしています。

また県内も、高崎市も2人いた場合、7,000円を第2子以上は3,500円でした。それから、安中も、前年度の市町村民税が非課税の世帯、これは2分の1、それから前年度の市町村民税が非課税の世帯、かつひとり親世帯、これは免除になっています。それから、伊勢崎市は、市民税非課税世帯、これは2分の1、こういうふうはかなり県内でも進んでいます。みどり市もです。こういうふうにあります。

ですから、これもぜひ参考にして、県内の状況も調べて検討をしていただきたいというふうに思います。

次に、3問目に移ります。

先ほど言った会計年度任用職員制度。本当にわかりやすい言葉がないかと思うんですけども、これは非正規の職員、特に地方公務員の今後の位置づけということになるというふうに思います。これは、地方公務員の働き方改革の中心的な今度の課題ということになります。

これは、榛東村議会が12月議会で、非常に先進的にこれを請願を採択して、国に意見書を出したんです。これは総務産建でこれを採択しました。これは、群馬県35自治体にこの請願が出されて、採択したのは5自治体だけです。榛東、長野原などです。これは非常にすばらしい動きだったというふうに思います。

これを改めて見てみます。これは会計年度任用職員制度施行に伴う臨時非常勤職員の地位、待遇改善を求める意見書です。短いのでちょっと読みます。

2016年に実施した総務省調査によると、自治体で働く臨時非常勤職員は、全国で64万人とされ、今や自治体職員の3人に1人が臨時・非常勤職員である。職種は、行政事務職のほか、保育士、学童指導員、学校給食調理員、看護師、医療技術者、各種相談員、図書館職員、公民館職員、学校教育など多岐にわたり、その多くの職員が恒常的業務に就いており、地方行政の重要な担い手となっている。

こうした状況を受け、2017年5月11日には地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立し、新たに「会計年度任用職員」制度が導入されるなど、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇が求められている。ここですよね、均等待遇と。

2020年4月の法施行に向けて、各自治体においては、任用実態の調査、把握のほか、関係条例・規則等の改正や新たな予算確保などが必要になっており、行政サービスの質と量の維持や臨時・非常勤職員の待遇改善、任用の安定の観点から、下記、要望するというふうにあります。

平成30年12月11日、群馬県北群馬郡榛東村議会、議長、南千晴ということで、国の機関に送りました。

た。

この内容は非常に大事だというふうに思います。

この働き方改革、これもいい面もあるかと思うんですけども、ちょっと大変な面もあるかというふうに思います。今まで非常勤の職員がちゃんとした条例の中に位置づけられなかったのを位置づけるということはあるんですけども、これを機会に、会計年度職員、非正規にされていくという危険もあるわけです。それも国の狙いというのはあるかというふうに思います。ですから、そこは注意をしてやっていくと。

それから、マニュアルを見ますと、今度は正職員というのはどういう人が正職員かということになると、こういうふうにあるんです。組織の管理、運営自体に関する業務や財産の差し押さえ、許認可といった権力的業務などが想定されると、こういうふうに言っていますので、それ以外の人が窓口だとか、ほかの事務をしている職員なんかも、今の正職員も含めて会計年度職員にされていくと、こういう可能性はなくはないんです。ですから、そこは注意をして運用をしていただきたいと思います。

この会計年度の任用職員、現在計画をしているところだと思いますけれども、増減の計画というのはどういう計画があるでしょうか。

○議長（南 千晴君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 平成29年に地方公務員法の改正が行われまして、今、議員らのご説明いただいたとおり、会計年度任用職員というのが新たな制度として地方公務員法に盛り込まれたということでございます。

この会計年度任用職員の中に、任期の定めのない常勤職員、それから任期つきの職員、臨時非常勤職員という3つの区分ございまして、現在、村で臨時的任用を行っております職員の皆さんについては、このいずれかの区分に該当するかということをご案内いただいております。また、まずは具体的に31年度から32年度に、どれほどの増減があるのかということについては、まだ検討中でございます。今後各所属に対するヒアリング等を実施していきまして、具体的な数字を決めていくという予定としております。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） これは今検討中ということとされているということです。

では、ほかのところも検討中だと思うんですけども、大きな方向でいいんですけども、制度移行に当たって、非常勤や臨時職員の雇用の保障、それから、勤務経験を考慮した選考、それについては、村長、どういうふうにお考えでしょうか。構え、お願いします。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 会計年度任用職員につきましては、基本的には、継続という考えはなく、もともとの制度が会計年度ですから、1年度の任用になるということの制度だったということでございまして、任用に当たっては、面接や書類選考等、競争試験、あるいは選考というのを実施するというのでございまして、1年の任期つきと言っていいかもしれませんが、その会計年度任用職員について、例えば2年目以降について継続して雇用をするということではございませんで、改めて、競争試験、あるいは選考を行うということでございます。

また、今回、地公法に関係規定が整備されたところございまして、我々一般職の職員につきましては、既に人事評価というのを実施しているわけでございますけれども、新たな会計年度任用職員につきましても、人事評価を行った上で、再度任用というのでしょうか、2年目、3年目というようなことになっていくものでございます。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 次に、非常勤と臨時職員の時給の問題なんですけれども、私たちは同一労働、同一賃金というのを要求しています。これは、この前、ベトナムの副主席、この前、榛東村に来て、そしてベトナム人労働者のところを視察に来ました。そのときのことを高橋県議が新年の挨拶で、同一労働で同一賃金と、これを実行しているんだということを誇らしく言っていただけなんです。それは本当にそのとおり、いいことだというふうにも思います。

これが正職員、私たちから見ると、役場を見て、どの人が非正規の人かなんていうのはわからないんです。これは、前に総務課からもらった資料によりますと、平成29年度で、村長部局で21人非正規の人がいるわけです。同じように仕事されているわけです。この時給の点、これは幾らかというのと、それから正規職員、これは同じように時給に直したときに幾らか、これをお伺いします。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 今の時点ということでしょうか。申しわけございません、資料をちょっと持ち合わせておりませんので、ちょっとお答え、後ほどでもよろしいでしょうか。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 今、資料なくても、大体あれですよ。8割とか、何割ぐらいだとかというのは、大体でいいんですけれども、出ますか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 臨時的任用職員、現行の制度の臨時的任用職員につきましては、職務内容等に応じて、時給の方、それから日給の方、あとは月極めというんでしょうか、月給の方と、いろ

いろな職種といいましょうか、ございまして、正規職員の何割程度だというのも、ちょっとこの場でお答えはできませんので、後ほど資料は提供させていただきたいと思ひます。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） これは、榛東村の臨時的任用職員募集についてという、回覧板で回ったのをコピーしたやつなんですけれども。それを見ると、815円というのが一番低い額です。これで、群馬県の最低時給の平均が843円なんです。それで見ると、平均よりも低いという額になります。

これ、検討をしていただきたい、正確な資料ができたらまた、きょうはできませんけれども、検討をお願いしたいというふうに思ひます。

それから、非常勤臨時職員の昇給の制度というのはあるんでしょうか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） これも現在のということによろしいでしょうか。

現在は昇給制度はございません。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 昇給制度も、見ましたら私たちと同じぐらいの規模の自治体もしているところあります。甘楽町だとか、草津だとか、板倉だとか、千代田だとかあります。これもぜひ参考に検討をしていただきたいというふうに思ひます。

それから、非常勤と臨時職員の処遇改善についてですけれども、諸手当というところで、村の諸手当、正規職員を見ますと、扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当、管理職手当、それから管理職員特別勤務手当、それから期末手当、勤勉手当と、こういうふうにいっぱいありますけれども、非常勤でついている手当というのは、どういふのがあつるのでしょうか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） これも現時点によろしいでしょうか。

現時点では、時間外勤務手当、それから期末手当でございます。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） それで、休暇の制度で、産休とか育休ではどうでしょうか。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 現行はございません。



○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 手当につきましても、同一労働、同一賃金ではありませんけれども、仕事は同じようにしている職員、いるわけです。それは、時間はずれている人もいるかもしれませんが、一日勤めている人もいるわけです。これらの要求と、これも大きいものがあるかというふうに思います。

例えば、産休や育休などについても、やっているところはやっているわけです。群馬県内でも、産休を臨時職員、それから非正規職員に与えているところは、35自治体のうちの17自治体が与えてあります。それから、育休についても、12の自治体が与えています。

それから、それぞれの手当についても、積極的にやっているというところがあります。ちょっと見たところも、例えば通勤手当なども、これは過半数以上の21自治体がついているんです。

そういう点から見れば、この会計年度任用職員の移行とあわせて、非正規、臨時職員の処遇改善というのを検討していただきたいというふうに思いますが、村長の考え方をお願いします。

○議長（南 千晴君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） ただいま、総務課長のほうから、現時点とわざわざ申し上げましたけれども、現時点ではそれはないということは、確かにそうです。

一番当初、川田議員がおっしゃったように会計年度任用職員制度、私もよくわかりません。もっとわかりやすいものをつくってもらいたいんですけども、実際、これらについても、32年度から、これについても行うということになっておりますので、私のほうからも産休制度とか、そういうものについて、年次有給休暇等も含めて、あと通勤手当、そういうものを含めて検討するよにということとで指示を出しております。

今後についても、そのようにしていったら、今、担当の総務課長からはそこまで言えないと思うので、私のほうからお答えさせてもらいますけれども、そういう指示を出しております。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） この会計年度任用職員制度、これから執行に当たって、改めて公務員、公務というのを考えてみたいと思うんです。

村長が年頭挨拶でされました、初心に戻るといわれるのを言われました。私はそれを聞いた時に、公務、公務員、教職も含めて、住民の福祉、それから全体の奉仕者、本当にそこに返るんだというふうに言ったというように私は聞きました。

きのうの村上議員の質問の答弁でも、それは住民に背を向けるのではなくて、顔を向けるんだと、こういう意味で言ったんだというふうに言われました。私は本当にそれは歓迎です。そういうふうに公務の公務員が、初心に戻ろうと、こういうふうに提起してくれたと、これは非常に喜ばしいことだ

というふうに思います。これを本当に実行していただきたいというふうに思います。

私は、公務について、本当に高い倫理性、高い使命感を持った職種だというふうに思います。これは、特殊な職種だと、教職も含めて、思います。ですから、この人たちの労働の保障というんですか、これは非常に大事です。

特に私は、日本国民が思ったのは、東日本大震災のときです。あのとき、村長や町長をはじめ、村の幹部がみんな亡くなってしまった自治体もあるわけです。それを職員たちが、みんなで歯を食いしばって頑張ったわけです。

そこに、そして全国からも支援に行きました。これは自衛隊、消防、警察官、もちろんですし、それとあわせて各市町村からも行ったんです。これはもうみんな、皆さん当たり前のことですが、私たち市民も、そういうのをニュースで見たり、それから雑誌で見たり、あとで聞いたりして、非常に全国から行って、そして自分の専門知識をその自治体で助けた、援助をしたわけです。そういう公務というのが、本当にすばらしい職種なんだというのを国民は見たわけです。

ですから、そういう原点に戻るのとあわせて、働きやすいような働き方と、それから職員が本当にいきいきと仕事ができるような体制というのですか、中の空気といいますか、そういうのも含めて、そういうものを望みます。

以上、質問と要望と感想もちょっと含めて、最後言わせてもらいましたけれども、これで質問を終わりにさせていただきます。

○議長（南 千晴君） 以上で5番川田議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を11時15分といたします。

午前10時58分休憩

---

午前11時15分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

ここで、先ほどの一般質問の中で、川田議員が発言の訂正をしたいという申し出がありましたので、発言を許可いたします。

5番川田敏彦議員。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 先ほどの質問の中で、私が間違ってしまったところがありますので、訂正させていただきます。

第1問目のところ、学童保育の指定管理のところ、保護者からというふうに言ったんですけども、要望書です。これは正確には、保護者会準備会有志一同ということです。その声と、その保護者の人たちと、こういう意味です。

それからもう一つ、会計年度任用職員の質問の中で、非正規の人の産休と育休についての質問の中

で、全県35自治体の中で、産休がある自治体が17、それから育休がある自治体が12です。それを両方とも産休というふうに、両方言ってしまいましたので、産休17、育休12自治体、こういうふうに訂正させていただきたいと思います。

○議長（南 千晴君） 川田議員より、発言の訂正の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり訂正することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、発言を訂正することといたします。

---

◇

**◎日程第2 議案第4号 榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について**

○議長（南 千晴君） 日程第2、議案第4号 榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第4号の説明を申し上げます。

議案書につきましては、1ページから46ページになります。議案参考資料は1ページでございます。まず、議案参考資料1ページをごらんください。

改正の概要は、要介護高齢者の長期療養と生活介護を提供する介護医療院が新設されたこと及び運営に関する基準に身体的拘束等の禁止について加えることです。これは、利用者の生命、または身体を保護するため、緊急、やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならないことが追加されました。

また、事業の人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準についても、詳細を定めることとされております。改正部分が広範囲にわたり、また規定の追加、削除、移動等が大幅で、一部改正の方式によっては、改正が複雑でわかりにくいため、全文改正方式としました。

議案書2ページをごらんください。

地域密着型介護予防サービスは、要支援認定を受けた人が利用できるサービスでございます。目次にありますように、3種類のサービスがございます。

3ページをお願いします。

第1章の総則では、趣旨、定義、指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則が定められております。

4ページからは、第2章、介護予防認知症対応型通所介護の基準等を定める内容でございます。このサービスは、認知症の方を専門とした通所介護サービスになります。

21ページをごらんください。

21ページからは、第3章として、介護予防小規模多機能型居宅介護の基準等を定めるものでございます。このサービスは、同一の介護事業者が通所介護を中心に訪問介護及び必要なときに宿泊もできるサービスを一体的に提供するものでございます。

次に、36ページからですが、第4章としまして、介護予防認知症対応型共同生活介護の基準等を定めるものでございます。

このサービスは、要支援2の認知症高齢者が共同生活を送りながら、日常生活の介護を受けられる小規模の施設介護となります。

45ページをお願いします。

附則でございます。

施行期日は、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第4号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第4号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

◇

### ◎日程第3 議案第5号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第3、議案第5号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第5号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について説明申し上げます。

議案書につきましては、47ページからお願いします。議案参考資料2ページをお願いします。

改正の概要ですが、こちらは高齢者と障害児・者がともに利用できる共生型地域密着型サービスと、要介護高齢者の長期療養と生活介護を提供する介護医療院の新設されたこと、及び議案第4号と同様に、運営に関する基準に身体的拘束等の禁止について加えることとさせていただきます。

また、第4号と同様に、事業の人員に関する基準等についても、詳細に定めることとされており、改正部分が広範囲にわたり、また規定の追加、削除、移動等が大幅で、一部改正の方式によっては改正が複雑でわかりにくいいため、全部改正方式といたしました。

議案書48ページをお願いします。

地域密着型介護サービスは、要介護1以上の認定を受けた方が利用できるサービスでございます。サービスの内容は、目次でございますように9種類のサービスがございます。

50ページをお願いします。

50ページには、第1章、総則として、趣旨、定義、指定地域密着型サービスの事業の一般原則が定められております。

51ページからは、第2章、定期巡回随時対応型訪問介護・看護の基準等が定められています。このサービスは、日中夜間を通じて、1日複数回の定期訪問と緊急時の随時訪問による介護と看護を一つの事業所で一体で提供するサービスでございます。

69ページからは、第3章、夜間対応型訪問介護についての基準等を定めるものでございます。こちらは、夜間の定期的な訪問や、緊急時の随時訪問による介護を提供するものでございます。

次に、第60条からですが、第4章、地域密着型通所介護の基準を定めるものでございます。ページは、75ページです。こちらのサービスは、施設に通う利用者に食事や排せつの介助、リハビリやレクリエーション等を提供するものでございます。

92ページをお願いします。

92ページは、第5章、認知症対応型通所介護についての基準を定めるものでございます。これは、認知症の方を専門とした通所介護のサービスになります。

続きまして、99ページをお願いします。

第6章、小規模多機能型居宅介護の基準等を定めるもので、こちらは同一の介護事業者が通所介護を中心に訪問介護及び必要なときに宿泊できるサービスを具体的に提供するものです。

続きまして、113ページをお願いします。

第7章、認知症対応型共同生活介護の基準等を定めております。こちらは、認知症高齢者が共同生活を送りながら、日常生活の介護を受けられる小規模の介護施設のサービスについて定めてあります。

続きまして、121ページをお願いします。

第8章、地域密着型特定施設入居者生活介護の基準等について定めるものでございます。こちらは、定員30人未満の小規模な介護専用の有料老人ホーム等で、少人数の入居者に対し、サービスを提供する施設でございます。

続きまして、131ページをお願いします。

第9章としまして、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護についての基準等を定めるものです。

利用者29人以下の特別養護老人ホームにおいて、食事や排せつ等の介助等やリハビリ、レクリエーション等を提供するサービスでございます。

154ページをお願いします。

第10章としまして、看護・小規模多機能型居宅介護の基準等を定めるものでございます。こちらは、小規模多機能型居宅介護のサービスに、訪問介護が加わったもののサービスとなります。

次に、164ページをお願いします。

附則でございます。施行期日としまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第5号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。



#### ◎日程第4 議案第6号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第4、議案第6号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 議案第6号について説明申し上げます。

議案書は168ページ、議案参考資料は3ページでございます。

議案参考資料により説明申し上げます。

平成19年度から半減して支給することとしてまいりました住居手当につきまして、村内に所在する住宅を借り受けている場合に限り、満額支給とするものでございます。

施行日につきましては、本年4月1日からとするものでございます。

本年2月1日現在におきまして、対象職員は3名おります。この改正による所要額は39万8,000円でございます。この所要額については、平成31年度予算に計上してございます。

以上、ご審議の上、お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第6号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第6号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第6号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第5 議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第5、議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 議案第7号について説明申し上げます。

議案書は170ページ、議案参考資料は5ページでございます。

議案参考資料により説明申し上げます。

この条例で定められております産業医の報酬額につきまして、医師会の基本報酬額に基づき、改定を行うものでございます。

現行は年額6万円でございますが、これを月額2万円に改定しようとするものでございます。

施行日につきましては、平成31年4月1日からでございます。

所要額につきましては、平成31年度一般会計予算に計上をしております。

以上、ご審議の上、お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

13番早坂通議員。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 確認なんですけれども、今、月額6万と言ったと思うんだけど、年額だよ。書いてあるとおりね。はい。

○議長（南 千晴君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 年額6万円でございます。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第7号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第7号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第6 議案第8号 榛東村消防団設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第6、議案第8号 榛東村消防団設置条例の一部を改正する条例の制定



についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第8号について説明申し上げます。

議案書は172ページ、議案参考資料は8ページでございます。

議案参考資料により説明申し上げます。

消防組織法において、条例で定めることとされている事項について、今回整理を行うものでございます。

9ページに新旧対照表がございます。

まず、題名でございますが、これまで消防団設置条例という名称でございましたが、消防団設置以外に関しましても、条例で規定する必要があることから、今回の改正で榛東村消防団に関する条例と題名を改正をいたします。

また、第1条におきまして、根拠法であります消防組織法の各条項を明記させていただいております。

消防団の設置、それから名称及び区域につきましては、第2条、第3条に規定をいたします。

また、消防団員の定員につきましては、第4条で規定をいたします。

消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務、その他身分取り扱いに関する事項につきましては、第5条から第15条までで規定をし、今回整理をさせていただいております。

施行日につきましては、本年4月1日からとさせていただいております。

以上、ご審議の上、お認めいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第8号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第8号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第8号 榛東村消防団設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

### ◎日程第7 議案第9号 榛東村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第7、議案第9号 榛東村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小池教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 小池賢一君発言]

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 議案第9号について説明をさせていただきます。

議案書は177ページ、議案参考資料は14ページでございます。

概要としましては、村民プールに関連する記載の削除及び榛東村体育協会が名称変更して4月1日から榛東村スポーツ協会となることに伴う表記の変更でございます。

ご審議の上、お認めいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第9号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第9号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第9号 榛東村社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

て、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第 8 議案第 10 号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第 8、議案第 10 号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口上下水道課長。

[上下水道課長 山口誠一君発言]

○上下水道課長（山口誠一君） 議案第 10 号について、ご説明申し上げます。

議案書 179 ページからとなります。お手数ですが、議案書 180 ページ、あわせて議案参考資料 24 ページをごらんください。

24 ページにおいてご説明させていただきます。

趣旨、目的につきまして、平成 31 年 10 月より実施予定の消費税 8 % から 10 % への引き上げに伴い、下水道使用料に係る消費税相当額を改正するものです。

改正条例部分につきましては、条例第 18 条第 1 項、表の全部改正でございます。

議案書 180 ページ中段をごらんください。

附則でございます。この改正条例の施行日は 31 年 10 月 1 日とし、経過措置としまして、平成 31 年 10 月使用分の使用料から適用するものとし、同年 9 月使用分までの使用料については、従前の例によることとしております。

以上で、議案第 10 号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 10 号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第 10 号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第10号 榛東村下水道条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

### ◎日程第9 議案第11号 榛東村消防団員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第9、議案第11号 榛東村消防団員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第11号について説明申し上げます。

議案書は181ページ、議案参考資料は26ページでございます。

議案参考資料により説明申し上げます。

新旧対照表が参考資料27ページでございます。そちらでご確認をいただきたいと思っております。

まず第1条でございますけれども、先ほど議案第8号、可決いただきました消防の設置条例の一部を改正する条例によりまして、条例の名称が改正されたということに伴いまして、その部分を改めております。また、条項についても、第2条ではなく、改正後の条例の4条1項に基づくということの改正でございます。

第3条第1項関係でございますけれども、これまで年2回、前期後期の2回に分けて支給するとされていたものを、毎月支給をするということに改めるものでございます。

第3条2項、3項関係でございますけれども、退職や免職等により年の中途に職を離れた者及び年の中途に階級の異動があった者に対する報酬額、日割りに関する規定を新たに設けるものでございます。

別表の改正につきましては、階級、職名の整理を行う改正でございまして、報酬額の改定はございません。施行日につきましては、平成31年4月1日からとするものでございます。

以上、ご審議の上、お認めいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第11号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第11号については、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第11号 榛東村消防団員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第10 議案第12号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（南 千晴君） 日程第10、議案第12号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） 議案第12号についてご説明申し上げます。

議案書184ページからとなります。

議案参考資料においてご説明を申し上げます。

議案書185ページ、あわせて参考資料29ページをごらんください。

平成31年10月より実施されます税率の改正に伴い、水道料金及び加入金等を改正するものでございます。あわせて、学校教育法の一部改正による例規整備を行うもので、これは専門職大学が創設され

ることに伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、所要の改正を行うものでございます。

主な改正点につきまして、条例第25条表中の算定額の合計に100分の108乗を得て算定した後のものを、100分の110を乗じて得た額に改めるものでございます。

あわせて、条例34条、加入金の額の算定について、100分の108を乗じて得た額を、100分の110を乗じて得た額と改めるものでございます。

また、条例第45条は、学校教育法の一部改正に伴い、布設工事監督者の資格要件に、専門職大学の前期課程の修了者を加え、技術試験の見直し等に伴い、文言を削るものです。

第46条は、同じく学校教育法の一部改正に伴い、水道技術管理者の資格要件、専門職大学の前期課程の修了者を加えるものでございます。

公布日につきましては、議案書187ページ、議案参考資料30ページをごらんください。

附則、公布日につきましては、施行日より公布し、学校教育法の一部改正に伴うものにつきましては、31年4月1日、消費税の引き上げに係る料金改定につきましては、31年10月1日を施行期日といたします。

なお、水道料金、使用料並びに加入金につきましては、経過措置としまして、水道料金につきましては10月分の使用料を、11月分の料金より新料金として算定させていただきます。

加入負担金につきましては、31年9月末までの申し込みについては従前とし、31年10月1日より申請のあるものにつきましては、新しい加入金で算定をさせていただくものといたしております。

以上で、議案第12号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第12号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第12号については、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第12号 榛東村上水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

### ◎日程第11 議案第13号 榛東村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第11、議案第13号 榛東村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久保田建設課長。

[建設課長 久保田邦夫君発言]

○建設課長（久保田邦夫君） 議案第13号 榛東村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

議案参考資料により説明をさせていただきます。

議案参考資料の37ページをごらんください。

榛東村の道路占用料は、道路法第39条第2項の規定に基づき、村の条例で定めており、道路法施行令の占用料額に準じて、金額を定めております。

道路法施行令の一部改正によりまして、道路占用料が改正施行されたことから、榛東村道路占用料徴収条例におきましても、所要の改正を行うものでございます。

39ページからが新旧対照表でございます。右側が現行、左側が改正案でございます。

別表は、占用物件ごとの占用料を定めたものでございます。改正後の占用料の額は、平成27年度固定資産税の評価替え及び地価に対する賃料水準の変動等を踏まえた額に改正されております。改正案のとおり、別表の全部を改正するものでございます。

施行日でございますが、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第13号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第13号については委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
直ちに採決を行います。

議案第13号 榛東村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第12 議案第14号 榛東村手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第12、議案第14号 榛東村手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、議案第14号 榛東村手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書につきましては193ページ、議案参考資料につきましては45ページをお願いいたします。

まず、改正内容といたしまして、住民票の交付に係ります手数料について、現行では個人の住民票、抄本と呼んでいるんですが、交付手数料が300円となっております。世帯全員が載っている住民票、謄本と呼んでいるんですが、これを交付する場合は100円を加え400円となっております。

これを改正いたしまして、世帯全員の住民票を交付する場合の手数料も300円といたしまして、謄本、抄本とも同一料金とするものでございます。

なお、施行期日として、本年4月1日からといたします。

議案第14号の説明につきましては、以上でございます。ご審議の上、お認めいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。



〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第14号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第14号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第14号 榛東村手数料条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第13 議案第15号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第13、議案第15号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 議案第15号についてご説明申し上げます。

議案書は195ページ、議案参考資料は47ページをごらんください。

提案理由は、群馬県小口資金融資促進制度の改正に伴い、条例の附則において、小口資金融資に係る借り換え措置期間を延長するものでございます。

48ページの新旧対照表をごらんください。

附則の第2項中、現行では平成31年3月31日を、改正案では平成32年3月31日に改めるものでございます。

議案書の196ページをごらんください。

附則でございます。この条例は、平成31年4月1日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第15号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第15号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第15号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食休憩といたします。再開を1時といたします。

午前11時56分休憩

---

午後1時再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

---

◎日程第14 議案第16号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第14、議案第16号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） それでは、議案第16号についてご説明申し上げます。

議案書は197ページ、例規集につきましては第2巻899ページでございます。

議案書197ページをお願いします。

地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。議案参考資料により説明をさせていただきます。議案参考資料49ページをお願いいたします。

村が平成29年度に実施した学童に関するアンケート調査の結果の中で、長期休業期間中の学童保育の開設時間を早めてほしいという要望が複数あったことを受けて、今回、長期休業期間中における学童保育所の開設時間を、村長が必要と認めるときは30分繰り下げて午前7時30分から開設できるように改正するものでございます。

次ページからが新旧対照表になってございます。右が現行、左が改正案でございます。下線部が改める部分となります。

51ページをお願いいたします。

別表に備考が加えられ、第9条第2項の規定による午前7時30分からの特例開設時間での利用料金、日額50円が明記してございます。

議案集198ページをお願いします。

附則でございます。この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

9番 杉井保夫議員。

〔9番 杉井保夫君発言〕

○9番（杉井保夫君） 午前中の川田議員の授業料云々なんていう話も伺って、そういう中でひとつわからないところを伺いたいと思います。

7,000円の授業料というか保育料、それについて、8月だけ1万円、こうなっていますよね。例えば8月だけ来られる方とかといろいろいらっしゃるんでしょうけれども、1カ月で7,000円というのは、ちょっと改正にも何もなっていない、現行と同じなんだろうけれども、これは。これは載っているから伺うんですけれども。ちょっと解せないというのが1つと、それと国から3分の1、人数に対して、県から3分の1、村から3分の1、これって今言う年間を通しての8月云々のやつは、考慮されることはないんですか。そうでなければ、この7,000円が1万円とかとなるわけがないんです。そういう認識でいいですか。

○議長（南 千晴君） 山本住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 国・県・村からの交付金については、夏休み期間のものは考慮はさ

れません。というのは、人数といいますけれども、何人から何人までという幅をもって規定がつくってありますので、そこは大丈夫です。

というよりも、夏休み期間中だけという希望をされる保護者は、ごく少数なんです。2人とか3人とか。それ以外の方はもうふだんから通われていることなので、人数に関しては、特に影響は出ることはないです。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩します。

午後1時3分休憩

---

午後1時4分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第16号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第16号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第16号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

**◎日程第15 議案第17号 工業標準化法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について**

○議長（南 千晴君） 日程第15、議案第17号 工業標準化法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第17号について説明申し上げます。

議案書は199ページ、参考資料につきましては52ページでございます。

議案参考資料により説明申し上げます。

不正競争防止法等の一部を改正する法律により改正されました工業標準化法におきまして、日本工業規格が日本産業規格というふうに変更されました。これに伴い、規定中に日本工業規格を引用している関係条例の一部を改正しようとするものでございます。

参考資料53ページに新旧対照表でございます。

初めに、第1条関係でございますけれども、榛東村行政文書の公開に関する条例、別表1、文書又は図面、ウ、複写機により複写したものの交付の右欄でございますけれども、そちらに日本工業規格ということで引用しております。こちらを日本産業規格に改めるものでございます。

新旧対照表54ページでございますけれども、こちらは、榛東村行政機関の保有する個人情報の保護に関する条例の別表でございます。

別表中、同じように日本工業規格と引用している部分を日本産業規格に改めるものでございます。

附則関係でございますけれども、施行日につきましては、この法律の改正の施行日が31年7月1日とされていることから、この条例につきましても、改正法の施行日から施行しようとするものでございます。

以上、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第17号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第17号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第17号 工業標準化法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案の

とおり賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第16 議案第39号 榛東村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第16、議案第39号 榛東村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を申し上げます。

山本住民生活課長。

[住民生活課長 山本正子君発言]

○住民生活課長（山本正子君） それでは、議案第39号についてご説明申し上げます。

議案書は281ページ、例規集につきましては第2巻897の201ページでございます。

議案書281ページをお願いいたします。

地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。議案参考資料により説明をさせていただきます。

157ページをお願いします。

改正の概要としましては、学校教育法の改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件として、専門職大学の前期課程修了した者が、大学を卒業した者に含まれることとなったため、改正を行うものでございます。

次のページが新旧対照表になっています。右が現行、左が改正案でございます。

改正案のところの第10条第3項第5号に、括弧部分のところがあるんですが、アンダーラインが引いてあるんですけども、その部分が加えられました。

議案書282ページをお願いします。

附則でございます。この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めくださいますようお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第39号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第39号については委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
直ちに採決を行います。

議案第39号 榛東村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

### ◎日程第17 議案第41号 榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第17、議案第41号 榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 議案第41号について説明申し上げます。

議案書は284ページ、議案参考資料は162ページでございます。

今回、この条例の一部改正をする理由といたしましては、長時間労働の是正のための措置といたしまして、民間労働法制においては、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、罰則付きの時間外労働の上限規制等が導入され、原則として本年4月から施行されることとなっております。

また、国家公務員におきましても、平成30年8月の人事院の公務員人事管理に関する報告におきまして、超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めるなどの措置を講じることとされ、本年4月から適用すべく、人事院において、人事院規則の改正等の作業が進められているところでございます。

地方公務員につきましても、地方公務員法第24条第4項における均衡の原則によりまして、国家公務員の措置等を踏まえ、超過勤務命令を行うことができる上限を定めるなど、所要の措置を講じる必

要があることから、今回、この条例におきまして、超過勤務命令の上限等を定める規則や、委任する旨の規定を置く改正を行おうとするものでございます。

新旧対照表が163ページにございます。

第8条に、第3項といたしまして、前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関して必要な事項は、規則で定めるという規定を置こうとするものでございます。

施行日につきましては、平成31年4月1日とするものでございます。

以上、ご審議の上、お認めいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第41号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第41号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第41号 榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第18 議案第18号 平成30年度榛東村一般会計補正予算（第5号）について

○議長（南 千晴君） 日程第18、議案第18号 平成30年度榛東村一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。



〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、議案第18号 平成30年度榛東村一般会計補正予算（第5号）について説明申し上げます。

議案書につきましては201ページ、参考資料につきましては55ページになります。

まず、議案書のほう、201ページをお願いいたします。

一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出それぞれ1億5,101万1,000円を減額いたし、総額を55億1,211万円とするものでございます。

また、第2条におきまして繰越明許費を、第3条で債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

今回の補正の主なものにつきましては、歳入においては、収入額の確定、または確定見込みに伴う増減、歳出におきましては、事業費の確定、または確定見込みに伴います増減、これが主なものとなっております。

歳入歳出予算の主要事項につきましては、この後、事項別明細書により説明させていただきます。

続きまして、議案書のほう207ページお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正でございます。

文書管理費におきまして、文書管理システムの改元対応につきまして、新元号の公表が4月1日に予定されているため、年度内の完了が困難と。それから、ふれあい館管理運営費におきまして、今回の歳入歳出予算にも補正を計上してありますが、工事請負費を増額の上、繰り越すものでございます。それから、村単独道路新設改良事業、こちらにおきましては、樋呑沢の水路布設工事で使います二次製品、これの納入がおくれてしまう見込みのため、繰り越しを行うものでございます。

以上、3事案におきまして、年度内の完了が困難と見込まれることから、それぞれ記載の金額を翌年度に繰り越しを行おうとするものでございます。

続きまして、208ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正でございます。

議会一般経費、議会だより印刷製本費、公平委員会費、それから一般管理総務費、こちらにつきましては、それぞれ村が訴えられました訴訟事件におけます訴訟代理人であります弁護士への報酬並びに実費の支払い、それから文書管理費におきましては、用紙購入費、広報費においては広報しんとう印刷製本費、普通財産管理費におきましては、民事調停におきます代理人である弁護士への報酬並びに実費の支払い、これらを追加するものでございます。

別冊の議案参考資料のほう、59ページお願いいたします。

初めに、歳入の事項別明細書です。

1款村税は、1項村民税、2項固定資産税、3項軽自動車税ともに増額見込みとなっているため、増額補正を、4項の村たばこ税につきましては629万円の減額補正となっております。

その下、2款地方譲与税から、62ページの12款交通安全対策交付金までは、本年1月までの交付状況を踏まえまして、収入見込み額を増減させております。

63ページから66ページになるんですが、15款国庫支出金、それから16款県支出金につきましては、事業費の確定、または確定見込みに伴います増減であります。

66ページ、18款寄附金、これにつきましては、12月までのふるさと納税の寄附状況によりまして減額をしております。

続いて、69ページお願いいたします。69ページから歳出になります。

歳出予算の補正につきましては、事業費の確定、または確定見込みに伴います増減及び今議会に上程しております各特別会計等の補正予算に伴います繰出金の増減が主なものでございます。減額が主なものとなっております。

主だった増額補正につきまして説明いたします。

76ページ、お願いいたします。

3款1項7目ふれあい館費、15節工事請負費818万9,000円につきましては、ふれあい館の屋根を修繕するために増額補正するものでございます。

77ページ、お願いいたします。

3款2項4目学童保育費、13節委託料、それから19節負担金、補助金及び交付金、こちらにつきましては、学童保育に対します交付金の単価改正、それから児童数の変更により増額するものでございます。

83ページ、お願いいたします。

8款2項3目道路新設改良費、22節補償、補填及び賠償金807万5,000円につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、北谷地大藪線に係ります補償費でございます。

続いて、86ページ、お願いいたします。

10款1項2目事務局費、25節積立金5,000万円につきましては、教育施設整備基金への積立金でございます。

87ページ、お願いいたします。

10款2項2目教育振興費、こちらにおきましては、小学校におきまして、新年度、クラス増が見込まれておりますので、必要備品等の購入を行うものでございます。

榛東村一般会計補正予算（第5号）の説明は以上となります。

ご審議の上、お認めいただきますよう、お願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

4番村上慎一議員。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 昨日、先々日も聞きましたけれども、66ページのふるさと納税寄附金が、当初予算計上というか、想定されたものより8,400万円も減額になっています。きのうもちょっと質問させていただきましたけれども、さとふるプラス楽天のホームページでの掲載おくれが2カ月半もあったと、これも原因だと思うんですけども、これを聞かせてもらっていいですか。

○議長（南 千晴君） 狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 楽天ふるさと納税の計上が2カ月半おくれたということではございません。

9月を目標に事業者さんのほうへ呼びかけました。確かに村上議員が知っているというか、聞いた事業者さんがあると思うんですけども、そのほかに榛東村では、楽天のほうに希望している事業者が6者あったんです。その方たちは、パソコン、また初めてのことでしたので、なれていなかったんです。で、それを最初の楽天に申し込むときに、極力多くの事業者をまとめて出してくれということがおくれた原因でございます。ふるさと納税が減った理由とは関係ございません。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 何者かということはいくつもわかりませんが、これ、さとふるとか楽天のホームページを見ながら、どんな返礼品があるか、寄附される方はそれを吟味して、私も、申しわけない、ほかのところへ寄附していますけれども、やはり11月、12月に一番確定申告があるので寄附するのではないですか。そこにアップできなかったということが原因になるのではないですかというお尋ねです。

○議長（南 千晴君） 狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 確かに、今、村上議員が言うように、11月、特に12月ですか、1日からアップできればよかったのですが、楽天のほうも事業者、自治体、たくさんございまして、うちのほうはなるべく早くということで毎日催促していたところでございます。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

9番 杉井保夫議員。

〔9番 杉井保夫君発言〕

○9番（杉井保夫君） 大きく歳入で、村税を含む、村税でいくと補正額が4,700万、こういう大きな補正をこの時期にするわけですか。それと、同じような形で65ページの農用地利用集積促進事業補助金、ここの金額、それと80ページの今度は歳出の補助金絡みです。

これって、やはり数字的には出てきているけれども、違うんです。なぜかという、3月補正で、歳入の村税が4,700万も違う補正をかけてくるというのは、何か特別な事情があるんですか。見積も

り不足ですか。その辺をちょっと伺いたいと思いますが、どうですか。

○議長（南 千晴君） 岩田税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） 村税の補正についてご説明いたします。

まず、この予算額につきましては、平成29年10月時点の調定額を捉えて収入額を見込んだところなのですが、御存じのとおり、当該年度の調定額の基礎となるのは、今、皆さんが行っている確定申告であったり、住民税申告であったりということで、当然、昨年の予算化をするときには見込めない数字となっております。

そこで、柁井議員のご質問の中で、もっと早く補正なりできなかったかという話ですが、その年の徴収の仕方ですとか特殊要因ですとか、そういった関係で、1,000万、2,000万という数字はどんどん動いてきてしまう数字です。

よって、早く補正をできれば、それに越したことはないんですが、今回の3月補正ということなんですけれども、そこまでなかなか見込めることができない部分もございます。よって、今回の補正として計上したものです。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 柁井保夫君発言〕

○9番（柁井保夫君） イエス、ノーで答えてください。榛東村の基本的な予算、今、今度31年度予算もなるんですけども、予算で、3月のこの年度末に来て、村税が約4,700万ぐらいの数値が出るのは、これは常識ですよと言っているのか。いや、もう詰めれば詰めるほどわかりますけれども、このぐらい許していただきたいのか、どちらなんですとか。そのときの状況による、3つ目の答えとしたら。どうですか。

○議長（南 千晴君） 暫時休憩します。

午後1時31分休憩

---

午後1時32分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） 現年課税分につきましては、年14カ月です。この補正を調整する時期というのは1月です。14カ月分の8カ月ですね、3分の2を終了したところで、この補正額を算出するわけですけども、実際の話、数千万円単位での見込みができますが、細かいところまで、1月の段階でも見込めない状況が実際です。

以上です。

○議長（南 千晴君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 私が言いたいのは、予算というものは、基本的には、事業が決まってからでなければ予算確定できない、企画財政課長が言われた、そういうのもありますよ、確かに。

私は、予算を編成するときには、詰めて詰めて詰めて決めていくものだと思っている。補正というのは最低限、例えば補助金が多くなったり、交付金が多くなった時点でやっていく。これでなかったら、今度は31年度の予算もやりますけれども、実際一生懸命やる意味がないではないですか。私は、予算補正というのはそういうものだと思っているんです。

だから、私は個人的には、この時期に4,700万、それも村税ですよ、村税が補正がかかってくるのは、私は見積もりが甘いのではないかというのが、私の個人的の見解なんです。だから、予算というのはびしっと一生懸命検討して、見積もりをちゃんとつくって、それで編成しなければいけないと思っているわけですよ。

そういう中、また手を挙げてしまって4問目になってしまう、引き続き話をさせていただくと、今回の中で65ページと80ページは狩野産業振興課長のところなんです。ここは、今言う、これ、相当意味が違うんです。補助金をくれるというのなら、やはり村にそれなりの当事者がいれば、補助金をくれて事業をできるのなら、こういうところを目いっぱい活用して、その金を活用させていただいて、村の発展に努めるというのが、担当者の前向きな気持ちだと思うんです。そうでないと、国でも県でも金なんかくれませんよ。それに沿うように一生懸命やろう、金を出しましょう。

だから、私は、もう一度手を挙げませんので、こういう金は有意義にやはり使っていただいて、いないかもしれないけれども、やはり発掘をしながら、それで最後の3月定例会には、いや、誰もいなかったのを返しますと、こういうことのないように、やはり緻密に見積もりをつくって、計画をつくった予算編成ではないと、やはりだめだと思うんです。だから、補正なんかいつでもできる、こういう考えは私は大嫌いなんです。

そういうつもりで31年度予算も見させていただきますけれども、狩野課長よろしくお願いしますよ。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 76ページにふれあい館の工事請負費818万9,000円が、説明では屋根の修繕でしたっけ、かかるんですけども、村でもインフラ整備を含めてですけども、公共施設の建設も含めて見直しというのは、計画を立てて予算を組んでいるところですけども、一般住宅でも公共施設でも、いろいろな箇所で定期的にメンテナンスを入れるとか、チェックをすることによって、突発的

な費用がかからないように注意を図っているんだと思います。

この818万9,000円というのは、私から見ればとんでもない大きい数字です。これがどこか、ちょっと雨漏りして80万ぐらいでも痛いかなと思うんですけども、桁違いに大きい数字がかかれば、もう一度皆さん、公共施設に関しては、多分耐用年数、先ほど言ったようにもうちょっと手前から予防していただければ、これ直さないわけにはいかないんですけども、私からしてみれば、痛いなと思いますので、それは皆さん十分留意されて、公共施設の管理に当たってもらいたいのと、5,000万ぐらい基金の積み立て、これは中央公民館の建てかえの基金かなとは思うんですけども、きのう、おとといですか、質問させていただいたように、財政基金が約3億8,000万ほど積むことができません。これは、我が榛東村だけでなく、いろいろな行政機関、都道府県で財政基金が減っています。これは、群馬県は海もないし、大きな災害もないし、幾らかは安心できる場所なんですけれども、大きな不況が来たりとか災害が来たときには、ある意味、これは定期預金みたいなもので、このお金が使えるから、何とかその場をしのげるんですけども、企画財政課長に聞いたら、これは年々減っていく傾向にありますという答弁がありましたけれども、これはやはり村の財政の決められたパーセンテージは持っておかないと、何かあったときには、村、執行側も含めてですけども、村民全部が困ると思いますので、ここら辺もあわせ持って、予算の編成、組み方、節約等々をしていただきたいと思います。

これは誰に質問をしたらいいんだか、お願いします。

○議長（南 千晴君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） まず、施設の長寿命化というか、長くもたせるための維持補修とか、昨年ですか、村全体の公共施設の長寿命化のほうの計画をつくりまして、現在、個別施設のほうを各担当課含めてつくってもらっているところです。そこで、ある程度、点検計画みたいなのも入れて、今、計画をつくろうとしているところでございます。

それから、基金につきましては、確かにこの間の私の答弁で、財政調整基金に限って言えば、ここ数年減る傾向というところでありまして、今回、当初のほうの予算資料を持って来なかったんですけども、当初のほうで31年度末が約20億ぐらいになる見込みを立てております。確かに、災害等あると、大規模災害があれば、すぐ飛んでしまうようなお金かと思えますけれども、結構、私個人的には20億あると、随分あるなど、残高だけいえばそう感じております。

ただ、実際使う一方ではなく、適切に積み立て等は、当然財政運営していく関係で考えてはいきます。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第18号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第18号については委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
直ちに採決を行います。

議案第18号 平成30年度榛東村一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（南 千晴君） 賛成12、賛成多数です。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

### ◎日程第19 議案第19号 平成30年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 （第3号）について

○議長（南 千晴君） 日程第19、議案第19号 平成30年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第19号について説明申し上げます。

議案書209ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,804万4,000円を減じ、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億8,451万1,000円とするものでございます。

今回の補正は、歳入歳出ともに、主に事業確定見込み等による補正でございます。

続きまして、議案参考資料96ページをお願いします。

主な項目について説明申し上げます。

初めに、歳入です。

1款1項国民健康保険税878万2,000円、滞納繰越分の収納見込みによる増額でございます。

6款1項県補助金2,192万2,000円の減、こちらは療養給付費等の実績見込みによる減額と、それから都道府県調整繰入金等の増額見込みによる補正でございます。

8款1項他会計繰入金は一般会計からの事務費繰入金、それと8款2項基金繰入金は、ごらんのと

おりの減額でございます。

10款1項延滞金、加算金及び過料320万円は、滞納繰越分の収納見込みによる増額でございます。

続きまして、下の段の歳出の表をごらんください。

2款1項の療養費と、その下の2項の高額療養費の減額は、療養給付費等の実績見込みによる減額でございます。

5款2項特定健康診査等事業費128万2,000円の減は、特定健康診査及び特定保健指導の実績見込みによる減額でございます。

7款1項償還金及び還付加算金2,737万8,000円は、過年度の療養給付費と国庫負担金と特定健康診査、特定保健指導の国庫負担金の額確定による償還金でございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

5番川田敏彦議員。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 96ページの先ほどの療養諸費の3,697万8,000円の減と、高額療養費の518万1,000円の減、これは健康的に村民がなったというような状況なんですか。中身を聞かせてください。

○議長（南 千晴君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 30年度からの療養費のところの予算としましては、県のほうで試算をしていただいてある数字を入れることになっておりまして、その県の示してくれた、試算された療養費より、今回医療費のほうがかかっていなかったという結果でございます。

○議長（南 千晴君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） ということは、県のそういう計算、積算、それが実体よりも多くいつも出していると、こういうことなんですか。

○議長（南 千晴君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 30年度から制度改正がございまして、県がこのように試算をしてくれるところなんです、この試算は、それぞれ市町村の過去3年間分の医療費等を平均というか、係数を掛けながら試算をしておりますので、試算間違いということではなくて、過去の3年前よりは、榛東村の医療費が少なくなってきたという。健康でいていただいているということ



もあると思いますが、被保険者数も減ってきておりますので、そこも大きく影響はしているかと思  
います。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

9 番 松井保夫議員。

〔9 番 松井保夫君発言〕

○9 番（松井保夫君） 参考資料の96ページ、歳入のときの財産運用収入4,000円と、それと歳出  
予算の中の基金積立金4,000円。この基金積立金4,000円というのが非常にひっかかるんです。これは  
帳尻を合わせるために基金積立金4,000円にしたわけではないですよ。お願いします、説明を。

○議長（南 千晴君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） こちらは、基金の定期預金の利息でございます。

99ページをお願いします。99ページのところにあります。一番下の段のところに、基金の運用利子  
ということで、4,000円を計上させていただきました。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第19号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第19号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第19号 平成30年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり  
賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇  
◎日程第20 議案第20号 平成30年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予

## 算（第2号）について

○議長（南 千晴君） 日程第20、議案第20号 平成30年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第20号について説明申し上げます。

議案書は212ページです。議案参考資料は106ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ163万9,000円を減じ、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,549万9,000円とするものでございます。

歳入歳出ともに、主に事業確定見込み等による補正でございます。

続きまして、議案参考資料で説明をいたします。

まず歳入です。

3款1項一般会計繰入金202万5,000円の減は、主に保険料軽減分である保険基盤安定繰入金の額確定に伴いまして、減額補正をするものです。

5款4項雑入38万5,000円は、後期高齢者医療広域連合市町村過年度負担金の精算金によるものでございます。

続きまして、歳出です。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金153万1,000円の減は、主に保険料軽減分の保険基盤安定負担金の額確定によるものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第20号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第20号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第20号 平成30年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。再開を2時10分といたします。

午後1時53分休憩

---

午後2時10分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

---

◇

## ◎日程第21 議案第21号 平成30年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（南 千晴君） 日程第21、議案第21号 平成30年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

[健康保険課長 安田 睦君発言]

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第21号について説明申し上げます。

議案書は215ページです。

議案参考資料は111ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,542万円を減じ、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,411万2,000円とするものでございます。

今回の補正は歳入歳出ともに主に事業確定見込み等による補正でございます。

それでは、議案参考資料111ページでご説明をいたします。

初めに、歳入です。

2款1項介護給付費財政調整交付金補正額2,700万4,000円の減は、給付費に対して、高齢者数や財政状況等により国から交付されるものですが、交付される調整交付金の交付割合を当初5%で見込んでおりましたが、実績に合わせて1%減額をしたものでございます。

3款1項介護給付費負担金3,161万8,000円の減と、4款1項介護給付費負担金の1,019万2,000円の減は、介護給付費等の事業費確定見込みによる国及び県からの歳入の減額でございます。

7款2項介護給付費準備基金繰入金補正額1,666万8,000円は、交付申請や実績見込みにより歳入を減額したため、不足が見込まれる分を基金から繰り入れるものでございます。

次に、歳出です。

2款1項地域密着型介護サービス給付費1,500万円の減と、施設介護サービス給付費4,800万円の減は、実績を見込みまして、確定見込みにより減額をするものです。

4款1項介護給付費準備基金積立金286万8,000円の減は、歳入の減の見込みにより積み立てを減額するものです。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

5番川田敏彦議員。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 先ほども国保のところで説明を受けたんですけども、今度の歳出で額が非常に大きいので、地域密着型のほうが1,500万、施設介護のほうが4,800万、かなり大きい額なので、ちょっといろいろな事情があるんだか、いいんだか、ちょっともう少し詳しく中身を教えてください。

○議長（南 千晴君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 当初、施設介護サービス費、施設に入所される方の給付費なんですけど、それをちょっと多く見込んでいたところもありました。ただ、実際に入所の方がそんなに、高齢者の方がふえていくという見込みの中で、入所の方もふえるかなという見込みで当初予算を立てたわけですが、その点が、見込みより数がふえていないというところで減額をお願いしたところなんです。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第21号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第21号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第21号 平成30年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後2時14分休憩

---

午後2時14分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

---

◎日程第22 議案第22号 平成30年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について

○議長（南 千晴君） 日程第22、議案第22号 平成30年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） それでは、議案第22号についてご説明申し上げます。

議案書218ページをお願いします。

歳入歳出の総額に、それぞれ58万9,000円を増額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ1,139万4,000円とするものでございます。

次の219ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。

左から、款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

2款1項繰入金、補正額180万、計229万4,000円。

3款1項貸付金元利収入、補正額121万1,000円の減、計901万円。

収入合計、補正前の額1,080万5,000円、補正額58万9,000円、計1,139万4,000円でございます。

次のページをお願いします。歳出でございます。

2款1項公債費、補正額58万9,000円の増、計1,126万9,000円。

歳出合計、補正前の額1,080万5,000円、補正額58万9,000円、計1,139万4,000円でございます。

内容につきましては、議案参考資料にて説明いたします。

議案参考資料の123ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。

2款1項1目繰入金、補正額180万円の増額は、一般会計からの繰入金でございます。

3款1項1目貸付元利収入、補正額121万1,000円の減額は、徴収実績見込みによる減額で、補正の内訳は説明欄のとおりです。

次のページになります。歳出になります。

2款1項1目元金、補正額58万9,000円の増額は、平成29年度末に繰上償還があったことにより、かんぽ生命への起債償還金が増額になったものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、お認めくださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第22号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第22号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第22号 平成30年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第23 議案第23号 平成30年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（南 千晴君） 日程第23、議案第23号 平成30年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） 議案第23号 平成30年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入では、平成30年事業確定見込みによる県補助金繰入金、村債等の歳入予定額の減額補正、及び歳出では、汚水処理交付金事業の事業確定見込み等による減額補正等でございます。

それでは、議案書221ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,885万6,000円を減じ、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,771万8,000円とするものでございます。

次に、第2条 地方債の補正でございます。

議案書224ページをごらんください。

地方債の借入限度額を8,970万円とするものでございます。

補正内容につきまして、議案参考資料によりご説明申し上げます。

議案参考資料125ページをごらんください。

主要事項として、歳入予算につきまして、1款1項受益者負担金127万1,000円の減でございます。

2款1項使用料36万円の増、2款2項手数料2万円の減、4款1項県補助金130万円の減、5款1項繰入金542万5,000円の減、8款1項下水道事業債1,120万円の減としております。

歳出予算につきましては、1款1項総務費58万3,000円の減です。こちらは、13節委託料として経営戦略策定業務委託の事業量確定見込みにより減額を含みます。

2款1項建設費1,097万4,000円の減では、13節委託料として特定環境保全公共下水道事業並びに公共下水道事業の測量設計業務委託の事業確定見込み並びに15節工事請負費による特定環境保全公共下水道事業並びに公共下水道事業の工事確定見込みによるものでございます。19節負担金、補助及び交付金の流域下水道事業建設負担金の確定見込みにより、減額を含めております。

3款1項管理費729万9,000円の減につきましては、19節負担金、補助及び交付金の流域下水道維持管理負担金の確定見込みによる減額を含めております。

下段、地方債補正につきまして、借り入れ限度額の補正であり、内訳としましては、特定環境保全公共下水道事業債を3,090万円から2,570万円に、公共下水道事業債を7,000万円から6,400万円とするものでございます。

限度額補正につきましては、事業の確定見込みにより限度額の減額をしているものでございます。

なお、その他の説明については、省略をさせていただきます。

以上で、議案第23号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第23号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第23号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第23号 平成30年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第24 議案第24号 平成30年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（南 千晴君） 日程第24、議案第24号 平成30年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） それでは、議案第24号 平成30年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、事業の確定見込み等による事業費の減額補正でございます。

それでは、議案書225ページをごらんください。



歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ24万1,000円を減じ、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,733万8,000円とするものでございます。

議案参考資料によりご説明を申し上げます。

議案参考資料134ページをごらんください。

主要事項としまして、歳入予算につきましては、3款1項繰入金24万1,000円を減じます。

歳出予算につきましては、1款1項総務費で50万1,000円を減ずるものでございます。

内容につきましては、13節委託料における経営戦略策定業務委託の事業確定見込みによる減額でございます。

また、2款1項管理費で、26万円を増額するものでございます。こちらは、11節の需用費、電気料、上下水道の使用料、12節役務費として電信料の増額、また13節委託料では施設管理委託の事業確定見込みにより減額となります。

なお、その他の説明については省略をさせていただきます。

以上で、議案第24号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第24号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第24号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第24号 平成30年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第25号 平成30年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算  
(第3号)について

○議長(南 千晴君) 日程第25、議案第25号 平成30年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小池教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 小池賢一君発言]

○教育委員会事務局長(小池賢一君) 議案第25号 平成30年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算(第3号)について説明をさせていただきます。

議案書228ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ70万3,000円を減じ、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,439万2,000円とするものでございます。

議案参考資料の141-1ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目事業収入23万3,000円の増、また3款1項1目一般会計繰入金94万2,000円の減、これらは当初予算で見込んだ対象者数の増減に伴い、補正を行うものでございます。

5款2項1目廃物売払収入6,000円、これは使用した食用油の売払収入でございます。

めくって次のページをお願いいたします。

歳出です。

1款1項1目11節その他消耗品費38万6,000円は、老朽化した器具の更新をしいたいため増額を今回お願いするものでございます。

2款1項1目11節賄い材料費108万9,000円の減、これは子どもの数が見込みよりも少なかったため、減額をするものでございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長(南 千晴君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(南 千晴君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第25号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(南 千晴君) 異議なしと認め、議案第25号については、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第25号 平成30年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第26 議案第26号 平成30年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（南 千晴君） 日程第26、議案第26号 平成30年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） それでは、議案第26号 平成30年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

議案書は231ページとなります。231ページをごらんください。

水道事業収益の総額に397万4,000円を加え、総額を3億1,280万1,000円とし、水道事業費用の総額から792万9,000円を減じ、総額を2億8,227万6,000円とし、資本的収入の総額から54万円を減じ、歳入総額を皆減とします。

資本的支出の総額から382万1,000円を減じ、合計を5,042万7,000円とするものでございます。

また、予算第7条に定めた経費の金額につきまして、科目職員給与費について、補正予算額29万1,000円を減じ、1,729万1,000円とするものでございます。

今回の主な補正につきましては、事業費等の見込みにより補正をするものでございます。

議案参考資料によりご説明を申し上げます。議案参考資料142ページをごらんください。

主要事項でございます。

収益的収入及び支出についてであります。水道事業収益につきましては、1款1項営業収益436万8,000円の増。

1款2項営業外収益につきましては、39万4,000円の減。

水道事業費用につきましては、1款1項営業費用として841万4,000円の減。

1款2項営業外費用としまして、48万5,000円の増でございます。

次に、資本的収入及び支出につきまして、資本的収入では、1款1項工事請負費54万円の皆減でございます。

資本的支出につきましては、1款1項建設改良費382万1,000円の減でございます。

議案参考資料143ページからは、平成30年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）の実施計画書。

147ページからは、平成30年度榛東村上水道事業補正予算（第4号）の説明書となっております。

議案参考資料の150-1ページ、150-2につきましては、給与費明細書でございます。説明は省略とさせていただきます。

以上で、議案第26号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第26号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第26号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第26号 平成30年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第27 請願・陳情について

○議長（南 千晴君） 日程第27、請願・陳情についてを議題といたします。

お手元に配付の日米地位協定を見直す会共同代表、難波希美子氏から陳情のあった受理番号第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の趣旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める陳情につきましては、資料配付といたします。

---

◇

## ◎散 会

○議長（南 千晴君） 以上をもちまして、平成31年第1回定例会第2日目を散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後2時36分散会

平成 3 1 年第 1 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 3 号

3 月 1 日 (金)

# 平成31年第1回榛東村議会定例会会議録第3号

---

平成31年3月1日（金曜日）

---

## 議事日程 第3号

平成31年3月1日（金曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議案第27号 平成31年度榛東村一般会計予算について
  - 日程第 2 議案第28号 平成31年度榛東村国民健康保険特別会計予算について
  - 日程第 3 議案第29号 平成31年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について
  - 日程第 4 議案第30号 平成31年度榛東村介護保険特別会計予算について
  - 日程第 5 議案第31号 平成31年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算について
  - 日程第 6 議案第32号 平成31年度榛東村公共下水道事業特別会計予算について
  - 日程第 7 議案第33号 平成31年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算について
  - 日程第 8 議案第34号 平成31年度榛東村学校給食事業特別会計予算について
  - 日程第 9 議案第35号 平成31年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について
  - 日程第10 議案第36号 平成31年度榛東村上水道事業会計予算について
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	波多野 宏美 君	2番	善養寺 孝 君
3番	蜂 巢 實 君	4番	村 上 慎一 君
5番	川 田 敏彦 君	6番	小野関 治義 君
7番	高 田 清一 君	8番	清 水 健一 君
9番	枡 井 保夫 君	10番	小 山 久利 君
11番	山 口 宗一 君	12番	岸 昭勝 君
13番	早 坂 通 君	14番	南 千晴 君

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

村 長	真 塩 卓 君	副 村 長	倉 持 直美 君
総 務 課 長	清 村 昌一 君	企 画 財 政 課 長	早 川 弘行 君
税 務 課 長	岩 田 彦一 君	住 民 生 活 課 長	山 本 正子 君
健 康 保 険 課 長	安 田 睦 君	産 業 振 興 課 長	狩 野 宏記 君
建 設 課 長	久 保 田 邦夫 君	上 下 水 道 課 長	山 口 誠一 君
会 計 課 長	浅 見 英一 君	教 育 長	阿 佐 見 純 君
教 育 委 員 会 長	小 池 賢一 君		
事 務 局 長			

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	飯 塚 邦 守	書 記	志 岐 英 代
---------	---------	-----	---------



## ◎開 議

午前9時開議

○議長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成31年第1回榛東村議会定例会第3日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席でありますので、本日の会議は成立いたします。

直ちに、お手元に配付いたしました日程により会議を行います。



## ◎日程第1 議案第27号 平成31年度榛東村一般会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第1、議案第27号 平成31年度榛東村一般会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、議案第27号 平成31年度榛東村一般会計予算につきまして説明させていただきます。

議案書につきましては、233ページお願いいたします。

平成31年度榛東村一般会計予算は、歳入歳出それぞれ56億5,890万円でございます。

第2条では、債務負担行為の期間及び限度額を定めております。

第3条では地方債の目的、限度額を、第4条では一時借入金の借入限度額は3億円と定めております。

第5条では、給料、職員手当及び共済費につきましては地方自治法上のただし書きの規定により、項を超えての流用ができると定めているものでございます。

240ページお願いいたします。

第2表 債務負担行為です。

環境衛生対策一般経費において、ゴミ袋製造卸業務委託を行うに当たり平成32年度までの債務負担行為を設定するものでございます。

続いて、241ページお願いいたします。

第3表 地方債、平成31年度におきましては、1億7,000万円を限度といたしまして臨時財政対策債を発行、借り入れる予定としております。

歳入歳出予算の主要事項につきましては、別冊の平成31年度予算説明資料により説明いたします。

資料15ページお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書総括であります。

初めに、歳入です。

1 款村税につきましては、前年度と比べ、832万4,000円増の14億8,881万4,000円、2 款地方譲与税から9 款環境性能割交付金までにつきましては、平成29年度決算、平成30年度の交付状況及び平成31年度の地方財政計画を踏まえましての計上となっております。

なお、税制改正によりまして、9 款環境性能割交付金の新設となっております。

11 款地方特例交付金におきましては、幼児教育の無償化に当たり、平成31年度限りの臨時の交付金が創設されております。このため大きく増額となっております。

12 款地方交付税は、地方財政計画におけます増減率を踏まえ、前年度と比べ1,500万円減の12億6,000万円を計上しております。

14 款分担金及び負担金、15 款使用料及び手数料でございますが、幼児教育の無償化ということで児童保育費負担金や幼稚園保育料などがそれぞれ大きく減額となっているため、14 款分担金及び負担金が3,189万1,000円、15 款使用料及び手数料が3,089万3,000円となっております。

16 款国庫支出金におきましては、プレミアムつき商品券事業のための補助金などによりまして、前年度から1,551万6,000円増の6 億9,995万4,000円、17 款県支出金におきましては、新年度に予定されております選挙関係の委託金などによりまして、前年度と比べ777万3,000円増の4 億6,606万9,000円であります。

19 款寄附金は、前年度に比べ6,999万9,000円減の2 億3,000万1,000円を計上しております。

20 款繰入金金は、前年度に比べ9,789万4,000円増の6 億1,654万4,000円であります。

22 款諸収入、こちらにおきましては、土木工事や路線バス委託運行に係ります関係団体の負担金等の減額によりまして、前年度に比べ2,059万8,000円減の6,684万9,000円となっております。

次のページに移っていただきまして、23 款村債、1 億7,000万円につきましては、先ほど3 表で説明したとおり、臨時財政対策債のみの借り入れとなっております。

続きまして、17 ページ、歳出のほうに移ります。

1 款議会費につきましては、前年度とほぼ同額の予算規模となっております。

2 款総務費につきましては、コミセン改修工事、選挙執行経費、国土調査等で金額が増加している反面、ふるさと納税関連経費が大きく減額となっているため、前年度に比べ1,176万9,000円減の8 億7,299万6,000円となっております。

3 款民生費では、本年10月に予定されております消費税率の引き上げ時のプレミアムつき商品券の販売や児童福祉費で保育所等整備における交付金を計上しているため、前年度に比べ5,121万3,000円増の20 億1,893万円を計上しております。

4 款衛生費では、清掃費におきまして渋川広域組合への負担金が減額となったため、前年度に比べ401万3,000円減の3 億3,435万9,000円となっております。

5 款労働費は、前年度とほぼ同額の予算規模となっております。

6 款農林水産業費は、農業用水施設の工事費等の減によりまして、前年度に比べ1,029万7,000円減

の4億1,687万4,000円であります。

7款商工費は、前年度とほぼ同額の予算規模となっております。

8款土木費は、橋梁改修工事等の減などによりまして、前年度に比べ7,745万1,000円減の4億8,593万4,000円を計上しております。

9款消防費は、耐震性貯水槽の整備事業を計画しているため、前年度に比べ3,919万5,000円増の2億9,291万4,000円。

10款教育費は、複合施設整備事業等で予算が伸びており、前年度に比べ1,786万1,000円増の6億8,038万円を計上しております。

最後に、12款公債費であります。将来負担を抑制するために高利率の村債について繰り上げ償還を行う予定でございまして、前年度に比べ1,505万9,000円増の4億3,106万6,000円となっております。

議案第27号 平成31年度榛東村一般会計予算の説明は以上であります。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。なお、質疑は総括的な質問のみとし、1人3回までといたします。質疑ございませんか。

4番村上慎一議員。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 議案書240ページ、第2表 債務負担行為、ここに別表として、わざわざごみ袋製造業務委託費としてシビアな数字で684万8,000円とうたったんですが、内容を説明お願いします。

○議長（南 千晴君） 山本住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 債務負担行為についてお答えさせていただきます。

昨年も説明をさせていただいているんですけども、ごみ袋の入札に関しまして年度をまたいでの入札になりますので、入札は今年度にするんですけども、実施期間がことしの10月から来年の9月までということで、平成32年度の予算も含まれるということで債務負担行為を行うものでございます。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 一般質問でも、これ、何度か質問させていただいていますが、前は随契とか、前、課長から説明いただいたように年度をまたぐということがあって非常にわかりにくい。

あと、歳入歳出を見ても、1,200万円ぐらいの予算の中で二、三十万円の差しかないんで、私は村民の負担をなくすために値上げはしないでほしいということを訴えながら、たしか答弁の中で、入札は年に1回にしますと、随契はやめますということがありましたけれども、随契で買ったら、単価は高くなっていましたんで、それも村内外40カ所ぐらいですか、ごみ袋を販売してくれておる小売店が

あるんですけれども、そこに販売をしていただいて、集金回収業務まで取りまとめているのは大変だ  
と思うんですけれども、村の人口、世帯数は若干ふえているんですけれども、それほど大きく、販売  
枚数が大きく変化はないと思うんですよ。

としたら、わざわざ複雑にシビアな数字で予算を取るんじゃなくて、もうほかの予算と同じように、  
1年間榛東村が使う可燃物・不燃物の大小のごみ袋何枚とわかったら、それを一括しておけば一緒に  
まぜて、わかりやすいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（南 千晴君） 山本住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 村上議員のおっしゃることも理解はできるんですけれども、入札を  
して、製造をして、販売するまでの期間というのをとらないといけませんので、そうしますと、その  
猶予をとってからの販売になります。

昨年までは入札……一昨年までですね、それまでは10月から3月までの分としての入札だったので、  
4月から9月分までについては随契を行っていました。そこで随契を行うことによって、確かに販売  
価格に反映というか、そこはわからないんですけれども、ちょっと高くなってしまうということもあ  
るので、それならば、ちょっとイレギュラーなんですけれども、10月から翌年の9月までというこ  
とで入札をして、随契はなくしましょうという方向に変えたことによるもので、予算というのは年度で  
予算を組みますので、平成32年度の予算を組むことができませんので、この債務負担行為を行うとい  
うことでございます。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第27号に  
ついては、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査するこ  
とにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第27号については、議長を除く議員全員で構成する予  
算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。

午前9時17分休憩

---

午前9時23分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

先ほど設置した予算審査特別委員会を開催し、互選により正副委員長が決まりましたので報告いた  
します。

委員長に岸昭勝議員、副委員長に清水健一議員が就任いたしました。

ここで、就任のご挨拶をお願いいたします。

初めに、予算審査特別委員会委員長、岸昭勝議員、よろしくお願い申し上げます。

[予算審査特別委員会委員長 岸 昭勝君登壇]

○予算審査特別委員会委員長（岸 昭勝君） 皆さん、おはようございます。

また、予算委員長ということでお世話になるわけですが、議会にとって予算審議というのは大変重要になるかと思えます。住民のためになって、効率のいい健全な予算が成立しますよう、皆様のご協力をお願い申し上げまして、簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 続きまして、副委員長、清水健一議員、よろしくお願い申し上げます。

[予算審査特別委員会副委員長 清水健一君登壇]

○予算審査特別委員会副委員長（清水健一君） 皆さん、こんにちは。

先ほど岸委員長のご指名を受けまして、副委員長ということでやらさせていただきます。岸委員長をしっかりと補佐できるよう頑張ってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 審査のほどよろしくお願い申し上げます。



## ◎日程第2 議案第28号 平成31年度榛東村国民健康保険特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第2、議案第28号 平成31年度榛東村国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

[健康保険課長 安田 睦君発言]

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第28号 榛東村国民健康保険特別会計予算について説明申し上げます。

議案書は242ページでございます。

第1条第1項でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億3,124万6,000円でございます。

第2条におきまして、一時借入金の借り入れ最高額は5,000万円と定めるものでございます。

第3条におきまして、保険給付費につきまして、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、同一款内で流用が行えるものと定めるものでございます。

歳入歳出予算の主要事項につきましては、別冊の予算説明資料により説明を申し上げます。

211ページをお願いいたします。

初めに、歳入です。

1 款国民健康保険税については、前年度から2,995万7,000円減の2億8,188万円です。減額の理由は、主に被保険者数の減によるものと思います。

5 款県支出金は、前年度から2,452万円増の10億7,933万5,000円でございます。これは、保険給付費に必要な全額を国と県とで交付される普通交付金は前年度とほぼ同額でございますが、特別交付金であります都道府県繰入金増額と特定保健指導分と結核性心疾患に係る特別調整交付金が新たに追加されて増額となっております。

7 款繰入金は、前年度から2,244万1,000円増の1億6,503万4,000円です。一般会計繰入金は8,759万3,000円と基金繰入金7,834万5,000円を見込んでおります。

次に、212ページをお願いします。

歳出でございます。

2 款保険給付費は、前年度から1,447万3,000円減の10億4,013万6,000円でございます。保険給付費については、県が算定した金額を参考に計上しております。

3 款国民健康保険事業費納付金、前年度から434万1,000円減の4億1,885万5,000円です。これは県へ納付する納付金でございます。過去3年の医療費の水準や所得水準等から算定されたものでございます。

次に、5 款保健事業費は、前年度から678万7,000円増の2,707万8,000円でございます。増額の主な要因としましては、特定健康診査の受診率を向上するため、過去3年間受診をしていない者に受診勧奨の個別通知を送付するもので、費用に対して県の先ほど説明しました特別交付金400万円を上限とされますが、それが交付の予定のため、全額補助金で賄う予定でございます。

6 款、7 款は前年とほぼ同額の予算規模でございます。

8 款予備費ですが、国保財政は原則県の運営となるということで、平成30年度は不用ということで予算計上をしておりませんでした。医療費は普通交付金として県から交付はされますが、村が一旦保険給付費として支払う形をとるため、高額な保険給付費の発生等に備え、予備費は必要であるため、計上をさせていただきます。

2 款保険給付費の3%程度という指導がありますので、3,000万円を計上させていただきました。

以上で議案第28号の説明とさせていただきます。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質問は1人3回までといたします。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第28号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

◎日程第3 議案第29号 平成31年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第3、議案第29号 平成31年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第29号、平成31年度榛東村後期高齢者医療特別会計当初予算について説明を申し上げます。

議案書は247ページをお願いします。

第1条第1項でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,652万9,000円でございます。

第2条におきまして、一時借入金の借り入れ最高額は5,000万円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の主要事項については、予算説明資料により説明を申し上げます。

234ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書総括でございます。

まず、歳入です。

1款後期高齢者医療保険料については、前年度から429万7,000円の増の8,998万7,000円でございます。高齢者人口の増加による被保険者数の増加によるものでございます。

2款繰入金、前年度から394万5,000円の減の3,642万7,000円です。一般会計の繰入金でございます。

次に、235ページをお願いします。

歳出でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金については、前年度とほぼ同額の予算規模で1億2,383万円でございます。

以上で議案第29号の説明とさせていただきます。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第29号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

#### ◎日程第4 議案第30号 平成31年度榛東村介護保険特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第4、議案第30号 平成31年度榛東村介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） それでは、議案第30号 平成31年度榛東村介護保険特別会計予算について説明申し上げます。

議案書250ページをお願いします。

第1条第1項でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億1,599万8,000円でございます。

第2条におきまして、一時借入金の借り入れ最高額は5,000万円と定めるものでございます。

第3条におきましては、保険給付費につきまして、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、同一款内で流用が行えるものと定めるものでございます。

次に、歳入歳出予算の主要事項について別冊の予算説明資料により説明をいたします。

243ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書の総括でございます。

初めに、歳入です。

1款保険料については、前年度から502万9,000円増の2億7,600万2,000円です。高齢者人口の増加により被保険者の増によるものでございます。

2款国庫支出金については、前年度から1,002万6,000円の減の2億6,271万円でございます。給付費に対して国から交付されるものですが、前年度より減額の要因は、高齢化率、財政力等により交付される調整交付金の交付割合を実績に合わせ5%から4%に見直したため、減額となっております。

3款支払基金交付金と4款県支出金については、前年とほぼ同額の予算規模でございます。

5款介護予防支援費については、前年から80万4,000円の増、820万2,000円でございます。主な増の要因としましては、包括支援センターが作成する介護予防計画件数の増加によるものでございます。

7款繰入金については、前年から871万円増の1億8,088万5,000円でございます。主に調整交付金の交付割合を1%減に見直しして予算を計上したため、交付金の減額分を第1号被保険者負担分、介護保険料で賄うこととなるため、不足分を基金から繰り入れるものでございます。

次に、244ページをお願いします。

歳出でございます。

2款保険給付費については、前年とほぼ同額規模の11億1,399万2,000円でございます。前年度の給付費の状況により算定いたしました。



3款地域支援事業については、前年度から275万7,000円増の7,703万7,000円でございます。介護予防サービス利用者の増加により包括的支援事業費の計画作成費委託料が増加が見込まれるための増となっております。

6款予備費です。昨年から100万円増の200万円を計上いたしました。介護給付費等の急な支出増に備えるための増額でございます。

以上で、議案第30号の説明とさせていただきます。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番村上慎一議員。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 説明をいただいた予算説明資料の243ページ、歳入なんですが、国庫支出金が課長のご説明で5%から4%への変更によって1,000万円減額になって、7番の繰入金に関しては871万円の増。これも何か、すみません、よくわかりません。

パーセントの見直しによってということなんですけれども、この国からいただくお金が減ったりとか、繰り入れがふえたりとかというのは、村の財政とか、あとは実際にサービスを受ける村民の方のサービス料だとか、そういったことには直接影響はしないものなんでしょうか、お尋ねします。

○議長（南 千晴君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 介護保険の財源といたしましては、国の負担、それから県の負担、市町村、村の負担、それから40歳から64歳の人の保険料の負担、そして65歳以上の方の保険料の負担ということで割合が決まっております、先ほど調整交付金の交付割合を見直しというか、実績に合わせて減らしたというところが、国の負担のうちの5%相当分は、市町村の高齢者の所得分や高齢化率等の格差を是正するように1から12%の幅で市町村に合わせて交付されるところでございまして、榛東村は予算計上としては5%で見てしていたところなんです、実際は、先日のところでも説明しましたが、平成29年度は3.44%、平成30年度はもっと低く交付されるようで、榛東村の65歳以上の方は若い方が多いのかなという、全国の割合で。そういうところからも、国からもらえる率が低いほうでございまして、そこを高く設定で予算をしても、実際は交付率が……交付率がわかるのは、毎年年度末のこの今の時期ですので、また変動が出てくると思うんですけれども、多く見積もっておいて入ってこないというのも困りますので実情に合わせた、もとの給付費が大きいので、1%減らしただけでも1,000万円からのもっと減になるということになります。

繰入金がふえたというのは、特別調整交付金が入ると見込んでいた分を実績に合わせて減らしましたので、でも、65歳以上の方の保険料から入るのは、ある程度人数とか、そういった割合で入ってく

る率が決まっていますので、それに足りない部分を基金から、介護保険も基金がありますので、そこで足りない分を基金から貸しますよということでの説明でございました。よろしいでしょうか。

○4番（村上慎一君） ありがとうございます。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第30号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

◇

### ◎日程第5 議案第31号 平成31年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算 について

○議長（南 千晴君） 日程第5、議案第31号 平成31年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） それでは、議案第31号 平成31年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算の説明を申し上げます。

平成31年度においては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ982万9,000円とするものでございます。この事業は平成8年で貸付事業は終わっております。平成33年度まで還付生命保険への償還と貸し付けをしました貸付金の回収を行うものでございます。歳入歳出予算の主要事項については、別冊の平成31年度予算説明資料で説明させていただきます。

説明資料の268ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の総括でございます。

最初に、歳入でございます。

2款繰入金、前年度と比較して3万4,000円減の46万円です。

3款諸収入、前年度と比較し、94万2,000円減額の927万9,000円です。

269ページをお願いいたします。

歳出になります。

2款公債費、前年度と比較しまして、97万6,000円減の970万4,000円となっております。

以上で、議案第31号の説明とさせていただきます。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第31号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。



## ◎日程第6 議案第32号 平成31年度榛東村公共下水道事業特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第6、議案第32号 平成31年度榛東村公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） それでは、平成31年度榛東村公共下水道事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

議案書258ページをお願いいたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億7,937万4,000円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為とすることができる事項について期間及び限度額を定めるものです。

第3条におきまして地方債の限度額を定めるものです。

第4条につきましては、一時借入金の総額を2億円と定めるものでございます。

議案書261ページをごらんください。

第2表 債務負担行為でございます。事項につきましては、一般経費、下水道事業法適化移行支援業務委託としまして期間とし、平成32年から33年までの期間、限度額を1,439万1,000円とするものでございます。

議案書262ページをごらんください。

第3表 地方債でございます。起債の目的及び限度額でございますが、特定環境保全公共下水道事業債として3,430万円、公共下水道事業債として7,421万5,000円、公営企業会計適用債として1,300万円を限度額とするものでございます。合計額とし、1億2,151万5,000円とするものでございます。

詳細につきまして、歳入歳出予算事項別明細書の総括にてご説明を申し上げます。

別冊平成31年度予算説明資料をごらんください。

ページは276ページでございます。

初めに、歳入でございます。

1款分担金及び負担金、本年度予算額1,931万7,000円、前年度比較412万円の減でございます。こちらにつきましては、前年度に比べ供用開始区域の接続件数等の予定が少ないために、歳入予定額が

減額となるものでございます。

2款使用料及び手数料、本年度予算額5,883万円、比較382万円の増でございます。内訳としましては、公共分として約1,030戸、特定環境分としまして860戸を見込んでございます。

3款国庫支出金、本年度予算額7,500万円は、汚水処理交付金の内示見込みの金額を計上してございます。

4款県支出金370万円、公共下水道事業費県補助金でございます。こちらにつきましても、内示見込み額を計上したものでございます。

5款繰入金2億65万1,000円、比較1,606万3,000円の増は、マンホールポンプの更新工事、流域建設負担金、流域維持管理負担金、起債の元金償還金などの増額が主な要因でございます。一般会計よりの繰入金を増額するものでございます。

7款諸収入36万円、比較としまして311万5,000円の減でございます。こちらは、消費税の試算により歳入する見込み額が減少したものでございます。

8款村債1億2,151万5,000円、比較351万5,000円の増は、建設工事費に係る起債の額は減額となりますが、下水道事業法適化移行支援業務に対する起債として公営企業会計適用起債を予定しているため、増額となっております。

277ページをごらんください。

歳出でございます。

1款総務費、本年度予算額1,898万3,000円、比較967万7,000円の増でございます。こちらは、下水道事業法適化移行支援業務の計上並びに事業費の見直しにより増額となったものでございます。

2款建設費、本年度予算額2億4,028万8,000円、比較469万1,000円の減でございます。主に単独の管渠整備費の割合が減少したことにより減額となったものでございます。

3款管理費、本年度予算額4,489万6,000円、比較379万4,000円の増は、マンホールポンプの更新工事、流域下水道の維持管理負担金の増額が主な要因でございます。

4款公債費、本年度予算額1億7,520万7,000円、比較738万3,000円の増は、元金の償還が5年据え置きではなくなったため、増額となるものでございます。

以上で、議案第32号の説明とさせていただきます。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番村上慎一議員。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 議案書の262ページ、地方債ですが、証書借入または証券発行、利率年2%以内と記載してあります。

説明にあるように政府資金等々お金を借りるわけなんです、ずっと日本ではゼロ金利政策やっています、私たち民間が借りるに対しても2%で借りたことはありません。1%もしくは0.9%でお金を借り入れたりするんですが、地方自治体が借りる場合にこの2%というのは、例えば1%とか、もっと基本的には潰れる可能性がないところへ貸すんですから、利率を下げれば、先ほど説明があった277ページ公債費で償還期間、猶予がなくなって、実際支払いが始まるんですけども、この利率によって単純に、これは働かなくても不労収益と同じ反対の意見があるじゃないですか。お金がお金を生んで、払っちゃうわけなんで、これは企画財政の仕事かもしれないんですけども、村が金融さんから借りるときの利率というのは、どのように交渉されて決定しているんでしょうか、お尋ねします。

○議長（南 千晴君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） ただいま村上議員よりご質問のありました公共下水道事業の地方債の部分につきまして、262ページの地方債、第3表をごらんいただき、ご説明を申し上げます。

こちらの金利につきまして、年2.0%以内ということで、実際の利率につきましては、借り入れる時期に再度利率の提示がございます。それが2%を超える場合には議会の承認が再度必要になりますので、再度議決を求めるようになるかと思われま。

実際の借り入れにつきましては、今現在2%という利率のものはございませんので、実際には1.05%とか、そういう低い率のものです。

また、金融機関、銀行等民間の金融機関のほうで借りるような形になりますと、金融機関のほうに改めて利率を、借り入れる額を提示した上で利率の見積もりを取らせていただいて、その上で借り入れをするような状況でございます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 財政課長、補足ありますか。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 大まかにつきましては、先ほど上下水道課長が申し上げたとおりなんです、国や地方公共団体金融機構、こちらにつきましては、もう向こうのほうで指示してくる利率でございます。民間につきましては、先ほどありましたように、入札と同様なんですけれども、条件を示して利率の提示を受けて、その中から一番安いところを選んで借りるようにしています。

今回の議案書についても2%以内ということで、多分、ここ数年そのような記述になっていると思いますが、ちょっと平成29年度の実績でいいますと、一般会計で借りたのが0.01%、それから公共下水のほうも0.5%で借りていますので、ここは以内ということで、もし伸びた場合ということで、ちょっと見過ぎかと言われるかもしれないですけども、以内というところをお願いします。

○4番（村上慎一君） ありがとうございます。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第32号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◇

## ◎日程第7 議案第33号 平成31年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第7、議案第33号 平成31年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） それでは、平成31年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

議案書263ページをお願いいたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,356万7,000円とするものでございます。

第2条では、債務負担行為とすることができる事項、期間及び限度額を定めるものでございます。

第3条は、地方債の借り入れ目的、限度額、起債の方法を定めるものでございます。

266ページをごらんください。

第2表 債務負担行為でございます。

事項につきましては、一般管理費、下水道事業法適化移行支援業務委託費とし、期間につきましては平成32年度から33年度まで、限度額は1,465万9,000円でございます。

267ページをごらんください。

第3表 地方債でございます。

起債の目的につきましては、公営企業会計適用債借入限度額1,000万円でございます。合計借入額につきましても同額の1,000万円でございます。

歳入歳出予算事項別明細書の総括によりご説明を申し上げます。

平成31年度予算説明資料298ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款分担金及び負担金、本年度予算額364万1,000円、比較4万円の増でございます。新規加入分担金の見込み分を含めた計上でございます。

2款使用料及び手数料、本年度予算額3,202万1,000円、比較87万6,000円の増でございます。前年度実績並びに新規加入等を鑑み、予算計上したものでございます。

3款繰入金、本年度予算額1億4,093万7,000円、比較1,710万6,000円の増でございます。電気料、修繕工事、処理場の機能診断調査、最適化構想等の委託費が増額となり、主な要因でございます。

299ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、本年度予算額2,166万円、比較808万3,000円の増でございます。こちらは、公共下水道事業債特別会計でも計上いたしましたが、下水道事業法適化移行支援業務の費用を計上しております。

2款管理費、本年度予算額6,947万9,000円、比較2,673万7,000円の増でございます。こちらにつきましては、電気料、修繕工事、処理場の機能診断等が主な増額要因でございます。

3款公債費、本年度予算額1億242万8,000円、比較1,000円の増でございます。

以上で、議案第33号の説明とさせていただきます。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第33号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

◇

## ◎日程第8 議案第34号 平成31年度榛東村学校給食事業特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第8、議案第34号 平成31年度榛東村学校給食事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 議案第34号 平成31年度榛東村学校給食事業特別会計予算について説明をさせていただきます。

議案書268ページをお願いいたします。

第1条第1項は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,514万4,000円とするものです。

第2条は、一時借入金の最高額について定めたものです。

歳入歳出の主要事項につきましては、予算説明資料で説明をさせていただきます。

予算説明資料318ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書総括でございます。

初めに、歳入です。

1款事業収入、これは保護者などから徴収する給食費にかかわるものでございますが、前年度から66万8,000円減の6,183万7,000円。減額の要因は、主に対象者数が若干減少する見込みによるものでございます。

2款使用料及び手数料は、前年度と変わらず7,000円です。

3款繰入金は、前年度から225万7,000円増の7,319万5,000円です。繰入金の内容は、学校給食センターの維持管理費や運営費などに係る一般会計からの繰り入れ、また給食費の第三子無料化や10%相当額軽減に係る一般会計からの繰り入れでございます。

4款繰越金は、前年度と変わらず1,000円でございます。

5款諸収入は、前年度と変わらず10万4,000円で、消費税の還付金などを見込んだものでございます。

次に、319ページ、歳出でございます。

1款総務費は、前年度から387万5,000円増の6,007万9,000円でございます。

2款事業費、これは賄い材料費にかかわるものですが、前年度から228万6,000円減の7,356万5,000円です。減額の要因は、先ほど説明しましたとおり、対象者数が若干減少する見込みによるものです。

3款予備費は、前年度と変わらず150万円です。

議案第34号の説明は以上でございます。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第34号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

◇

## ◎日程第9 議案第35号 平成31年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第9、議案第35号 平成31年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 議案第35号 平成31年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について



てご説明申し上げます。

議案書271ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額は、第1条第1項で歳入歳出それぞれ3,221万円とするものでございます。

以下、別冊の予算説明資料にて説明いたします。

330ページをごらんください。

事項別明細書の総括、歳入です。

1款事業収入は、前年度と同額の3,200万円です。

2款財産収入は、前年度から1,000円の増です。

3款、4款については、前年度と同額となります。

331ページをごらんください。

歳出です。

1款総務費は、前年度から8万円増の2,735万2,000円です。

2款管理費は、前年度から7万9,000円減の485万8,000円です。

議案第35号の説明は以上です。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第35号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。



## ◎日程第10 議案第36号 平成31年度榛東村上水道事業会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第10、議案第36号 平成31年度榛東村上水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） それでは、平成31年度榛東村上水道事業会計予算につきましてご説明を申し上げます。

議案書274ページをごらんください。

第2条では、業務予定量を次のとおりとしております。

1号としまして、給水人口1万4,386人。以下、8号においては、1件当たり1日平均有収水量を0.75立米と定めるものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額を水道事業収益2億9,712万9,000円、水道事業費用2億8,439万1,000円と定めるものとさせていただきます。

次の275ページをお願いいたします。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額を資本的収入55万円、資本的支出6,524万5,000円と定めるものとさせていただきます。

第5条では、一時借入金の限度額を2億円と定めるものとさせていただきます。

第6条、予定支出の各項の経費の流用ができる場合を定めるものとさせていただきます。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるもので、1号の職員給与費1,817万9,000円を定めるものとさせていただきます。

276ページをごらんください。

8条、たな卸資産の限度額496万3,000円を定めるものとさせていただきます。

平成31年度予算資料によりご説明をさせていただきます。

335ページをお願いいたします。

335ページからは平成31年度実施計画書となっております。

ページは335ページから336ページまで、内容としましては収益的収入及び支出の予定額。337ページは資本的収入及び支出の収入、338ページは資本的収入及び支出の支出の項目でございます。

339ページをごらんください。

平成31年度上水道事業予定キャッシュ・フローの計算書でございます。

1の業務活動から次の340ページ3の財務活動までにより資金の増減を予測するもので、平成31年度につきましては資金増額、資金の期末残高につきましては9億51万5,629円を予想してさせていただきます。

341ページから346ページまでは給与費明細書でございます。説明は省略をさせていただきます。

347ページをごらんください。

平成31年度予定貸借対照表でございます。

ページが少し飛びますが、350ページ最下段をごらんください。

貸借対照表の負債・資本合計額となっております。負債・資本合計額につきましては33億9,792万6,801円でございます。

351ページ、352ページにつきましては、平成31年度の重要な会計方針に係る事項に関する注記でございます。

353ページは、平成30年度分の予定損益計算書となっております。

354ページから359ページは、平成30年度の予定貸借対照表、重要事項に係る事項に関する注記等でございます。説明は省略をさせていただきます。

360ページをお願いいたします。

平成31年度榛東村上水道事業会計予算説明書でございます。

主なものについてご説明いたします。

収益的収入及び支出の収入、3条予算でございます。

1款1項営業収益、本年度予算額2億3,643万円でございます。

1款2項営業外収益、6,069万8,000円でございます。

362ページをごらんください。

3条予算、支出になります。

1款1項営業費用、2億6,829万1,000円でございます。

366ページ、1款2項営業外費用でございます。こちらは1,500万円を予定してございます。

368ページをごらんください。

資本的収入及び支出の収入でございます。こちらは4条予算となります。

1款1項工事負担金55万円。

369ページ、支出でございます。

1款1項1目建設改良費3,616万6,000円並びに1款2項企業債償還金2,907万9,000円でございます。

以上で、議案第36号の説明とさせていただきます。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番村上慎一議員。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 水道事業も村民のライフスタイルには絶対欠かせないもので大事なことで、かかる予算も大きいわけです。課長が今細かく説明をしてくれたんですけども、わかりやすくですね、水道事業は今黒字なんですか、赤字なんですか。

○議長（南 千晴君） 山口上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） 赤字黒字の判断としましては、さまざまな考え方がございますが、予算書でご説明しますと、274ページ、3条収益的収入及び支出の欄でございますが、こちらのほうで見ますと、収入の合計額、事業収益としましては2億9,712万9,000円。これに対しまして支出が2億8,439万1,000円ということで通常業務内でございますが、この中では黒字となります。

ただし、275ページ、こちらのほう資本的収入及び支出の項目になりますが、こちらのほうでは工事に係る費用が結構大きな金額を占めておりまして、工事費で約3,600万円、また起債の償還で2,900万円ということで、支出のほうで6,500万円ほどとなっております。これに対して収入のほうとしましては、本年度は55万円ということでございますので、その差額については大分大きな支出があるということですが、こちらについては、過年度分の留保資金等を賄うことにより不足分を補充すると

いう流れでございます。過去におきます黒字、純利益ですね。こちらのほうの積み立てで賄う状況で今のところ推移している状況でございます。また、支出がかさむようになりましたら、事前に推計等により、水道料金等の対応も含めて経営の見直しは必要になるかと思われます。

以上です。

○議長（南 千晴君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） これは榛東村に限ったことでなくて、水道事業は民間委託とか、全国的に注目を浴びている項目ですし、水道使用料の減少、また施設の老朽化に伴って修繕費等々かかってくるのが現状だと思います。

ですから、先ほどの説明資料の363ページに上水道施設修理1,155万円ですか、こういうのは、もう直さなければ自分たちが安全な水を使えないので、しょうないと言え、しょうないんですけども、全体的に公共施設の、きのう申しあげましたように、見直しを早期にさせていただいて、あと、前々から何回か言っていますけれども、不明水があるじゃないですか。あれ、監査委員の指摘では年間約7,000万の水がお金をいただくことなく、なくなっていますので、そういう金額は私は大きいと思うんですよね。例えばその1割なり2割を事前に調査か何かで手当てができれば、その7,000万を、冗談じゃないですけども、みずみず流しちゃうことがないので、それは大きな財源の中の手当てとして考えていただきたいと。

きのう村長も言われましたけれども、各所属長の方がおのおの持たれている自分の中の課の予算を若干数パーセントでも、どこかで効率よく使っていただく、またきめ細かく観察して、支出をなくしていただくことによって、自主財源がないわけですから、村民の安心した暮らしにつながられるんじゃないかと思っておりますので、これは皆さんにお願いですけれども、ぜひ早目早目のチェックをしていただいて、支出の低減を図っていただくようお願いして終わります。

○議長（南 千晴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第36号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

---

## ◎散 会

○議長（南 千晴君） 以上をもちまして、平成31年第1回定例会第3日目を散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時19分散会

平成 3 1 年第 1 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 4 号

3 月 1 2 日 (火)

# 平成31年第1回榛東村議会定例会会議録第4号

平成31年3月12日（火曜日）

## 議事日程 第4号

平成31年3月12日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議案第 2号 公平委員会委員の選任について
- 日程第 2 議案第 3号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 3 議案第 4号 榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 4 議案第 5号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第27号 平成31年度榛東村一般会計予算について
- 日程第 6 議案第28号 平成31年度榛東村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 7 議案第29号 平成31年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 8 議案第30号 平成31年度榛東村介護保険特別会計予算について
- 日程第 9 議案第31号 平成31年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算について
- 日程第10 議案第32号 平成31年度榛東村公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第33号 平成31年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第12 議案第34号 平成31年度榛東村学校給食事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第35号 平成31年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第36号 平成31年度榛東村上水道事業会計予算について
- 日程第15 議案第37号 村道の路線の認定について
- 日程第16 議案第38号 群馬県市町村総合事務組合規約を変更する協議について
- 日程第17 議案第42号 自動車交通事故による対物損害賠償について
- 日程第18 議案第43号 平成30年度榛東村上水道事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第19 選挙第 1号 榛東村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第20 委員会の閉会中の継続調査に係る中間報告について（文教厚生常任委員会）
- 日程第21 総務産業建設常任委員会に付託の陳情第4号について
- 日程第22 総務産業建設常任委員会に付託の請願第2号について
- 日程第23 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第24 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 25 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 26 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 27 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

---

## **本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

## 出席議員（14名）

1番	波多野 宏美 君	2番	善養寺 孝 君
3番	蜂 巢 實 君	4番	村 上 慎一 君
5番	川 田 敏彦 君	6番	小野関 治義 君
7番	高 田 清一 君	8番	清 水 健一 君
9番	枡 井 保夫 君	10番	小 山 久利 君
11番	山 口 宗一 君	12番	岸 昭勝 君
13番	早 坂 通 君	14番	南 千晴 君

## 欠席議員（なし）

---

## 説明のため出席した者

村 長	真 塩 卓 君	副 村 長	倉 持 直美 君
総 務 課 長	清 村 昌一 君	企 画 財 政 課 長	早 川 弘行 君
税 務 課 長	岩 田 彦一 君	住 民 生 活 課 長	山 本 正子 君
健 康 保 険 課 長	安 田 睦 君	産 業 振 興 課 長	狩 野 宏記 君
建 設 課 長	久 保 田 邦夫 君	上 下 水 道 課 長	山 口 誠一 君
会 計 課 長	浅 見 英一 君	教 育 長	阿 佐 見 純 君
教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	小 池 賢一 君		

---

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	飯 塚 邦 守	書 記	志 岐 英 代
---------	---------	-----	---------



## ◎開 議

午前9時開議

○議長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成31年第1回榛東村議会定例会第4日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

直ちに、お手元に配付いたしました日程により会議を行います。



## ◎日程第1 議案第2号 公平委員会委員の選任について

○議長（南 千晴君） 日程第1、議案第2号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） 改めましておはようございます。

大分、いい天気になりました。第1回目の定例議会もきょうは最終日でございます。いろいろありがとうございました。

それでは、公平委員会委員の選任について、ご説明とお願いを申し上げたいというように思います。

公平委員会の委員である高橋弘二さんの任期がことしの6月8日で満了となるため、新たに本年6月9日から4年間の任期となる委員の選任について、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

高橋さんは、平成27年6月9日に公平委員会委員に就任され、現在1期目であります。平成29年9月から委員長に就任するなど、ほかの委員からの信望が厚い方でございます。

つきましては、引き続き、高橋さんを公平委員会の委員として選任いたしたく、議会の同意をお願い申し上げるところでございます。

なお、任期につきましては、平成31年6月9日から平成35年6月8日までの4年間でございます。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

議案第2号 公平委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を

求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第2 議案第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（南 千晴君） 日程第2、議案第3号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

真塩村長。

[村長 真塩 卓君登壇]

○村長（真塩 卓君） 引き続きまして、人権擁護委員の候補者の推薦についてのご説明を申し上げたいと思います。

岩田良子さんは、平成28年7月1日から人権擁護委員としてご活躍いただいている方でございます。この6月30日に1期目の任期満了を迎えることから、再度の推薦をお願いするものでございます。

岩田さんは、温厚で明るく、その人柄から友人も多く、地域活動にも積極的に参加され、地域での信望も厚い方でございます。

引き続き、人権擁護委員としてご活躍いただきたく、法務大臣に対して再任としての推薦を行おうと思っております。

人権擁護委員法の第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、平成31年7月1日から平成34年6月30日までの3年間でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

議案第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について、原案のとおり人権擁護委員候補者として適任である旨の意見を添え、答申することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第3 議案第4号 榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第3、議案第4号 榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

ここで、清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

8番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第4号 榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る3月1日、当委員会に付託されました議案第4号 榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、3月5日、村長、副村長、教育長、関係課長、局長、委員全員並びに議長出席のもと、慎重に審査を行いました。

全部改正の理由について質疑があり、経緯について説明を受けた後、採決を行い、本条例制定は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

平成31年3月12日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第4号について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第5号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び  
運営の基準等に関する条例の制定について

○議長（南 千晴君） 日程第4、議案第5号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定についてを議題といたします。

ここで、清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

8番清水健一議員。

[文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇]

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第5号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る3月1日、当委員会に付託されました議案第5号 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について、3月5日、村長、副村長、教育長、関係課長、局長、委員全員並びに議長出席のもと、慎重に審査を行いました。

改正内容及び対象となる村内の施設について説明を受けた後、採決を行い、条例の制定は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

平成31年3月12日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第5号について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第5 議案第27号 平成31年度榛東村一般会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第5、議案第27号 平成31年度榛東村一般会計予算についてを議題といたします。

ここで、岸予算審査特別委員会委員長の審査報告を求めます。

12番岸昭勝議員。

〔予算審査特別委員会委員長 岸 昭勝君登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（岸 昭勝君） 予算審査特別委員会委員長報告を行います。

去る3月1日、本委員会に付託されました議案第27号 平成31年度榛東村一般会計予算について、3月6日、村長、副村長、教育長、関係課長、局長、議長、委員全員の出席のもとに慎重に審査を行いました。

本案につきまして、1月の全員協議会時に副村長査定段階における説明を執行部側から受けていることから、当日は、副村長査定段階から大きく変わった点、また全員協議会で取りまとめた、議会側の要望がどうか、村長査定に反映されたかどうかの2点を中心に説明を受けました。

質疑終了後、直ちに採決を行い、全員賛成により、本委員会は平成31年度榛東村一般会計予算について原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、その執行については、最少の経費で最大の効果を挙げるべしとの原則に従って、効果的な執行が肝要であるとの認識に立ち、委員会における質疑のもとに平成31年度予算を執行する上で、次のような要望事項をまとめました。

予算審査特別委員会要望事項。

1つ、農業用水施設等の更新は計画性を持って実施すること。

1つ、中央コミセンと学校給食センターの複合施設における基本設計業務は、年齢、性別を問わず、多くの村民の意見をくみ上げた設計になるようにすること。

1つ、茅野遺跡の今後の遺跡保存方法や活用につながる計画は、発掘調査報告書の作成と同時に検討すること。

1つ、国の保育料無償化に向けて、保護者をはじめ、村民に制度の周知を図ること。

1つ、空き家等対策補助金は、要綱に基づいた適切な執行を図るとともに、関係各課で連携し、移住・定住や人口増加につながるよう内容を検討すること。

1つ、高齢者運転免許証の返納制度は、補助金の交付とともに、交通弱者の対策を検討すること。

以上、要望事項として、委員長報告といたします。

平成31年3月12日、予算審査特別委員会委員長、岸昭勝。

以上です。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審議の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第27号について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。



## ◎日程第6 議案第28号 平成31年度榛東村国民健康保険特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第6、議案第28号 平成31年度榛東村国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

8番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第28号 平成31年度榛東村国民健康保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る3月1日、当委員会に付託されました議案第28号 平成31年度榛東村国民健康保険特別会計予算について、3月5日、村長、副村長、教育長、関係課長、局長、委員全員並びに議長出席のもと、慎重に審査を行いました。

社会保険の適用拡大や出産一時金に対する質疑があり、現状の動向について説明がありました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

平成31年3月12日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審議の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第28号について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。



## ◎日程第7 議案第29号 平成31年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第7、議案第29号 平成31年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

ここで、清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

8番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第29号 平成31年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る3月1日、当委員会に付託されました議案第29号 平成31年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について、3月5日、村長、副村長、教育長、関係課長、局長、委員全員並びに議長出席のもと、慎重に審査を行いました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

平成31年3月12日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審議の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第29号について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。



### ◎日程第8 議案第30号 平成31年度榛東村介護保険特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第8、議案第30号 平成31年度榛東村介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

ここで、清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

8番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第30号 平成31年度榛東村介護保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る3月1日、当委員会に付託されました議案第30号 平成31年度榛東村介護保険特別会計予算について、3月5日、村長、副村長、教育長、関係課長、局長、委員全員並びに議長出席のもと、慎重に審査を行いました。

介護保険事業については、現在平成33年度までの第7期介護保険事業計画2年目であることや、今後サービスを利用する村民がふえていく見込みであるなどの説明を受けました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

平成31年3月12日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審議の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。



〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第30号について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

### ◎日程第9 議案第31号 平成31年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算 について

○議長（南 千晴君） 日程第9、議案第31号 平成31年度榛東村住宅新築資金等貸付特別会計予算  
についてを議題といたします。

ここで、清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

8番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第31号 平成31年度榛東村住宅新築資金等貸付特  
別会計予算について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る3月1日、当委員会に付託されました議案第31号 平成31年度榛東村住宅新築資金等貸付特別  
会計予算について、3月5日、村長、副村長、教育長、関係課長、局長、委員全員並びに議長出席の  
もと、慎重に審査を行いました。

議案の説明の後、採決を行い、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

平成31年3月12日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審議の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第31号について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。



## ◎日程第10 議案第32号 平成31年度榛東村公共下水道事業特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第10、議案第32号 平成31年度榛東村公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

ここで、小山総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番小山久利議員。

[総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇]

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 議案第32号 平成31年度榛東村公共下水道事業特別会計予算について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る3月1日、当委員会に付託されました議案第32号 平成31年度榛東村公共下水道事業特別会計予算について、3月4日午前9時より301会議室において、委員全員、執行側より村長、副村長、関係課長、議長出席のもと、慎重に審査を行いました。

下水道計画認可面積316ヘクタールのうち、現在の工事進捗状況や接続率に関する質疑が行われました。また、地方公営企業法の適用を平成35年4月から実施できるよう、整備を進めるとの回答がありました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

平成31年3月12日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審議の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第32号について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。



### ◎日程第 1 1 議案第 3 3 号 平成 3 1 年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算 について

○議長（南 千晴君） 日程第11、議案第33号 平成31年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

ここで、小山総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番小山久利議員。

[総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇]

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 議案第33号 平成31年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る3月1日、当委員会に付託されました議案第33号 平成31年度榛東村農業集落排水事業特別会計予算について、3月4日午前9時より301会議室において、委員全員、執行側より村長、副村長、関係課長、議長出席のもと、慎重に審査を行いました。

なお、接続率向上のための方策等について質疑があり、平成30年度においては村づくり祭にブースを設置し、周知を図るなどを試みたところである。本年においては、さらに区長会や各地区の周知に係る会議を開催するとともに、未接続者を対象に接続を促す説明会を実施したいとの答弁がありました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

平成31年3月12日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審議の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第33号について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第12 議案第34号 平成31年度榛東村学校給食事業特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第12、議案第34号 平成31年度榛東村学校給食事業特別会計予算についてを議題といたします。

ここで、清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

8番清水健一議員。

[文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇]

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第34号 平成31年度榛東村学校給食事業特別会計予算について、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

去る3月1日、当委員会に付託されました議案第34号 平成31年度榛東村学校給食事業特別会計予算について、3月5日、村長、副村長、教育長、関係課長、局長、委員全員並びに議長出席のもと、慎重に審査を行いました。

地元産食材の使用割合や農家への依頼状況について質疑があり、使用割合は現状維持している。また、農家からの仕入れに対しては、農業人口が減少する中において苦勞しているが、今後とも丁寧に交渉努力を継続したいと回答がありました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

平成31年3月12日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審議の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第34号について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

### ◎日程第13 議案第35号 平成31年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第13、議案第35号 平成31年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算についてを議題といたします。

ここで、小山総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番小山久利議員。

[総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇]

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 議案第35号 平成31年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る3月1日、当委員会に付託されました議案第35号 平成31年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について、3月4日午前9時より301会議室において、委員全員、執行側より村長、副村長、関係課長、議長出席のもと、慎重に審査を行いました。

経年劣化による売電収入の減少が懸念されるなどの質疑がなされ、発電量は、日照時間や日照量により毎年変動するものであるが、本年は増額傾向である。設備の状況については、設置後5年が経過したことを踏まえ、業者と相談し、無料でできるのであれば調査を依頼したいとの回答がありました。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

平成31年3月12日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審議の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第35号について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

---

◇

#### ◎日程第14 議案第36号 平成31年度榛東村上水道事業会計予算について

○議長（南 千晴君） 日程第14、議案第36号 平成31年度榛東村上水道事業会計予算についてを議題といたします。

ここで、小山総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番小山久利議員。

[総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇]

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 議案第36号 平成31年度榛東村上水道事業会計予算について、総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

去る3月1日、当委員会に付託されました議案第36号 平成31年度榛東村上水道事業会計予算について、3月4日午前9時より301会議室において、委員全員、執行側より村長、副村長、関係課長、議長出席のもと、慎重に審査を行いました。

漏水対策や点検の実施状況について質疑がなされ、過去に行った漏水修理や平成30年度に実施した調査に基づき、平成31年度に漏水対策に係る予算を一部計上しているとの回答があり、さらに多様な視点からの方策の検討を要望します。

採決の結果、本予算は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

平成31年3月12日、総務産業建設常任委員会委員長、小山久利。

○議長（南 千晴君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審議の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第36号について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。



## ◎日程第15 議案第37号 村道の路線の認定について

○議長（南 千晴君） 日程第15、議案第37号 村道の路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久保田建設課長。

[建設課長 久保田邦夫君発言]

○建設課長（久保田邦夫君） 議案第37号 村道の路線の認定について、ご説明申し上げます。

議案書は277ページ、議案参考資料は151ページから154ページでございます。議案参考資料の152ページの路線認定調書をごらんください。

道路法第8条第2項の規定に基づき路線の認定の議決をお願いする路線は、2路線でございます。

初めに、路線番号2342、路線名は柳沢22号線でございます。起終点は山子田字柳沢2539番41地先から山子田字柳沢2539番39地先まで。延長は34.9メートル、幅員は5.0メートルでございます。

議案参考資料153ページをお願いいたします。柳沢22号線の路線認定図でございます。

この路線は、7区の自衛隊柳沢宿舎の西に位置し、村道柳沢12号線から北側に入る宅地開発により造成された位置指定道路でございます。開発事業者から道路敷の寄附を受けた路線でございます。

議案参考資料152ページに戻っていただき、路線認定調書の2段目になります。

路線番号3258、路線名は八之海道48号線でございます。起終点は広馬場字八之海道1031番2地先から広馬場字八之海道1031番1地先まで。延長は33メートル、幅員は4.15メートルから4.10メートルでございます。

議案参考資料154ページをお願いいたします。八之海道48号線の路線認定図でございます。

この路線は、南部コミュニティセンターの北側に位置し、八之海道8号線から南に入る宅地造成により整備された位置指定道路でございます。水道工事の施工に伴い地権者から道路敷の寄附を受けた路線でございます。

以上で説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第37号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第37号については、委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第37号 村道の路線の認定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第16 議案第38号 群馬県市町村総合事務組合格約を変更する協議について

○議長（南 千晴君） 日程第16、議案第38号 群馬県市町村総合事務組合格約を変更する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第38号について説明申し上げます。

群馬県総合事務組合格約の一部を変更する協議をすることについて議会の議決を求めるものでございます。

議案書は279ページ、議案参考資料は155ページでございます。

総合事務組合の組織団体であります富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合及び多野藤岡広域市町村圏振興整備組合が、消防団員及び消防吏員に係る賞じゅつ金支給事務の共同処理を平成31年4月1日から開始するため、組合の規約の変更を行おうとするものでございます。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕



○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

議案第38号については、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第38号については、委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
直ちに採決を行います。

議案第38号 群馬県市町村総合事務組合規約を変更する協議について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第17 議案第42号 自動車交通事故による対物損害賠償について

○議長（南 千晴君） 日程第17、議案第42号 自動車交通事故による対物損害賠償についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） それでは、議案第42号 自動車交通事故による対物損害賠償について説明を申し上げます。

本議案につきましては、議案書286ページをごらんください。あわせて、議案参考資料164ページをお願いいたします。

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議決を求めるものでございます。

事故の概要です。

平成31年1月25日午前8時10分ごろ、榛東地内村道において、前走車が停止したところ、不注意により本村公用車が追突事故を起こしたものでございます。

今回の和解につきましては、相手方車両の修理が完了したことから、当該対物損害事件について和解を行うもので、損害賠償の額は対物損害賠償金額部分として、70万1,374円を支払うものでございます。あわせて、対物損害に係る部分の請求権は放棄し、紛争を将来に残さないため、和解契約を締

結するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第42号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第42号については、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第42号 自動車交通事故による対物損害賠償について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第18 議案第43号 平成30年度榛東村上水道事業会計補正予算（第5号）について

○議長（南 千晴君） 日程第18、議案第43号 平成30年度榛東村上水道事業会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） それでは、議案第43号 平成30年度榛東村上水道事業会計補正予算（第5号）について説明申し上げます。

本件は、事故に係る車両保険の歳入並びに事故車両を更新するための車両購入に係る費用について補正を行うものでございます。

議案書287ページをごらんください。あわせて、議案参考資料は165ページからとなります。

議案第43号 平成30年度榛東村上水道事業会計補正予算（第5号）について、水道事業収益の収入予定額に45万円を加え、総額を3億1,325万1,000円とし、水道事業費用の支出予定額に6万9,000円を加え、総額を2億8,234万5,000円とするものでございます。また、資本的支出の支出予定額に144万2,000円を加え、総額を5,186万9,000円とするものでございます。

収益的収入及び支出の営業外収益として45万円の増、支出につきましては、営業費用として16万9,000円の増、営業外費用としましては10万円の減、資本的支出につきましては、建設改良費として144万2,000円の増でございます。

以上で説明とさせていただきます。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（南 千晴君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第43号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議案第43号については、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第43号 平成30年度榛東村上水道事業会計補正予算（第5号）について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第19 選挙第1号 榛東村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（南 千晴君） 日程第19、選挙第1号 榛東村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

お手元に配付いたしました榛東村選挙管理委員会委員及び補充員は、平成31年4月30日をもって任

期満了となります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

初めに、選挙管理委員会委員の氏名、住所を申し上げます。

委員、善養寺忠光氏、長岡881番地。委員、三俣哲夫氏、山子田1724番地2。委員、金井福治氏、新井1492番地5。委員、小野関守氏、広馬場2477番地。

以上の方を指名します。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した方々が選挙管理委員会委員として当選人と決定いたしました。

次に、補充員を指名いたします。

補充員、岩田正一氏、長岡1161番地1。補充員、狩野哲男氏、山子田9番地1。補充員、高橋尚子さん、新井427番地3。補充員、石坂二三雄氏、広馬場57番地。

以上の方を指名します。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました方を補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した方々が補充員として当選人と決定いたしました。

暫時休憩といたします。

午前9時58分休憩

---

午前10時13分再開

○議長（南 千晴君） 会議を再開いたします。

ただいま当選されました委員及び補充員の名簿を配付いたしましたので、よろしくお願ひいたします。

---

◇

◎日程第20 委員会の閉会中の継続調査に係る中間報告について（文教厚生常任委員会）

○議長（南 千晴君） 日程第20、委員会の閉会中の継続調査に係る中間報告についてを議題といたします。

文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査に関する中間報告について、文教厚生常任委員会清水健一委員長から中間報告をしたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

中間報告を受けることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、文教厚生常任委員会委員長の中間報告を受けることに決定しました。

清水文教厚生常任委員会委員長の発言を許可いたします。

8番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査に関する中間報告について。

このことについて、会議規則第44条第2項の規定により、中間報告します。

文教厚生常任委員会において、継続調査中の学童保育所について、会議規則第44条第2項の規定により中間報告を行います。

本件については、平成30年第4回定例会において、継続調査事件に追加し、平成25年からの資料をもとに調査を実施した結果、村の指導監督が十分でない点が見られたため、子どもの安全・安心な保育の充実に向けて、次のとおり改善要望します。

1、村は、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づき、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して当該管理の業務または経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、または必要な指示を積極的に行うこと。

平成31年3月12日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（南 千晴君） 以上で、清水文教厚生常任委員会委員長の中間報告を終了し、本件は報告のみといたします。

---

◇

## ◎日程第 2 1 総務産業建設常任委員会に付託の陳情第 4 号について

○議長（南 千晴君） 日程第21、総務産業建設常任委員会に付託の陳情第 4 号についてを議題といたします。

平成29年第 1 回定例会において付託を行いました陳情の審査経過及び結果について、小山総務産業建設常任委員会委員長より審査報告を求めます。

10番小山久利議員。

[総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇]

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 陳情の審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第89条の規定により報告いたします。

受理番号、平成29年陳情第 4 号。付託年月日、平成29年 6 月 7 日。件名、桃泉旧十二様南横道の舗装工事について。

委員会の意見、3月4日、本委員会で審議した結果、当該道路は交通量や利用度の視点から、道路舗装が急務ではないが、現地の状況は改善する余地があることなどから、全員賛成で趣旨採択とする。審査結果、趣旨採択。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） ただいま、小山総務産業建設常任委員会委員長より審査の報告がありました。平成29年陳情第 4 号は、審査の結果、趣旨採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、趣旨採択に反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

平成29年陳情第 4 号に対する委員長の報告は趣旨採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（南 千晴君） 全員賛成。

よって、本陳情は趣旨採択と決定いたしました。

---

◇

## ◎日程第 2 2 総務産業建設常任委員会に付託の請願第 2 号について

○議長（南 千晴君） 日程第22、総務産業建設常任委員会に付託の請願第 2 号についてを議題といたします。

平成30年第 4 回定例会において付託を行いました請願の審査経過及び結果について、小山総務産業建設常任委員会委員長より審査報告を求めます。

10 番小山久利議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小山久利君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小山久利君） 請願の審査報告書。

本委員会に付託の請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第 1 項の規定により報告いたします。

受理番号、平成30年請願第 2 号。付託年月日、平成30年11月30日。件名、「国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書」。

委員会の意見、3月4日、本委員会で審議した結果、消費税増税は国の制度設計であり、少子高齢化社会における社会保障の充実と主にその財源確保の観点から、本陳情は賛成少数で不採択とする。

審査結果、不採択。

以上でございます。

○議長（南 千晴君） ただいま、小山総務産業建設常任委員会委員長より審査の報告がありました。

平成30年請願第 2 号は、審査の結果、不採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、不採択に反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

5 番川田敏彦議員。

〔5 番 川田敏彦君発言〕

○5 番（川田敏彦君） 先ほどの請願に対しての不採択に対して反対の討論をしたいと思えます。

これ、今度の消費税の10%増税、これが10月1日から、それから今度の場合には2つほかにもあるわけですね。軽減税率の8%と、それから標準税率の10%。それからもう1つは、インボイス制度、請求書、適格請求書、適格領収書をつけると、それがついていて、今までのと違うんですけども、これ10%に上がる、それ自体私たちの生活が大変になると。これはもう消費者が買い控えをするし、それから小売店、事業者は売り上げが伸びないと、そうするとやっぱりそれは倒産や廃業に結びつい

ていくということになると思います。

これ、やっぱり私たち国民は、庶民はやっぱり反対をしたいと、それをこれは国が決めることですが、けれども、国に意見を挙げていきたいというふうに思います。消費者団体、主婦連だとかそれから業者の団体もスーパーマーケットの協会だとか、コンビニの加盟店協会だとか、チェーンストア協会とか、こういうところも反対をしているんですね。

この前、見ましたら、自民党の若手議員が会をつくっていて、日本の未来を考える勉強会というのをつくっているんですね。そこでは10%上げるんだというのとあわせて、5%に引き下げるべきだと、それで経済を回復していこうと、こんな本当にいいことを言っていると思います。

消費税で社会保障の財源に充てると、しかし、税というのは、どれも国民の生活に充てるわけですから、社会保障、消費税だけでなく、いろんなところから充てるわけですね。一方では、法人税率が下げられていますから、結局のところ、そのツケを私たち庶民が負うと、こういう形になると思います。

それから、反対の理由でもう1つ、この複数税率制が非常に業者に対して混乱を起こすものになると、私たち消費者はただ買うだけだから、値上がりを上がったというだけなんですけれども、業者は、今度は領収書は標準税率と課税税率と分けて書かなければならなくなりますから、何が8%で何が10%かというのを全部やるわけですから非常に大変になる。これ、レジのほうも大変になるわけですね。

それから、もう1つ反対のが4年後にはインボイス制というのが入るんですけれども、今まで免税業者は領収書を書いて、それが仕入れの税額控除になったんですけれども、今度はそれが税額控除になれないんですね。免税業者、売り上げが1,000万以下の、ということは、それになるためには、課税業者にならなければならなくなるわけですよ。今でさえ、細々と経営やっとなら続けている業者は、もうこれを機会に課税業者になって、お金をぼんと納めるか、もう廃業するか、これを迫られる。これは地域経済、村の経済、町村、みんな打撃を受けるし、本当にこれを機会にどんどん消えていってしまうと、商店や事業者が消えていってしまうと、そういう危惧がされるということなので、これは意見を挙げるべきだというふうに思います。

以上で反対討論とさせていただきます。

○議長（南 千晴君） 次に、賛成の討論を許可いたします。討論ございませんか。

8番清水健一議員。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 請願第2号「国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書」につきまして、不採択とすることに賛成の立場から討論を行います。

安倍首相は、昨年10月15日の臨時閣議で2019年10月の消費税率10%への引き上げを予定どおり実施すると表明しました。これは、2012年に自民・公明・民主の3党合意した社会保障と税の一体改革が



ベースにあり、少子高齢化が急速に進む中で、社会保障の安定財源を何としても確保しなければならないという認識からの決断であり、このことは大方国民の理解を得ているのではないのでしょうか。

この消費税の引き上げによって、2025年を念頭に進められてきた社会保障と税の一体改革が一区切りとなります。一方、人口構造の推移は2025年以降、高齢者の急増から現役世代の急減に局面が変化する見込みであり、2040年を展望すると現役世代の減少が最大の課題となっています。そのため、政府内に2040年を展望した社会保障・働き方改革本部が設置され、全ての世代が安心できる社会保障制度の構築に向けて、高齢者をはじめとした多様な就労、社会参加や健康寿命の延伸、生産性の向上などについて検討が開始されたところです。

消費税増税に向け、現在国においても地方においても、企業、事業者、経済界においてもさまざまな準備が着々と進められています。そんな中、消費税引き上げの中止を求めるのであれば、どのように安定財源を捻出して、ふえ続ける社会保障を確保していくのか。

意見書では、消費税を増税するのではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制こそ正し、暮らしや社会保障、地域経済の振興に優先的に税金を使い、内需主導で家計を温める経済政策を施し、社会保障制度の拡充や財政再建の道を開くべきであると述べていますが、そんな抽象的な言い回しではなく、どのような税金をどのように幾ら集めて、どのように国民的な合意形成を図って安定財源としていくのか、具体的な対案がない限り、無責任な絵に描いた餅と批判されても仕方がないのではないのでしょうか。

本年10月、消費税率10%への引き上げによる財源をどのように使うか、引き上げによる影響をどのように緩和するのか、幼児教育の無償化などの教育費負担の軽減は、消費税収の使い道を大きく変更したものであり、その変更自体が消費税を引き上げによる子育て世代への影響を緩和するものであります。社会保障の機能が全世代に広がり、強化される意義はまことに大きいと申し上げます。

したがって、本請願第2号「国に対して「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書」の趣旨には沿いがたく、不採択とすることに賛成するものであります。

以上私の討論といたします。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

13番早坂通議員。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それでは、反対討論を行っていきます。

「国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書」の不採択に対する反対討論を行います。

請願趣旨に述べられているように、消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公正税制を正すべきで、軍事費や不要不急の大型工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済優先に税金を使うべきです。そのことによって、社会保障制度の拡充も財政

再建の道も開かれると考えます。具体的には、今後検討されていくというふうを考えております。

よって、「国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書」の不採択に反対をいたします。

以上です。

○議長（南 千晴君） ほかに討論ございませんか。

2番善養寺孝議員。

〔2番 善養寺 孝君発言〕

○2番（善養寺 孝君） 請願第5に対する賛成討論を行います。

消費税増税は国策であるとともに、社会保障の安定財源の確保などの観点から、不採択に賛成いたします。

○議長（南 千晴君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

平成30年請願第2号に対する委員長の報告は不採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（南 千晴君） 賛成9、賛成多数です。

よって、本請願は不採択と決定いたしました。

---

◇

◎日程第23 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第24 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第25 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第26 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（南 千晴君） お諮りいたします。

日程第23、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてから、日程第26、議会広報常任委員会の閉会中の継続調査についてまでを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、日程第23から日程第26までを一括議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から、所管事務のうち、お手元に配付しました調査項目について、閉会中の継続調査の申し出がございました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とするこ

とにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南 千晴君） 異議なしと認め、議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◇

## ◎日程第 27 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

○議長（南 千晴君） 日程第27、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告についてを議題といたします。

小山久利広域議員から報告を求めます。

10番小山久利議員。

〔10番 小山久利君登壇〕

○10番（小山久利君） 平成31年2月、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会の報告。

平成31年2月15日、渋川市勤労福祉センター大会議室において、平成31年2月、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会が開催され、議案5件が上程されました。

議案につきましては、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議をはじめ、公の施設の指定管理者の指定及び条例改正、平成31年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分割割合や、一般会計予算について慎重審議の上、全て原案のとおり可決されました。

以上、報告といたします。

○議長（南 千晴君） 小山久利議員からの報告が終了いたしました。

本件につきましては、報告のみといたします。

---

◇

## ◎議長挨拶

○議長（南 千晴君） 以上をもちまして、本日までに付議されました案件は全て終了いたしました。ここで閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

2月27日の開会以来、本日までの14日間、6名の議員による一般質問、条例改正、補正予算、平成31年度当初予算などの議案について、熱心なご審議、活発な質疑、討論がなされ、議決いただき、本定例会が閉会できますことを厚く御礼申し上げます。

平成もいよいよ残すところ、40日余りとなりました。新しい時代が本村にとりまして、さらなる飛躍と発展、そして輝かしい年となることを願うとともに、議員各位におかれましては、新年度を控え何かと多用な時期となりますが、健康には十分注意され、ますますご活躍されますようご祈念申し上げます。閉会に当たっての挨拶といたします。

---

◇

## ◎閉 会

○議長（南 千晴君） 以上をもちまして、平成31年第1回定例会を閉会といたします。  
大変お疲れさまでした。

午前10時38分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 南 千 晴

榛東村議会議員 高 田 清 一

榛東村議会議員 清 水 健 一